

SANWA MOOK

今だからこそ  
知りたい

# 結婚と 性行為の歴史

著：鳥山仁

カバーイラスト  
三乳亭しん太

本当にあったエロスの風習  
略奪婚・売買婚・少女婚・妻と妾・不倫・寝取られ





イラスト 渦の木環

今だからこそ  
知りたい

# 結婚と性行為の歴史



目次	004
はじめに	005
1. 人間の起源	005
2. バハオーフェンとエンゲルス	005
古代ローマと結婚	008
1. 古代ローマとキリスト教	008
2. 古代ローマの結婚制度	009
3. 古代ローマの宗教とセックス	011
4. 古代ローマの『恋愛術』	020
5. ゲルマン人の結婚	023
キリスト教と結婚	023
1. キリスト教の起源	023
2. キリスト教と結婚	024
古代中国と結婚	029
1. 儒教と女性	029
2. 儒教と結婚	034
3. 儒教と離婚	036
4. 後宮と宦官	038
5. 道教と性愛の女神	039
日本と結婚 古代・奈良・平安時代	039
1. 日本列島と人類	039

2. 女性の嫉妬が許された	043
古代日本の上流社会	043
3. 天皇と采女	050
4. 平安時代の妻と妾	054
5. 妻問婚、招婿婚はあったのか?	058
6. 平安時代における婚姻と離婚の手続き	059
7. 庶民の結婚と女性の地位	060
8. 遊女と宗教	061
9. 古代日本の同性愛	064
日本と結婚 鎌倉・室町・戦国時代	066
1. 鎌倉時代の特徴	066
2. 北条政子と女性差別	066
3. 鎌倉時代の婚姻手続き	067
4. 御成敗式目と不倫	068
5. 御成敗式目と強姦	072
6. 室町、戦国時代の特徴	072
7. 戦国大名と政略結婚	074
8. 戦国時代の結婚式	075
9. ルイス・フロイスの見た日本女性と売買春	078
10. 鎌倉、室町、戦国時代の同性愛	083

日本と結婚 江戸時代	085
1. 江戸時代の特徴	085
2. 武士の結婚	086
3. 農村の結婚	087
4. 町人の結婚	091
5. 江戸の売買春	092
6. 側室と大奥	095
7. 江戸時代の離婚制度	098
8. 江戸時代の同性愛	099
明治から現代までの結婚	100
1. 明治政府と宗教政策	100
2. 社会主義体制から戦後へ	106
【補遺】結婚仲介業の歴史	112
1. 職業としての仲人の成立	112
2. 職業としての仲人の定着	114
3. 西洋文化と恋愛、儒教と仲人の規範化、優生学の隆盛	116
4. 公的な結婚相談所の萌芽	121
5. 終戦とお見合い結婚、結婚ビジネスの隆盛	123
6. 技術の発展と出会い系への展開	125
7. 総論〜未来の結婚紹介〜	128
奥付	130

## 1. 人間の起源

本書では人間の性行為とそれに伴う結婚制度について、主に日本と関係のある歴史的経緯を中心に解説する目的で書かれました。ただし、人間の歴史の大半は未だに謎が多く、はっきりしたことは分かっていません。現在では人間は約十四万年前にアフリカで誕生し、やがて世界中に移住していったのではないかとという仮説が有力視されています（アフリカ単一起源説）。

また、二〇一五年にエストニアのタルトゥ大学などによる研究グループが発表した論文には、約八〇〇〇年前の新石器時代に突入した時期に、女性と性交して子孫を残せた男性の数が極端に減っていたのではないかとという仮説が提示されています。その男女比は一对十七というもの（つまり、夫一人に妻十七人という換算）で、男性の約94%は子孫が残せなかったことになるのです。このような事態が発生した原因について様々な推測がなされていますが、はっきりしたことは分かりません。

現在の我々がかなり古い時代の人間の動向を推測できるようになったのは、遺伝人類学が発展したからです。この学問では主に分子系統学とい

う、タンパク質のアミノ酸配列や遺伝子の塩基配列を解析することによって、生物の系統を推測しようという学問の知見を人類学に応用しています。それが以前は遺跡などから過去を推測するしか無かったため、よく言えばロマン溢れる、悪く言えば荒唐無稽な学説が主張されることがありました。その中でもヨーロッパでかなり強い支持を得ていたのが『母権論』です。

## 2. バハオーフェンとエンゲルス

一八六一年に発表された『母権論』はスイスの法学者ヨハン・ヤコブ・バハオーフェン（一八一五～一八八七）によって書かれました。バハオーフェンはローマ法（古代ローマの法律をベースにした法体系）を専門とする学者で、一八四二年のイタリア旅行をきっかけに、同書につながる構想を思いついたようです（イタリア中部にある古代墳墓の研究が端緒とされます）。

『母権論』によると古代オリエントの世界は、

（1）乱婚時代。婚姻制度は無く、性規範は緩く、女性が複数の男性と性行為ができました。古代ギリシアで高級娼婦を意味するヘタイラ（女友達）からとって、ヘテリズムと名付けられています。

信仰されたのはギリシア神話のアフロディテ（ローマ神話のウェヌス、つまりビーナスに相当します）の原型となった神とされました。

（2）母権制。一夫一婦制で法律もあるのですが、女性が決定権を持つ社会とされました。信仰されていたのはギリシア神話のデルメルの原型で、地母神だったとされます。

（3）デュオニソス信仰。デュオニソスはギリシア神話に登場する葡萄酒と酩酊を司る神で、マイナスと呼ばれる女性信者を抱えています。このマイナスは酔った勢いで踊り、暴力を振るい、セックスをするという存在で、デュオニソスが命じるままに殺人をすることも厭いませんでした。バハオーフェンは、このマイナスを男性崇拜する女性に見立て、母権制から父権制への移行期を描きかけたようです。

（4）アポロン信仰。ギリシア神話に登場する男神、アポロンは古代ギリシアで広く信仰されており、光の神であり芸術の神であり、ボクシングの神であり……と多面的な性格を与えられました（複数の神が統合されたという説があります）。古代ギリシアではデルフォイという都市国家にある

神殿でアポロンが祀られており、そこではシビュラという巫女が神託を受け取っていたとされます。バハオーフェンはアポロン信仰を父権制の代表的な神と見做しました。

また、バハオーフェンはリュキア（現在のトルコ共和国の地中海に面したアンタルヤ県、ムーラ県付近に該当します）に住んでいたリュキア人を母権制の代表的な部族として考察を行っています。

『母権論』は十九世紀から二〇世紀にかけて欧米知識人の関心を惹きました。一九九一年の翻訳版『母権論—古代世界の女性支配に関する研究—その宗教的および法的本質』（みすず書房、岡道男・河上倫逸が翻訳）のまえがきにあるとおり、この本は文化人類学者のルイス・ヘンリー・モーガン、哲学者のヴァルター・ベンヤミン、そして精神分析家のカール・グスタフ・ユング、ヴィルヘルム・ライヒ、エーリヒ・フロム、文学者のトーマス・マン、ヘルマン・ヘッセなどに影響を及ぼしたとされます。また、中田薫、中川善之助、青山道夫などの法学者らによって大正期の日本にも輸入されました。

その中でもカール・マルクスと並んでマルクス主義の重要な伝道者だったフリードリヒ・エンゲ

ルスは、マルクスの遺稿をベースにして『母権論』の他にルイス・ヘンリー・モーガンらの著書を参照して『家族・私有財産・国家の起源』を一八八四年に発表し、独特の婚姻史を提示します。

同書によれば古代社会は原始共産制であり、乱婚かつ母系制（乱婚なので誰が父親なのか分からないという意味でしょう）で、国家も無く、階級制度は存在せず、私有財産も無い、平等な社会だったとされました。そして、私有財産制が確立するのに伴って母権制から父権制に移行し、ここから一夫一婦制が登場するのですが、性的な自由が阻害されるために不倫と売買春が補完関係になり、最後に共産主義が成立して一夫一婦制も消滅する、と予言しました。このように、予め決められた未来に向かって歴史が推移すると信じるものを見方を進歩史観と呼びますが、マルクスやエンゲルスが信奉していたのは、その中でも唯物史観と呼ばれるものでした。

しかし、考古学の実証的な研究が進んだ現在、バハオーフェンやエンゲルスが唱えた母権制社会が存在した証拠はなく、恐らくそのようなものは地球上に存在しなかっただろうと考えられています。ややこしいのは母系制といって母方の血族を重視する社会制度がある事で、インドネシアのミナンカバウ族や台湾のアミ族などが有名です。母

系社会では財産権は女性に属し、姓も母方のものを名乗るのが基本なのですが、女性に政治的決定権があるとは限らず、従って母権制には含められません。

ただし、乱婚という制度はグループセックスを想起させるため、今でも性行為連続性愛という、複数の男性、あるいは女性と立て続けにセックスをしたい性的嗜好の持ち主達からは、母権制は一種のユートピア的な社会として憧れのまなざしを向けられる場合があります。また『母権論』や『家族・私有財産・国家の起源』が正しいとされた時代に教育を受けた学術関係者の著作の中には、婚姻史を進歩史観に則って記述しようとした結果、史実とは異なる解説が加えられる場合があるので注意が必要です。

もう一つ注意しなければならないのが、エンゲルスを含む一部の社会主義者が残した再生産という概念です。

人間が生きていくためには食糧などを消費する必要があるため、その対価などを労働して何かを生産することで獲得する……という行為の反復を再生産と呼びます。英語では reproduction です。そして、エンゲルス自身が『家族・私有財産・国家の起源』で書いているように、この生産の中には「人間自体の生産、つまり種の繁殖」が含まれ



スイスの法学者であるバハオーフェンは、太古に乱婚制という女性が複数の男性と性行為ができる社会があったと推測しましたが、現在ではこの説は否定されています。

ます。要するに、ここでは男女がセックスして女性が妊娠し、子供を産むまでの過程を生産と呼んでいるわけです。

しかし、この理論の問題は人間を工業製品のよ  
うに扱っている点にはありません。理論の骨子に  
「生産と消費」という対義語を使っている点にあ  
ります。対義語とは反対の意味を持つ言葉の組み  
合わせで、たとえば「白と黒」「外面と内面」「男  
と女」などが代表的なものだと思われま

す。それでは、どうして対義語を使つてはいけな  
かという点、それが論理的に正確ではないからで  
す。例として「白と黒」を挙げて考えてみましょう。  
多くの人は「白の反対色」と尋ねられると、反射  
的に「黒」と答えたくりますが、実は黒以外の  
色もたくさんあります。赤、青、緑も「白の反対  
色」と言うことが可能です。従つて、論理的に正  
しい表現がしたい場合は、白とは異なる色を「白  
では無い色」と言うべきなのです。このように「×  
×では無い」という表現を否定形と呼びま

す。「生産と消費」という対義語も同様です。対義  
語を自明としてしていると、「何かを生産するため  
は何かを消費しなければいけない」と説明された  
時に、何となく「ああ、そうだな」と思つてしま  
うのですが、現実には「何かを消費しても何か  
が生産できるとは限らない」場合があるのです。逆

に「何かを生産しても、それが消費されるとは限  
らない」場合もあります。

論理も同様で、生産の否定形は「生産では無  
い」であつて、それが消費とは限りません。逆に  
消費の否定形は「消費では無い」であつて、それ  
が生産とは限らないのです。しかし、対義語を自  
明としていると、こうした厳密な説明を理解でき  
なかつたりうざつたかと思つたり、場合によつて  
は一種の言葉遊びと認識してしまふよう

です。幸いなことにマルクス主義が退潮して以降、  
reproduction という概念は廃れつつあるのです  
が、人口問題や婚姻史などのジャンルでは未だに  
使われる場合があります、たとえば一九九四年にエジ  
プトのカイロで開かれた国際人口開発会議（IC  
PD）では、Reproductive Health/Rights（直訳  
すると「再生産のための健康／権利」になります）  
という概念が提唱され、ある程度定着してしまつ  
ています。日本ではさすがに意味不明だと思われ  
たのか『性と生殖に関する健康・権利』というま  
ともな意識になつていますが、本書以外の書籍や  
論文などに登場する場合がありますので注意が必要で  
す。

## 古代ローマと結婚

### 1. 古代ローマとキリスト教

伝説によると古代ローマ国家は紀元前八世紀に  
現在のイタリア共和国にあるローマ市で建国され  
ました。ローマは紀元三三〇年に皇帝がコンスタ  
ンティノポリス（現在のトルコ共和国にあるイス  
タンブル）へと遷都した段階で全土の首都として  
の役割を終え、帝国が東西に分裂した後の紀元五  
世紀以降は一時衰退しました。これ以降も、ロー  
マの名を冠した国家は続いていくのですが、本項  
ではその詳細について述べません。

前述したように、古代ローマという名称で指し  
示すことが可能な年代は一〇〇〇年を超えるもの  
で、これを日本に置き換えると平安時代から現代  
までを含むこととなります。つまり、時代の経過  
と共に生活、政治制度、社会状況が変化している  
ため、これらを一括して説明することは不可能で  
す。

本書で古代ローマを取り上げるのは、三八〇年  
にテオドシウス帝（三四七～三九五）が「テッサ  
ロニキ勅令」を發布し、三二五年のニカイア論争  
で勝ったキリスト教ニカイア派を保護し、これに  
対抗していたキリスト教アリウス派を筆頭とする  
他派を弾圧し始めたからです。更に三八八年には

それまで古代ローマで信じられていた多神教の廃絶を行います。こうしたテオドシウス帝によるキリスト教ニカイア派保護の背景には、アンブロジウス（三四〇〜三九七）というニカイア派の司教がいたのですが、いずれにせよこれらの政治的決定によって、ヨーロッパにキリスト教が浸透する素地ができあがります。

しかし、一〇〇〇年以上続いた古代ローマの伝統がただちに廃絶したわけではなく、ラテン語圏を中心に地中海周辺（オリエント地域）には大なり小なりの影響を残しました。従って、日本に輸入された欧米の習慣の中には、少なからず古代ローマに根拠を求められるものがあります。本項では、まず古代ローマ時代の結婚制度や性愛観を追い、続いてキリスト教の結婚観や性愛観について検討していきたいと思えます。

## 2. 古代ローマの結婚制度

古代ローマを建国したのはロームルスという伝説的な人物でした。ロームルスは当時の古代ギリシア世界、エーゲ海沿岸（現在のトルコ領）で起こったトロイア戦争で敗走したトロイアの武将、アエネーアースの子孫だとされています。アエネーアースは各地を流転した後、イタリアのラティウムに定住して、地元民のラテン人と一緒に

ラウイニウム（現在のイタリア共和国、プラティカ・デイ・マーレ村）という国を作ります。

ロームルスはお家騒動が原因でラウイニウムを出て、弟のレムスと一緒に都市国家ローマを建国します。そこはラウイニウムから二〇キロしか離れていない場所でした。しかし、ここで問題が起きます。ロームルスとレムスに付き従った大半が男性だったのです。このままでは、子孫を作ることが出来ません。

そこで彼らは近隣に居住していたサビニ人の中に妻となる女性を求めますが拒否されます。するとローマ人は祭りを開催しサビニ人を招待すると、彼らを騙して未婚の女性を誘拐します。いわゆる略奪婚です。

ロームルスは捕まえたサビニ人女性たちを「説得」して、ローマ人男性たちと強制的に婚姻関係を結ばせませす。怒ったサビニ人は周辺部族に助力を求めました。中でもカエニナ人は怒り、ローマに軍勢を派遣しました。しかし、これを迎え撃つたロームルスは、カエニナ王のアクロンを一騎討ちで倒し窮地を逃れます。

その後、武力によって周辺都市を服従させたロームルスは、サビニ人を支配下に置くことに成功しますが、あくまでも伝説であって考古学的な証拠はありません。ただしヨーロッパでは、この

伝説が『サビニの女たちの略奪』として、たびたび作品化されています。

史実として確実だと思われるのはクム・マヌ（手権婚）という方法で、妻を法的に夫の娘とすることが結婚を意味していました。この制度は嫁取り婚の一種でしたが、妻は夫の完全な支配下であり、ドス（嫁資）も夫の自由に使うことが可能で、離婚も自由に言い渡せるという酷い代物でした。

そこで紀元前二世紀頃から一般化したのがシネ・マヌ（無手権婚）という制度で、こちらは結婚後も法的に女性の父親は以前のままで、ドス（嫁資）を自由にする権利も彼女（妻）にあるというものでした。更に妻からも離婚の申し立てを行うことが可能になり、仮にその言い分が正当であると認められた場合、夫にはドス（嫁資）を返却する義務がありました。

ちなみに、ドスとは父親から娘に送られる生前財産分与の一種でした。嫁に行ってしまう娘は遺産相続権を失うので、それを事前に回避する目的で父親がドスを持たせて婿の元に送ったのです。つまり、古代ローマは典型的な父系制、誰が父親なのかを重視する社会でした。

古代ローマは前述した伝説の王、ロームルスから始まり、王政を廃止して共和制を経て帝政に移行するのですが、その過程でゲンス（氏族）と呼

られる血族集団を構成していたファミリア(家族)が政治の基本単位となつていきます。このファミリアを率いているのがパテル・ファミリアース(家父長)であり、家父長は家族構成員の生殺与奪権を握っていました。こうした制度を家父長制、あるいは父権制と呼びます。

家父長には自分の子供達をどこに嫁がせるか、あるいはどの嫁を貰うかを決める権利もありました。ただし、古代ローマでは、結婚可能年齢は女性が十二歳、男性が十四歳と法律で決まっています。基本的に一夫一婦制で、一夫多妻、あるいは一妻多夫は認められていなかったようです。財産相続権があつたのは嫡子のみでした。

この二つの条件をクリアせねばならなかったため、上流階級の結婚は非常に難しいものになってしまいました。まず、結婚する家同士の家柄や財産が釣り合った上で、更に夫となる男性の将来性が認められねばならなかったせいで、男性の晩婚化が進みました。一定以上の年齢になり、実際に社会で働いてみないことには、有能かどうかの判断ができなかったからです。その反対に、妻には高額のレストランの出産が期待されたため、若年時の結婚が推奨されました。

この結果として男性が二〇代後半から三〇代、女性が一〇代という年の差婚が常態化するのです

が、これは生物としての人間に反した行為でした。他のほ乳類同様、人間の男性と女性には肉体的な性差があります。生殖行為に絞って述べると、男性は性成熟が早く、精通直後から女性を妊娠させられるのに対して、女性は外見の成熟(外見に限って言えば十五歳程度で胸の大きさなどは固定してしまいます)に比べて性成熟が遅く、若年不妊が起きやすいだけでなく、医療が発達していない地域では、出産を乗り切れずに死亡する事例が相当数あります。古代ローマでも同様の事態が起きていたのは間違いなく、女性の平均寿命が約二九歳になつてしまつた主要な原因の一つだつたと推測できます(ちなみに男性の平均寿命は約四一歳でした)。

もしも似合いの男女が見つかつて結婚が具体的になつてきたら、男性から女性に鉄製のリング(アールス・プロースブス)が送られました。これはギリシア神話の主神ゼウス(ローマ神話のユピテル)が、人間に火を与えたことよつて罰を受けていた神プロメテウスを開放する条件として服従の誓いを立てさせ、その証拠として彼を繋いでいた鉄の鎖から指輪を作つてはめさせた、という伝説に基づいていたと考えられています。要するに、妻は夫に服従しろという意味です。

また、指輪をはめる場所が薬指だったので、

これは薬指から愛情静脈と呼ぶ血管が出て心臓に直結しているという迷信が根拠でした。このため、薬指は薬を作る(薬効成分をかき混ぜる)時にも使われていました。もしも薬物に毒が含まれていれば、薬指から心臓に警告が届くと考えられていたからです。

これ以降の手順はナンバリングで説明します。

- (1) 結婚が決まると、婚約式が開かれました。新郎・新婦の他に両家の両親と親族が呼ばれて証人になります。前述した婚約指輪は、この時に新郎から新婦に贈られたようです。
- (2) 結婚式前夜に花嫁は花嫁衣装を身につけます。結婚式当日になると、新郎と新婦、及びに両家の両親と親族が新婦の家に近い神殿に行きました。そこで動物の生贄を捧げて神の加護を祈ります。
- (3) 生贄を捧げる儀式が終わると、次に結婚契約書に証人がサインをします。この後、新婦が「あなたがガイウスであるところでは、私はガイアです(Ubi tu Gaius, ego Gaia)」という台詞を口にするのですが、この意味はよく分かっていません。
- (4) 新婦の宣言が終わると、新郎と新婦は結婚式に訪れた両親や親族の前で握手します。

これで結婚が成立したことになります。

(5) 結婚式が終了すると一同は新婦の家に戻り、近隣の住民も呼んで披露宴を開きます。

(6) 日没が近づくと披露宴を止め、新婦の家に向かう準備が整えられ、花嫁行列が始まります。花嫁行列の参加者は、新郎の家に到着するまで祝福の歌を歌っていたようです。

(7) 新郎の家に到着すると、新婦は新郎の友人二名、あるいは新郎自身に抱えられ、彼の家の敷居をまたぎます。この風習は前述した『サビニの女たちの略奪』を再現したものとという説もありますが、はっきりした理由は分かっていないようです。

(8) 家の敷居をまたいだ新婦に対して、新郎が家事の象徴である火と水を渡した段階で結婚が終了します。

以上の方法は古代ギリシアで行われていた結婚式の強い影響下、もっと露骨に言えば相当の模倣があったと考えられています。ただし、このような結婚式を挙げられるのは限られた富裕層のみでした。そして、一般庶民の結婚式がどうなっていたのかはよく分かっていません。

そもそも庶民は莫大な財産を持っていないので、財産分与を巡っての揉め事とは無縁であり、結婚

という制度にこだわる理由が無かったとも言えます。そこで、財産のない夫婦の大半は事実婚だったのではないかと推測されています。

ただし、階級の上下を問わず、為政者によって結婚を禁止されていた組み合わせがありました。具体的には、

(A) 兵士。帝政期の古代ローマ軍は職業軍人の集まりで、「愛する者がいると命がけで戦わなくなる」という理由で結婚が禁止されていました。そこで、恋人ができて内縁関係で済ませ、除隊後に正式な結婚をするというケースが多かったようです。

(B) 属州の役人と、現地女性の結婚。これは、いわゆる「現地惚れ」を防ぐ目的でしょう。ローマ帝国のために派遣された役人が、現地人のために便宜を図りだしたら、現代以上に深刻な問題を引き起こすことは容易に想像できます。

(C) 奴隷との結婚。身分制度の維持が目的でした。ただし、奴隷を一旦解放すれば結婚が可能でした。このため、若い女奴隷を解放し、結婚しようと思ったら逃げられたという老齢の男性が相当数いた、という逸話が伝わっています。

(D) 元老議員家系と賤業者(娼婦や俳優)。これも身分制度を維持する目的で設けられた制限だと思われます。

(E) 四親等以内の親族同士。近親姦防止が目的と思われる。

の五つでした。

### 3. 古代ローマの宗教とセックス

キリスト教が広まるまでの古代ローマ人のセックスに対する価値観は、現代人とは大きく異なっていました。当時のローマは多神教で、

(A) 昔からローマで信仰されていた。

(B) 紀元前六世紀あたりから、古代ギリシアの神話を移入、翻案した。

(C) 古代エトルリアや古代エジプトなど、古代ギリシア以外から移入、翻案された。

(D) 人間の神格化。

(E) その他。

の五パターン、及びにそれらの要素が組み合わせられた神々が信じられていました。この辺は神道に属する氏神や土着の神々の他に、仏教という形で外国から神々を輸入し、優れた人間や祖先を

神格化する傾向のある日本と状況が似ていると言えるかもしれません。

古代ローマ人は概して迷信深く、各家庭にラリウムという神棚（もしくは祠）を設け、自分達に関係するとされる神々を祀り、毎朝礼拝をするのが習わしでした。各神々を称える祝祭も頻繁に行われていました。

その中でも、セックスと結びついていたのは以下の三柱でした。

### ■ウエヌス (Venus)

日本では英語読みのヴィーナスの方が通りが良いでしょう。元は菜園の神だと言われていますが、はっきりしたことは分かりません。古代ローマにギリシア神話が輸入された際に、アフロディテと同一視されるようになりました。

アフロディテは性愛を司る女神であり、人間はもちろん神々まで恋愛、性衝動の虜にする力があり、これに対抗できるのは性愛に関与しない処女神を含む少数の神だけとされます。

古代ローマにおけるウエヌス信仰は、この女神がユリウス氏族の先祖として、シチリアのエリクス山から紀元前二一五年頃にローマへと移入されてから盛んになったと考えられています。これは、アフロディテがゼウスの策略により、人間の男性

であるアンキセスと恋に落ち、生まれた子供であるアエネーアースが、トロイからイタリア半島に移住して、紆余曲折の後にラティニウムという都市を築き、この都市の住民からローマが派生した、という伝説に基づいています。

特にユリウス氏族の一人である、ガイウス・ユリウス・カエサル（紀元前一〇〇〜紀元前四四）が優れた軍事的才能を示してからは、軍神としての性格も付与されたようです。

多くの古代ローマ人はウエヌスによって性的興奮が引き起こされると信じていました。このため、彼らは後のキリスト教徒のように性欲に対して強い罪悪感を抱くことはなかったと考えられています。

現代ではアフロディテから引き継いだ金星の象徴、女性を表す♀の記号、ロマンス諸語における金曜日の名称（例えばフランス語の *vendredi*）などにウエヌスの痕跡を見いだすことが可能です。

### ■プリアーポス

プリアポスとも言います。元はヘレスポントス（現在のダーダネルス海峡）にあったランプサコスという都市で信仰されていた豊穡神で、巨大な男根を持つ男性、あるいは男根そのものの形状をしていました。ウエヌスと並んで性的衝動が起き

る原因の一つと見做されていたようです。古代ギリシアに伝わってからは、葡萄園や庭園の守り神として信仰され、果樹園では男根状の案山子として利用されていました。古代ローマでは、妊娠したい女性が崇拜することもあったようです。

### ■フローラ

花と花の豊饒の女神で、蜂蜜はフローラによって人間にもたらされるとされています。元はギリシアのニュムペー（下級女神。英語ではニンフと呼ぶ）、クロリスだったという説があります。古代ローマでは紀元前二四一年、あるいは二二八年に起こった干ばつを契機に神殿が建てられ、紀元前一七三年頃から四月二八日から五月三日にかけて、フロラリアと呼ばれる祝祭が行われるようになりました。

フローラは直接的に性を司る神格ではないものの、フロラリア祭に娼婦達が公然と参加していたため、実質的に性行為と関連性のある女神という扱いになっていたようです。

性衝動が神々からの贈り物である以上、古代ローマ人の大多数は性行為が罪深く後ろめたいもので、できるだけ隠れて行うべきだという発想はありませんでした。セックスで快楽を求めること

は是とされ、最高の快楽を伴った方が妊娠しやすいと考えられていました。

そのため、子供の目につく場所にも性行為の図像や男根を飾っていました。特に勃起したペニスは幸運のシンボルであり、ローマ市内のいたる場所に勃起したペニスを模した装飾品や絵が飾られていました。また、祠に祀られている男根を軽く撫でることによって厄除けができると信じられていたり、青銅製の勃起した男根をペンダントとして身につけることがお守りになると考えられていました。

特に有名なのが、小さな青銅製の男根を細い鎖で束にして繫いだもので、これを揺らすと音が出るためティンティンナーブラ（鈴）と呼ばれていました。

古代ローマの性道徳について、次に考慮すべきなのは身分差です。古代ローマでは奴隷制度や女性差別が自明の価値観として認められていました。従って、支配層に属するローマ市民男性は、セックスの最中でもイニシアティブを握らねばならないとされてきました。

自分よりも社会的な地位が低い者との性行為を「下淫」と呼びますが、ローマ市民男性にとって下淫は守るべき不文律でした。性行為の相手は同じローマ市民女性、女奴隷、そして若い男奴隷に

限られました。

ここで気付いていたいただきたいのが、男性同性愛の扱いで、「ローマ市民男性はセックスの最中にもイニシアティブを握るべし」というルールは彼らの間にも適用されました。古代ローマでは同性愛者やバイセクシャルを意味する単語は存在せず、差別がなかったかあっても微少だったことは確実なのですが、それはあくまでもローマ市民男性がセックスの最中にイニシアティブを握っている時だけでした。

これを破ってローマ市民男性が、相手に奉仕する立場になったり、受けの立場でセックスをしていることが明らかになると「キナエドウス」あるいは「パティクス」と呼称され、下層民に落とされた上で選挙権や裁判権も剥奪されてしまいました。ローマ市民男性に許されていた同性愛行為は、若い少年を相手に自分がリードするセックスだけでした。

そして、このルールの延長線上にオーラルセックスの禁止がありました。古代ローマ人にとって口は神聖な器官であり、これで性器を愛撫することは避けるべき行為でした。従って、ローマ市民男性がフェラチオやコンニリングスをすることは禁忌と見做されていました。特にフェラチオを強要されることは避けねばならないとされていました。


た。

このタブーはかなり強かったようで、社会的地位の高い人物が「オーラルセックスをした」と告発された場合、それは裏切り行為を働いたのと同義と見做されました。また、フェットラートル（マスコ舐め野郎）という単語には、ローマ市民男性にとって最大級の侮辱の意味がありました。

更にオーラルセックスをしないという目的のため、グループセックスも謹むべきであると考えられていました。しかし、ややこしいことに、ローマ市民男性が「フェラチオをされる」ことは禁止されていませんでした。

そして、これらの性行為に対する価値観にもギリシア的な要素が紛れ込んでいました。セックスの相手として、美少年や美少女の奴隷を買い求めるという習慣です。こうした行為は現在ではれっきとした犯罪ですが、当時の富裕層の間では常態化していたことが分かっています。

セックスは主人がしたい時に行われ、奴隷に拒否権はなく、それが当然のことだと了解されてきました。従って、異性間であろうと同性間であろうと、奴隷と主人の間には性的な関係があると見做すのが暗黙の了解でもありました。この点で、古代ローマが「退廃していた」と批判されるのはやむを得ないでしょう。また、古代中国や日本で



古代ローマでは古代ギリシア同様に、同性愛が公認されてきました。その代わり、ローマ市民が奴隷や年少者に奉仕する立場になることは許されませんでした。

イラスト／月極 亜葵良

も同じ状況があったことに留意せざるを得ません。この性奴隷と似たような境遇にあったのがウエイトレスや娼婦でした。

ウエイトレスは古代ローマの軽食堂であるポピーナで働いており、サービスの一環として売春をしていました。彼女達は客との交渉が成立すると、店の奥にある中二階で性行為に応じました。その代金も格安で、料理の支払いと一緒に行われていたようです。

一方の娼婦ですが、その大半は奴隷としてルバーナル（娼館）に売られ、客を取らされていました。また、他の階級の女性と区別しやすいように、毛髪を青かオレンジに染めることが義務づけられていました。

娼館は入り口にローマンランプを二つ吊していたため、夜間の識別が容易でした。安価な娼館は内部がカーテンで間仕切りされており、客は狭い空間でサービスを受けました。高級な娼館では、壁にエロティックな絵が描かれていたりするなど、装飾も凝ったものだったと考えられています。ローマ市内ではローマの起源となった場所とされる、アウエンティヌスの丘（現在のアウエンティノ）近辺に高級娼館が立ち並んでいました。そして、ここでも文化のギリシア化がありました。高級娼婦をケーナ（夕食）やコミッサティオ

（無礼講）に呼ぶという風習です。彼女達は、ただセックスするのではなく、宴席で楽器演奏や舞踊をする必要がありました。つまり古代中国の妓女（ぎじょ）、日本の芸者や芸妓に近い存在だったようです。

しかし、高級娼婦よりも更に高額なサービス料を請求できる商売がありました。男娼です。前述したように、古代ローマの性道徳では、ローマ市民男性が相手にできる男性は若い男という不文律があったため、男娼が活動できる期間は成人までと短かったのが原因だと思われまます。そして、奴隷が大半だった娼婦と異なり、男娼は後に莫大な財産を貯めた者が多かったことも分かっています。この点でも、古代ローマは徹底した女性差別社会だったのです。

しかし、ここでいくつかの疑問が生じます。一つ目は「ローマ市民男性はセックスの最中にもイニシアティブを握るべし」という理念は解るとして、実践ではどうやってその状況を作っていたかというものです。もっと露骨に言うのであれば、いくら権威のあるローマ市民男性であったとしても、童貞、あるいは性交回数が少なければ、性行為の場でイニシアティブを握れないはずですが、結論から言ってしまうと、どうやらローマ市民男性は結婚前に家内奴隷や娼婦に手ほどきを受け

て童貞を捨て、性的な経験を積んでいたようです。性行為を技術として見做すのであれば、こうした学習方法は常に、現在でも有効です。つまり、自分より年上で経験を積んだ者から性の技術を教わっていけば、結婚後に支配対象となる妻や奴隷達に後れを取ることはありません。少なくとも、結婚まで童貞で初夜の晩に何をやって良いのか判らず、混乱して雰囲気をつまみ無にするおそれは少なかったはずで、また、幼少期に同性愛行為（少年愛）の対象となっていれば、こちらは自動的に経験を積めたはずでした。

一方の女性ですが、未婚女性が処女である事は絶対とされ、婚姻前の性行為が許されたとしても、それは婚約者の男性のみでした。他の男性の子供を身ごもる可能性を少しでも減らすためです。未亡人は再婚を一年間禁じられていましたが、これも同様の理由からでした。

女性の外出は原則として許されず、仮に行事のために外に出られたとしても、親族かコメス（女性が外出した時に警護兼浮気監視としてつくっていく奴隷）同伴でした。

恐らく古代ローマにおいて、性的な自由を謳歌できたのは解放奴隷の女性だけだったのではないかと推測されています。前述したように、ただの奴隷であれば主人の誘いを断ることができなかつ

イラスト/大和 テクノ

古代ローマにおいて、奴隷は主人にとって性行為の対象とみなされることが当然でした。また、奴隷には性行為を拒否する権利はありませんでした。



たからです。

二つ目は「性的に奔放と言っても、結婚後の女性とは別だろう。浮気しまくって他の男性の子供を身ごもったら大変なはずだ」というもので、これは現実にローマの富裕層で大きな問題になっていました。

前述したように古代ローマ社会は極端な男尊女卑で、夫の不倫は「自分よりも身分が高い相手とセックスしてはいけない」というルールさえ守っていれば黙認されました。しかし妻は貞節を求められ、夫以外の男性と肉体関係を持つことを禁止されていました。

こうした「妻の不貞」を防止する目的で、古代ローマではいくつかの決まりがありました。

まず挙げられるのが「接吻制度」です。これは上流階級に属する女性の飲酒を禁止するというのもので、酔った勢いで不貞を働く危険を排除する狙いがありました。そして、飲酒をしているかどうかをチェックする目的で、妻には毎日夫にキスをする義務が課せられました。もしも、そこで飲酒していることが発覚した場合、餓死するまで部屋に閉じ込められたり、撲殺されることもあったという過激なものでした。

次に性行為にも制限が設けられていました。上流階級の女性が性行為をする場合、体位は正常位

か後背位のみで、ストロピウム（ブラジャーの一種）を着用したままするのが一種のマナーとして成立していたようです。要するに、上流階級の女性は全裸になったり騎乗位で自分から腰を振るのははしたないと思われていたわけです。

最後に処女神の信仰があります。前述したように、性衝動を司る女神であるウエヌスは極めて強い力を持っており、人間はおろか主神であるユピテル（ギリシア神話のゼウスに該当）すら恋の虜にすることができました。こうしたウエヌスの力に抗えたのは、性行為をしないという誓いを立てた処女神でした。その中でも、既婚女性と関係が深かったのがウエスタでした。

#### ■ウエスタ (Vesta)

竈（かまど）を司る女神ですが、崇拝の対象になつていたのは火そのものだったようです。ローマ独自の神話はほぼ残っておらず、後にギリシア神話の処女神ヘステイアと同一視されるようになってきました。これはヘステイアが炉の神だったため、ウエスタと共通点があったからだと考えられています。

古代ローマでは国家が信仰の対象としており、貴族階級から選ばれた女性が巫女として神殿に仕えていました。彼女達を「ウエスタの処女」とい

い、巫女である間は処女でいなければならないという決まりがあった反面、男尊女卑が激しい古代ローマでは例外的に強い権力を与えられていました。たとえば、帝政期の首都ローマでは、混雑解消の目的で車の市内乗り入れは原則として禁止されていましたが、ウエスタの処女が乗る車は例外的に許可されていました。

また、六月に行われる祭事の際には、神殿が主婦に開放されたと言われています。

しかし、様々な対策をしても年の差婚の欠点をカバーすることは出来ませんでした。例えば夫が三五歳、妻が十五歳で結婚したとしましょう。十五年後には夫は五〇歳。男性としては相当くたびれてくる年齢です。一方の妻は三〇歳。性嫌悪症でない限り性的には成熟した年齢になります。

これで不倫が起きないはずがなく、現実に高確率で不貞が発覚しました。

たとえば、共和制後期から帝政初期の優秀な軍人、マルクス・ウイプサニウス・アグリッパ（紀元前六三〜紀元前十二）は四一歳の時に彼の盟友であるアウグストゥス帝の娘であるユリア（紀元前三九〜紀元十四）と結婚していますが、彼女の年齢は十八歳でした。当初、二人の結婚は上手くいっていましたが、アグリッパが男性として衰え

古代ローマの市民男性は、性行為の最中にもイニシアティブを握る必要性から、童貞のまま結婚するのは恥とみなされていました。多くの男性は結婚する前に、奴隷や娼婦で初体験を済ませていたのではないかと推測されています。



ると、ユリアは公然と浮気をするようになります。彼女はアグリッパの子供を身ごもっていた時期に、他の男性とセックスをすることによって、不倫の子ができないようにしていたと伝わっています。

娘の乱行に頭を痛めたのか、アウグストゥス帝は紀元前十八〜紀元前十六年に「姦通法 (Lex Julia de adulteris coercendis)」を制定するのですが、夫が浮気相手を殺害しても良い条件として、

(1) 自宅で妻と相手が不倫している現場を取り押さえること。

(2) 不倫相手がルパーナル(娼館)関係者か、俳優、踊り子、歌手として舞台上上がった経験がある人物、前科者でローマ市民としての権利を回復していない人物、そして妻、夫、あるいはそのどちらかの父親、母親、彼らの息子、娘の解放奴隷(奴隷身分から解放され、ローマ市民権を得た人達)。

の二つが定められていました。

この法律から妻が不倫相手を選ぶパターンが推定できます。まず、ルパーナル(娼館)に関しては説明不要でしょう。ちなみに相手が男娼とは限らず、妻が娼婦と関係している現場を夫が取り押さえ、二人とも殺害したという記録があるそうで

す。

次の歌手や踊り子や俳優も分かり易い例で、観劇で相手を物色した妻が、自宅に呼んだというケースでしょう。いわゆる「役者買い」という行為で、これも江戸期の日本にあった風習です。

最後の一つは明らかに家令を念頭に置いた規定です。彼らの多くは妻方の父親か母親の解放奴隷で、妻のドス(嫁資)を管理するのが仕事でした。しかし、女主人にとって身近かつ従順な男性だったため、性的な欲求不満を解消するにはうってつけの相手でもありました。夫にとって最も危険な存在が、この家令であったことは想像に難くありません。

ちなみに、もっとアクティブな不倫相手を選ぶ女性もいました。グラディاتور(剣闘士)です。こちらも妻がアンフィートルム(円形劇場)で相手を物色し、自宅に呼びつけていたようです。グラディاتور(剣闘士)は古代ローマにおけるセックスシンボルの扱いだったので、上流階級の夫人と一緒に駆け落ちするという事例すら発生しています。

しかし、前述の浮気は相手を選んでいただけ、まだ慎重深い部類に入りました。セックスの相手欲しさに娼婦の身なりをして、金を取った上で男性を漁る上流階級の女性が存在していたのです。

帝政ローマ期を代表する歴史家であるタキトゥスによると、この女性はウイステイリアという名前で、恐らくルパーナル(娼館)にいたところを摘発された際に、取締官に対して「女性が売春する自由」を主張したとされています。これは姦通罪の適用を避ける上手い言い訳でもありません。というのも、娼婦に姦通罪を適用するわけにはいかなかったからです。そんなことをすれば、売買春が不可能になってしまいます。

仕方がないので元老院は、十九年に祖父、父、夫が騎士階級の女性に「貞操を換金すること禁止する」、すなわち売春禁止の元老院議決を發布することになります。ところが、それでも上流階級女性の売春はなくなり、あろうことか第四代皇帝クラウディウス(紀元前十〜五四)の皇后である、ウアレリア・メッサリナ(二〇〜四八)が、深夜になると宮殿を抜け出し、娼館でスキッラという変名で客を取っていたという事実が明らかになります。

生没年を見れば分かりますとおり、この夫婦も三〇歳以上の年の差婚でした。メッサリナはそれでも性欲を満たせず、最後はガイウス・シリウスという元老議員と重婚。夫を殺害しようとしたところ、計画が漏れて逆に殺されてしまいました。

#### 4. 古代ローマの『恋愛術』

戦勝により多数の捕虜を奴隷とし、彼らを使役することで安価な農作物を得て栄えていた古代ローマ国家の首都ローマは、現代に比べると医学や科学技術などの理数系の知識は劣っていたものの、文学や芸術面では古代ギリシア文化の模倣から現代でも通用するレベルの作品を生み出していました。これをラテン文学の黄金時代と呼称します。

その中でも恋愛や性愛関連で重要だと思われるのが、オウイディウス（紀元前四三〜紀元十七）の『恋愛術（Ars amatoria）』です。日本では現在でも岩波書店から『恋愛指南―アルス・アマトリア』（翻訳・杏掛良彦）のタイトルで発売されています。

オウイディウスはエレゲイアと呼ばれる二行連詩の中でも、恋愛をテーマにした恋愛エレゲイア詩で頭角を現し、詩人の地位を確固たるものになりました。このオウイディウスが満を持して四〇歳の頃に発表したのが前述した『恋愛術』で、男女間の恋愛行動における駆け引きを客観的に記述している点に大きな特徴があります。

これは古代ギリシアの教訓詩と呼ばれるジャンル（現在であれば教養書、技術書に相当する）の

パロディーとして書かれたためですが、その中身は極めて実践的でした。

ただし、同作が書かれた時代のローマは、何度も書いておき男女差別が自明のものとして受容されていたため、男性向けの第一巻では、

接吻を奪ってからは、満願成就まではなほどのことがあるうか。ああ、なんたることぞ。そんなのは恥じらいではない。野暮というものだ。力づくでものにしてもいい。女にはその力づくというのがありがたいのである。女というものは、与えたがっているものを、しばしば意に添わぬ形で与えたがるものだ。どんな女であれ、犯されてからだを奪われることをよろこび、さような無法な行為を贈り物のように受け取るものだ。ところが、無理強いされるかもしれないときに、手もふれられぬままで男のもとから離れるとなると、顔ではうれしそうに装ってはいても、その実悲しいのである。フォイベは暴力をこうむったし、その妹にも暴力が加えられた。力づくでからだを奪った二人ともが、奪われた女たちの心にかなう者となったのだ。

（『恋愛指南―アルス・アマトリア』46Pか

らの抜粋）

などと書かれており、古代ローマでは口が神聖な器官だったという価値観を知らなければ、レイプを推奨しているようにしか思えないというか、推奨している内容（神聖な器官である口に触れさせたんだからレイプしても文句は言わないはず）に唾然としたり激怒したりする人も少なくないと思います。

ただし、これだけでオウイディウスが駄目だと断定するのは早計で、女性向けの第三巻では、

まずは身だしなみから話をはじめよう。充分に手をかけた葡萄から酒神は生まれ、よく耕された土地から高い収穫量が得られるものだ。美貌というものは神からの賜物である。そもそも美貌を誇りとするような女が、どれほどいるというのか。そなたたちの大部分は、かような賜物を授かっているわけではない。一心に磨き上げてこそ、美しくもなるうというものだ。イダリオンの神（ウエヌス）にも似た女であっても、手をかけずにほっておくと、美しさは失せてしまっただろう。そのかみの女たちが、さほどからだの手入れに精出さなかつたとし

ても、それは、そのかみの男たちもまた、身だしなみに気をつかわなかったからだ。

〔恋愛指南―アルス・アマトリア〕103  
Pからの抜粋)

身ぎれいにしていることに、男は惹かれるものである。髪は乱れたままにしておいてはいけない。手のかけ方如何で、(髪は)美しくもなれば、美しさが失われもするものだ。髪型にしてもひとつと決まったものではない。それぞれが自分に似合う髪型を選んで、前に据えた鏡と相談するがよからう。面長な顔だったら、飾りなどつけない頭髪を分けるがいい。ラオダメイアはそういう髪型であった。丸顔の場合は額の上に小さな鬚が残るように結び上げて、耳が出るようにすることが必要だ。調べうるわしきフォイボスよ、おんみはさような髪型で豎琴を手にしておいでだ。ディアナがいつものように衣裳をたくしあげ、恐れまどう獣たちを狩るときのように、髪を束ねるといい女もある。豊かに波打つ髪をゆったりと流しているのがいい女もいるし、固く結び上げるという女もある。キュレネの鬘甲で飾るのを好む女がいてもいいし、髪を波

型にうねらせたままにしておきたい女もいる。枝の多い樫の木になる実は数えきれるものではないが、ヒュブラの野に蜜蜂がどれほどいるか、アルプスに棲む獣がどれほどいるか数えられぬように、髪型の数を把握することは、私にはとてもできない。目を追って新しい髪型が増えてゆく始末だ。

〔恋愛指南―アルス・アマトリア〕105  
Pからの抜粋)

と書いており、この詩人が「人間の頭部を正面から見た場合、髪型も込みで菱形を形成していると美しく見える」という美容の大原則を理解していたことが分かります。ちなみに、この原則は現在でも男女共に適応されるもので、恐らく人間が「心地よい」と無条件で認識してしまう図像の一つなのでしよう。

驚くべき事に、現代の日本で発売されている恋愛や性愛、そして美醜について書かれた書籍で、この原則に言及している執筆者はごく少数に過ぎません。つまり、二〇〇〇年前にオウイデウスが書いた『恋愛術』の方が優れているのです。

常識的に考えれば、惚れた・惚れられた、モテた・モテなかった、顔の美醜などについて言及する際に、この原則を提示しないのはおかしい話な

のです。また現代日本でも美容師の資格がある人であれば、そのほとんどがこの原則を知っています。

ところが、恋愛や美醜に関する書籍でこの原則が提示されないということは、執筆者は最低でも菱形の原則を無価値だと思っている、最悪の場合には知らないということになります。

どうしてこのような事態が許容されているのか、という謎についてはオウイデウスのその後が暗示しています。

八年に彼は初代ローマ皇帝アウグストゥス(紀元前六三〜紀元十四)によってローマからトミス(現在のルーマニア共和国、コンスタンツァ)に追放されてしまうのです。原因は『恋愛術』だったらしいのですが、詳細についてはよく分かっていません。

その後、共和制から帝政に完全移行したローマでは表現の自由が無くなっていき、特に皇帝に対する批判は禁忌と見做されました。更にキリスト教が国教化されると、それまで多神教下で認められてきた様々な表現物が攻撃の対象となります。

最悪と言われているのが四一五年にアレクサンドリアで起こったキリスト教徒による天文学者ヒュパティア(三五〇〜四一五)の殺害、及びに継続的に行われていた図書館への攻撃で、これに



人間の顔の美醜には、「頭部を正面から見た場合、髪型も込みで菱形を形成していると美しく見える」という原則があります。古代ローマの詩人、オウィディウスは今から二〇〇〇年以上も前にこの原則に言及していました。

よって古代最大と言われていたアレクサンドリア図書館は破壊され、それまで集積されていたギリシア系書籍の大半が失われてしまいました。

やがてローマ帝国は東西分裂とゲルマン系などの各部落の侵入で変質し、四七六年に西ローマ帝国が滅亡して、時代は奴隷制の上に皇帝が君臨する「古代」からキリスト教Ⅱ教会が絶対的な権威となつて農奴制が強化される「中世」へと移っていきます。

この時期のヨーロッパ文化はキリスト教の修道院を拠点として発展していくことになるのですが、その過程でギリシアを起源とする演劇は異教徒の文化として禁止され、心をかき乱すという理由で大笑いを誘うような作品も禁止されます。

けれども、このような非人間的な規則を押しつけられてキリスト教の布教が進むはずもなく、教会は妥協を迫られることになるのですが、近代に入るまで笑いを典型とした「感情移入しない」創作物の受容方法に関しては否定的で、「感情移入できる作品は良い作品、もしくは高尚な作品・出来ない作品は悪い作品、もしくは低俗な作品」という価値基準を堅持し、また規制にも積極的だったため、ヨーロッパの文化もそれに準じた形式になっていきます。

しかし「他人の不幸は蜜の味」という言葉があ

る通り、物語の中には登場人物に感情移入をしな  
いというよりも「してはいけない」という受容の  
方法があります。これは、作家にとってどちらが  
優れているという問題では無くて、本来であれば  
どちらも出来なくてはならないものです。そして  
オウイディウスはどちらもできる作家で、だから  
感情移入とは無関係の美容の大原則にも言及でき  
たのです。

そして、これができない作家や評論家は、美醜  
の問題を論じて、結局は感情移入の問題に収斂  
してしまい、それ故に感情移入しない「美醜のあ  
り方」に関心を抱けないのです。

## 5. ゲルマン人の結婚

古代ローマについて言及した以上、初めは彼ら  
と対立し、一部はローマ人と同化し、しかし最終  
的には滅亡させる原因の一つとなったゲルマン人  
(現在のアイスランド人、アングロ・サクソン人、  
オランダ人、スウェーデン人、デンマーク人、ド  
イツ人、ノルウェー人などの祖先)の結婚観につ  
いても述べておきます。

もつとも、資料となるのが紀元前五八年〜紀元  
前五一年の様子を記したカエサルの『ガリア戦記』  
と、九八年に書かれたタキトゥスの『ゲルマニア』  
ぐらいしかありません。しかも、前者は著者であ

るカエサルを神格化する目的で、後者はそもそも  
タキトゥス本人が見聞したわけではないため、ど  
ちらも記述の正確性に疑問が残るといった有様な  
ので、本稿の記述も怪しい部分が多々あるという  
ことを予めお伝えしておきます。

ゲルマン人の性的な価値観の中で目立つのは  
「男児は童貞を守ることで頑強な肉体を手に入れ  
られる」というもので、二〇歳までに童貞を喪失  
するのは恥だと考えられていました。結婚制度の  
基本は一夫一妻制で、新郎は新婦に贈り物(結納)  
をすることになっていました。ここから推測する  
に、当時のゲルマン人は嫁取り婚だったようです。  
しかし、ここから話が胡散臭くなってきます。  
ゲルマンの女性は貞淑で滅多に浮気はしなかった  
というのです。どう考えても嘘でしょう。これは  
不倫が常態化していたローマ帝国の上流階級に対  
する当てつけの可能性が高いと思われます。ちな  
みに、不倫が発覚した場合は、髪の毛を刈りとら  
れた上で全裸にされ、鞭で叩かれて家を追い出さ  
れたそうです。

## キリスト教と結婚

### 1. キリスト教の起源

前述したように、キリスト教は古代ローマの国

教となったのですが、三九五年にはそのローマ帝  
国自体が東西に分割され、四七六年になると西  
ローマ帝国は滅亡してしまいます。この後、東西  
のキリスト教は次第に疎遠になっていき、やがて  
一〇五四年に両者の対立が修復不可能なレベルに  
達したため、西側はローマ教皇を中心とするカト  
リックに、東側は正教会に分裂してしまいます。  
これ以前にもキリスト教には様々な分派がで  
き、それらの宗派を巡って闘争が起きていたので  
すが、これ以上大きな分裂は無かったという意味  
で大シスマ(分裂)と呼称される場合があります。  
しかし、これでキリスト教が衰退したわけではな  
く、むしろ後にヨーロッパ全域に広まっていくの  
です。

そのキリスト教ですが、元はイエス・キリスト、  
あるいはナザレのイエス(紀元前二〜三三)を開  
祖とするユダヤ教から派生した宗教で、当初はパ  
レスティナで布教されていたようです。残念なが  
らイエスの生涯に関する記述の大半は宗教的な内  
容で、彼自身の発言であると確定したものは少な  
く、その史的な実体ははっきりしていません。

キリスト教の元となったユダヤ教には、生殖行  
為に繋がらない一切の性行為を禁止するという世  
界的に見ても極めて珍しい戒律があり、原則とし  
て自慰行為、避妊、売買春、同性愛、獣姦は禁忌

とされています。

たとえば旧約聖書『レビ記』第十八章二二、いわゆる『神聖法典』の一節には、

あなたは女と寝るように男と寝てはならない。それは厭うべきことである。

と書かれています。

その罰則に関しては第二〇章十三に、

女と寝るように男と寝る者は、ふたりとも忌むべき事をしたので、必ず殺されなければならぬ。その血は彼らに帰するであろう。

と書かれており、死罪だったことが分かります。また、この他にも父親の妻（母親）を寝取った者、息子の嫁を寝取った者、母親と娘を妻として娶った者、獣姦をした者は死罪と書かれています。

ただし、同じユダヤ教でも宗派によって罰則の程度が異なり、たとえば自慰行為に関しては黙認しているグループもあるようです。

## 2. キリスト教と結婚

キリスト教も上記のタブーを引き継いでいるのですが、ユダヤ教には無い幾つかの特徴があります。

す。

まず、開祖であるイエスが若くして刑死したために結婚もしていないし、子供も残していないという点です（異説あり）。イエスが独身だったという逸話は、後続の信徒達の結婚観に少なからぬ影響を与えました。たとえば、正教会では修道者はイエスの生活に倣うことが求められるため、イエスがそうであったように彼らも独身でいなければなりません。

一方のカトリックでは、一一三九年に開かれた第二ラテラノ公会議において、聖職者および修道者の婚姻が無効とされ、司祭（神父）の独身制が決まりました。その根拠となったのが、新約聖書に収められた書簡である『コリントの信徒への手紙一』の第七章の三二―三八と、同じく新約聖書に収められた『マタイによる福音書』第十九章の一〇―十二です。

ただし、カトリックから分派したプロテスタント諸派は基本的に独身制を否定しています。

次にイエスの母であるマリアが処女のまま妊娠した、いわゆる処女受胎という逸話があることです。こちらは新約聖書の『マタイによる福音書』と『ルカによる福音書』に記述があり、いずれもマリアが精霊の力によって身ごもったとされています。

この処女受胎に関しては、新約聖書の記述意図がイエスが神の子であることを強調する点にあったにもかかわらず、『古代ローマと結婚』の項目でも紹介した処女神たち、たとえばウェスタとマリアが同じ処女つながりで混合してしまい、特にカトリックでは信仰の対象がイエスだけでなくマリアにも向けられる「マリア崇拜」という現象を引き起こしました。

つまり、マリアは処女なのに精霊によって妊娠したという、平凡な女性が奇跡を経験した話が、いつの間にかマリアはイエスを産んだのに永遠の処女という聖書には全く記述されていない設定が付与されてしまったのです。

従って根拠の無いマリア崇拜は異端として禁止されたり、前述したプロテスタントによってもかなり強く否定されたのですが、現在でも一部のキリスト教徒の間ではマリア崇拜「のようなもの」は公然と行われています。

三つ目の特徴は離婚です。ユダヤ教では旧約聖書『申命記』第二四章の一に、

人が妻をめぐって、結婚したのちに、その女に恥ずべきことのあるのを見て、好まなくなつたならば、離婚状を書いて彼女の手に渡し、家を去らせなければならない。

とあり、これを根拠に離婚が許されていました。夫は『申命記』に書かれている通り、ゲットと呼ばれる離婚状を書き、これをラビ（律法学者）の前で妻に渡すことによって離婚が成立しました。この離婚状には再婚許可証の役目もありました。離婚状を受け取った妻は、そこで初めて別の男性と再婚することが可能でした。

ただし、離婚手続きができるのは男性のみで、女性がどうしても夫と離婚をしたい場合はラビに提訴する必要があります。そして彼女の言い分が正当であると認められた場合にのみ、ラビが夫に離婚状を書くことを強制できました。

一方のキリスト教は原則として離婚を認めていませんでした。その根拠は新約聖書の『マタイによる福音書』第十九章三から前述した十二までに書かれています。

(3) さてパリサイ人たちが近づいてきて、イエスを試みようとして言った、「何かの理由で、夫がその妻を出すのは、さしつかえないでしょうか」。

(4) イエスは答えて言われた、「あなたがたはまだ読んだことがないのか。『創造者は初めから人を男と女とに造られ、

(5) そして言われた、それゆえに、人は父母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりの者は一体となるべきである』。

(6) 彼らはもはや、ふたりではなく一体である。だから、神が合わせられたものを、人は離してはならない」。

(7) 彼らはイエスに言った、「それでは、なぜモーセは、妻を出す場合には離婚状を渡せ、と定めたのですか」。

(8) イエスが言われた、「モーセはあなたがたの心が、かたくななので、妻を出すことを許したのだが、初めからそうではなかった」。

(9) そこでわたしはあなたがたに言う。不品行のゆえでなくて、自分の妻を出して他の女をめとる者は、姦淫を行うのである」。

多くの人達が指摘しているように、ここだけを讀むとイエスは離婚を良くないことであると認識していますが完全に否定したわけでは無く、「不品行のゆえに姦淫の罪を犯した場合は離婚できる」と言っているように読めます。

ところが、旧約聖書の『レビ記』第二〇章の一〇には姦淫の罰則規定があり、

人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と

姦淫する者があれば、その姦夫、姦婦は共に必ず殺されなければならない。

と書かれています。つまり、『マタイによる福音書』と『レビ記』を併せて読めば、イエスは姦淫の罪が発覚すれば離婚は可能だと言っているのですが、この罪に対する刑罰は死刑なので、夫か妻が刑死しなければ離婚が成立しないということになります。

プロテスタントの一部はこれ以外の離婚を許可しなかったために、離婚に刑死が伴うという血なまぐさい様相を呈する場合があります。一方のカトリックですが、この解釈を避けようとしていたフシがあります。

【古代ローマと結婚】でも説明したように、キリスト教のヨーロッパ大陸への布教は必ずしも順調だったわけではなく、異端だと理解した上で演劇による集客も行っています。これが上手いことたようで、十二世紀から十五世紀にかけてカトリックは現在のフランスで婚姻儀式の権威と見做されるようになります。

ただし、前述したようにキリスト教は開祖イエスが独身者だったこともあり、実は婚姻儀式に対して強いこだわりがありません。そこで婚姻儀式の多くが古代ローマからの模倣になります。中で

も最も有名なのは指輪でしょう。一説によると、現在のような一粒ダイヤのリングを婚約指輪として使うという方法を定着させたのは、イタリアのフィレンツェ共和国を支配した大富豪、ロレンツォ・デ・メディチ（一四四九―一四九二）だそうです。

カトリックが重視したのは、そうした儀式の手順では無くて意味でした。カトリックにとって、結婚は秘跡の一種でした。秘跡とはイエス・キリストによって定められ、教会にゆだねられた、神の恩恵であると同時にそれを与えるしるしでもありました。

カトリックでは長い時間をかけて婚姻制度を教会法（単なる教会法ではプロテスタント教会の教会法も含まれるので、これ以降はカトリック教会法を意味する *ius canonicum*）を邦訳してカノン法と呼称します）で整備してきました。

カノン法における婚姻は、前述したように秘跡の一種であり、「創造者は初めから人を男と女とに造られ、それゆえに、人は父母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりの者は一体となるべきである」ため、男女が婚姻で一对になる、すなわち夫婦和合と単婚主義（モノガミー）が重視されました。従って同性婚も重婚も原則として禁止されています。

また、二人は父母の元を離れているので、厳密な家族の定義には夫婦の両親が含まれません。これを夫婦家族主義と言いますが、キリスト教的な家族観の特徴で、古代ローマにも古代中国にも無いかあっても少数派だった概念です。

そこで、キリスト教では父親や母親の意向よりも夫婦の同意が婚姻時に重視されます。これを同意婚というのですが、それはたとえば「父親が決めた結婚相手だから、嫌だけど仕方なく結婚する」という場合は婚姻が成立しない事を意味します。もちろん、現実には父親の意向で結婚が決まる場合はあるわけですが、それでも娘なり息子なりが結婚に同意していなければ無効にされる可能性がある」と教会は考えていたわけです。

これも古代ローマや古代中国では主流では無かった概念で、キリスト教型の婚姻における大きな特徴の一つであると思えば良いでしょう。その代わり、前述したように離婚は不可能でした。

ところが、カトリックの聖職者が教義を理由に「離婚は不可能」と言ったとしても、「離婚したい」という夫婦の気持ちを翻意させることができない場合は絶対にあります。そこで現実的な対応が要求されるようになります。

カトリックが婚姻関係を解消不可能としたのは、イエスが「彼らはもはや、ふたりではなく一

体である。だから、神が合わせられたものを、人は離してはならない」と言っているからですが、その根拠を突き詰めると、

(A) 一体になるというのは、要するにセックスをしたことを意味している。

(B) そもそも性行為をしていなくとも、神が合わせたのだから離婚は認められない。

の二つに収斂されます。(A) は分かり易い考え方です。要はセックスしていないなら男女が一体化していかないのだから、婚姻は成立していないと解釈するというもので、実は今でもカトリックにおける離婚の理由として有効とされています。

また、だからこそ多くのクリスチャンにとって性行為は夫婦一体の証しとして重要視されていました。そして、夫婦のいずれかがセックスしたがつた場合、相手は拒否できないという決まりがありました。これを「夫婦の義務」と呼称します。この辺が割と簡単にセックスストレスになってしまいう日本人夫婦とは決定的に違うところですが、これには更に「自慰行為」の禁止というおまけが付きまします。つまり、夫が自慰行為という罪を犯さないように、妻は可能な限り夫からの求めに応じて性交しなければならぬという考え方です。とどめに、

キリスト教にも様々な宗派がありますが、カトリックとプロテスタントで重視されたのは結婚する男女が婚姻に同意していることでした。これを同意婚といい、後に日本にも輸入されました。



自慰行為を避ける目的での結婚も奨励されていました。

こうした原則の根拠として『コリントの信徒への手紙一』第七章の二―五が挙げられます。ただし、その前の一には、

さて、あなたがたが書いてよこした事について答えると、男子は婦人にふれないがよい。

とあって、実は結婚するよりも独身の方が良いとするのもカトリックの特徴です。カトリックの教義上、最上は独身者であり、しかし性欲が抑制できず自慰行為に走ってしまうぐらいなら結婚した方がよい、という価値基準なのです。

次の（B）ですが、こちらも分かり易く離婚ができません。従って、夫婦が別居したとしても婚姻が解消されたとは見做されないので、再婚ができません。例外は夫婦のいずれかが改宗するか死亡した場合でした。

つまり、カトリックにおける離婚には（A）の条件に沿った婚姻の無効と（B）の条件に沿った別離の二種類があったこととなります。

この他にカトリックが婚姻の障害としてきたのは、

（A）結婚可能年齢は女性が十二歳、男性が十四

歳という規定。古代ローマ法の模倣でした。

（B）近親婚の禁止。時代によって変化があるのですが、最終的に四親等になりました。これも古代ローマ法と同一です。

の二つで、書かれている通りで根拠が聖書にありません。

また、十六世紀になるとカノン法では婚姻の法が、

（1）婚姻前に告知を行うこと。

（2）新郎新婦のいずれかが居住する区域の主任司祭が婚姻の場に同席すること。

（3）証人として最低二名が婚姻の場に同席すること。

（4）新郎新婦が署名すること。

に整備され、この条件を満たさない婚姻は無効とされました。この四つが夫婦の同意を確認する

目的で行われている点に注意してください。また、

事前の告知や証人を必要としたのは内密の結婚、つまり事実婚（後述）をさせないための措置でした。

一方の十六世紀にカトリックから分派したプロ

テスタント諸派ですが、前述したように独身者の価値を認めていません。また、結婚が秘跡であると言う立場も採りません。つまり結婚は神が定めた制度であり、イエス・キリストは関与していないというのがプロテスタントの主張です。

従って、カトリックのように教会の承諾は不要で、婚姻は民事関係という認識が徐々に広まっています。特にイギリスでは一六四一年～

一六四九年に起きた清教徒革命によって、議会議と清教徒（ピューリタン。カルヴァン派の影響を受けたプロテスタントの一派で、イギリス国教会を内部から改革しようとする長老派と、分離派、

そしてこの二派の中間的な独立派で構成されました）が王党派と英国国教会を駆逐したため、

一時的に独裁体制を確立した軍人のオリバー・クロムウェル（一五九九～一六五八）の治世下で

一六五三年に民事婚条例が成立し、判事の前で婚姻の宣誓をするだけで男女であれば婚姻が成立するようになりました。これを民事婚と呼びます。

つまり、キリスト教社会にはキリスト教の手続きに則った宗教婚と民事法に則った民事婚の二種類の婚姻方法ができたのです。ただし、クロムウェルが病死して王政復古が起きると、英国国教会も

力を取り戻し、最終的には彼らの定めた儀式に

従って婚姻関係を結ぶことが要求されました。

一方の十六世紀にカトリックから分派したプロ

テスタント諸派ですが、前述したように独身者の価値を認めていません。また、結婚が秘跡であると言う立場も採りません。つまり結婚は神が定めた制度であり、イエス・キリストは関与していないというのがプロテスタントの主張です。

一方、同じ清教徒でも一六二〇年の段階でメイフラワー号に乗ってイギリスの植民地だったアメリカに移住した分離派のグループ（ピルグリム・ファーザーズ）は、イギリスの婚姻法を無視して新郎新婦の同意だけで婚姻関係を認める制度を確立します。これを事実婚、あるいは無式婚と言いますが、カトリック、あるいは英国国教会の承認無しでも婚姻が確立するという意味での事実婚であつて、キリスト教的な同意関係重視の制度であることに変わりはありません。

この婚姻制度は一七五三年にイギリスによって禁止されますが、植民地であつたアメリカでは適用されず、更に一七七五年にアメリカ独立戦争が始まり一七八三年にパリ条約の締結で正式にアメリカ合衆国として独立すると、婚姻制度は各州の民法として制定されていくことになります。

一方のカトリック諸国ですが、一七八九年にバステューユ監獄を民衆が襲撃したところから本格化したフランス革命のせいで教会の権威は低下。一八〇四年に成立したフランス民法典、いわゆるナポレオン法典によって民事婚が可能になりました。

次にプロテスタント諸派が掲げる離婚の条件ですが、宗派によって違いがあります。

たとえばプロテスタントの初期の指導者であ

るマルティン・ルター（一四八三―一五四六）は、離婚は可能な限りすべきではないというカトリックと同じ立場を採りつつ、その条件を性交不能、姦淫、夫婦義務の拒絶の三つであるとしました。

一方、カルヴァン派の開祖となつたジャン・カルヴァン（一五〇九―一五六四）は、姦淫以外の離婚条件を認めていません。

以上のようにキリスト教における婚姻の概念を見てきましたが、宗派の違いがあつても同意と性行為の二点を非常に重視していることがお解りいただけると思います。しかし、だからといってキリスト教国では売買春も無く、同性愛も無く、不倫が無かつたわけでもありません。

紙数が足りないので詳しく説明することはできませんが、売買春行為は公然と行われ、娼婦は都市部から追い出されるか居住が許されても被差別階級として扱われました。同性愛はナポレオン法典が成立するまで禁止され、最悪の場合は死刑になりました。金持ちが貧乏な娘を誘って内縁関係になり、非嫡出子を産ませることも公然と行われており、教会の怒りを買いました。

しかし、それでも王侯貴族の愛人の中には公式の場に出席し、場合によっては政治的な決定にも関われる公妾（Royal mistress）という立場の女性も存在しました。その代わり、彼女達が王侯貴

族の子供を産んでも非嫡出子として財産権は認められませんでした。恐らく、これも古代ローマからの慣習でしょう。

## 古代中国と結婚

### 1. 儒教と女性

一五四三年にポルトガル人が種子島に漂着するまで、更に時代が下つて一八五三年にアメリカのマシュー・ペリーが蒸気船を率いて日本に來航する（黒船來航）まで、日本にとって最大の文化輸入先は、中国と朝鮮半島を支配していた諸国家でした。

従つて、日本の支配階級に属する人々は多かれ少なかれ中国文化の影響下にあり、これは現在まで漢字などの書き言葉を筆頭に、様々な形で残っています。

もちろん、結婚や家族制度も例外ではありません。ただし、気候や地理的条件を含む様々な違いがあつたせいで、日本が中国の文化を完全に模倣したというわけでもありません。そこで、本項では近代以前の中国における家族観や結婚観をざつと紹介することによって、日本との差異を確認するための前提を提示していこうと思います。

まず近代化が進むまで中国において最も広く信

仰されてきた儒教について考えていきましよう。儒教は中国の孔子（紀元前五五二〜紀元前四七九）を始祖とする思想体系、あるいは宗教です。

儒教では神話的な名君である堯（ぎょう）や舜（しゅん）を理想の存在（聖人）とし、彼らが行ったような政治体制を築き上げるには、どのようにしたら良いのかという問いかけから論理体系が編まれています。

儒教が中国で広く受容されるようになったのは前漢（紀元前二〇六年〜八年）の後期からと考えられており、特に隋（五八一年〜六一八年）の五九八年に始まった「科挙」という登用試験で儒学が出題されるようになってからは、官僚にとって必須の知識になりました。この科挙が廃止されたのは清の時代の一九〇五年であり、約一三〇〇年も続いていたことになりました。

従って、中国の支配階級や知識階級にとって儒学的な家族観や結婚観は長期にわたって自明であったと見做しても間違いではないでしょう。

さて、その儒教の創始者である孔子の女性観ですが、經典の一つである『論語』には一カ所しか言及されていません。『陽貨第十七の二五』がそれで、

子曰、唯女子與小人、爲難養也、近之則不孫、遠之則怨。

（子曰く、ただ女子と小人とは養い難しとなす也。之を近づければ則ち不孫、之を遠ざければ則ち怨む）

と書いてあります。現代語訳するのであれば、

孔子は言った「女と小人（取るに足らぬ男性）は扱いが難しい。近づければつけあがるし、遠ざければ恨む」。

という意味になります。現代語訳をする際に「女子」を「下らない女」とか「妾（身分の低い女）」という限定した意味に解釈する場合もあるようですが、これは孔子を少しでも良い人物に見せようというひいきの引き倒しで、女性全般を「女子」と称していると解釈するのが妥当だと思われまます。つまり、孔子も当時の男性知識人にありがちな女性差別主義者でした。

ただし、ここで注目すべきなのは孔子が女性を「難養」と言っている点で、要するに自分の思い通りにならない、アンコントロールラブルな存在であると認めているわけです。

ここで話を一旦区切り、儒教の宗教的側面を見

ていきましよう。

儒教の宗教としての際だった特徴は「先祖の霊を祀る（慰霊）」ことにあります。つまり、生きている子孫が死んだ先祖を祀り、彼らが死んだらその子孫が先祖を祀り……というサイクルを繰り返すことが理想なわけです。

このサイクルを継続するためには、

- (1) 先祖を祀る慰霊祭を開催すること。
- (2) 子孫を作ること。
- (3) 子孫が先祖を祀るイベントの開催を承諾すること。

の三つの条件を満たす必要がありました。

中国では儒教が受容された時期、そして恐らく現在ですら重要な社会集団は宗族です。宗族とは「誰が父親なのか？（父系）」を重視する血族集団を指す言葉です。宗族の下位概念には家族、あるいは家庭がある、つまり家庭が集まって家族という集団を作り、この家族が更に集まって宗族を作っているという説もありますが、本稿ではこうした分類法の真偽については言及しません。

重要なのは父系、つまり父方の血筋を重視するのであれば、これが先祖崇拜にも適用されると言うことです。そうなると祀られる先祖は父系の血

縁者であり、祀る子孫も父系の血縁者である必要が出てきます。すなわち、祭祀の主催者は原則として血の繋がらない男性(宗族以外の養子)であったり、たとえ血が繋がっていたとしても女性であつたりしてはいけないわけです。

そのためには、とにかく男の子孫を残さねばなりません。と言っても(将来はどうなるかは分かりませんが)男性が自力で出産できるわけではないので、女性に「自分の子供で、かつ男」を産んで貰わねばなりません。繰り返しになりますが、それは女兒でも駄目だし、他人の子供でも駄目なわけです。

もちろん、古代中国に必ず男児を産ませるといふ医療技術はありませんでした。従つて、結婚した女性(妻、あるいは婦)が男児を産んでくれる保証はありません。

男児が産まれなかった家庭の先行きは悲惨の一言でした。同じ宗族の中で男児のいる家庭が、財産を略奪に来る事が多かったからです。要するに男児がいなければ慰霊をすることが不可能なので、その家は断絶します。だから、断絶しないことが決まっている家庭が財産を生前からせびりに来ても、断るのが難しかったようなのです。宗族から男児の養子をとることは可能でしたが、複数いる場合は一人だけが「良い思い」をする事に対する

忌避感が強かったようで、養子になる権利のある男性が団結して養子縁組を拒否するケースも少なくなかったと言われています。

そこで妾の出番です。つまり、もしも妻が男児を産めなかった(あるいは産んでいない)状況で、妻の代わりに男児を産んでくれる女性が妾なので

妻と妾の立場的な違いは、その家に妻という立場で迎え入れられたか否かに過ぎず、女性の身分は関係ありませんでした。ただし、常識的に妻として迎え入れられる女性は、迎え入れる側と社会的地位が近く、なおかつ他の宗族の出自であることが多かったようです。

これは中国で周の時代から「同姓不婚」と言つて、同じ姓同士の間が結婚することを禁忌と見做す慣習が広まったためでした。ちなみに、結婚しても妻の姓に変化はありません。つまり、夫婦別姓が基本です。

妻の最大の権利は死後に夫の墓へと葬られ、祭祀の対象とされる権利を得ることでした。実は女性に正式な祭祀の対象となるには、これ以外の方法がありませんでした。宗族は男子の血族を重視する集団なので、たとえ娘であつたとしても父親の宗族には加われませんでした。従つて未婚のまま死んでしまうと、死後に祀ってもらえないので

す。

男性でも未婚、つまり男児を女性に産ませないまま死んでしまった場合は同じでした。そこで子供が結婚前に死んでしまったら、親が死者同士の結婚を行う場合があります。これを「冥婚」あるいは「陰婚」と呼びます。

ちなみに、妾の場合は一代限りという条件付きで祭祀の対象となつたようです(祭儀をする子孫が代替わりすると祀ってもらえなかつたようです)。

夫妻と妾の関係は王と臣下に類似した立場とされてきました。妻と妾の間にははっきりとした上下関係があつたのです。これは、仮に妾が無事に男児を出産したとしても、親権は妻にあるという規定によく現れています。

つまり、妻が望めば妾は産んだ子を彼女にとられてしまふ(望まない場合はその限りではありませんが)ので、出産によつて妻と妾の立場が逆転することが無いのです。宗族は父系なので、産んだ女性が誰なのかというのはそれほど重視されていなかった証拠ですが、お陰で成人してから実の母親が違う事を知って驚いた、という男性が相当いたようです。ただし妻が死亡したり離縁して、その座が空いた場合は別で、妾が本妻になれる可能性はありました。

以上のように儒教社会における上流階級の結婚制度は一夫一婦制+妾、というものでした。従って、妻が順調に男児を産んでいれば妾の必要はありませんでした。また唐（六一八〜九〇七）時代以降の律（法律）には、妻を二人以上持つことを禁止することが明文化されていました。いわゆる重婚禁止令で、これ以前も重婚は慣習的に禁止されていたと考えられています。従って、中国の上流階級は伝統的に一夫多妻制ではありませんでした。

しかし、近年になるまで乳幼児の死傷率が高かったのはどの地域でも変わらなかったため、富裕層の男性が妾を囲うのはほぼ常態化していたようです。また、中国の富裕層の家では、妻と妾は同じ屋根の下で暮らしていました。そこで夫は、妻や妾に「焼き餅を焼かない（嫉妬深くない）」という性格を望みました。そうしなければ、女同士で争いで家庭が滅茶苦茶になってしまうからです。また、彼女達に浮気をされ、自分以外の男の子供を身ごもってしまうのを避けるため、貞節も要求されました。

一方、夫にはこのような義務は存在せず、妻や妾だけで無く家内奴隷の女性（家婢）とも自由に肉体関係を結ぶことが出来ました。この辺りは古代ローマの男性市民で富裕層に属する人々とよく

似ています。こうした女性は妾媵（しょうよう）と呼ばれていましたが、あまりにも主人の寵愛を受けることは危険でした。つまり夫の願いと裏腹に、何割かの妻や妾は嫉妬深く、奴隷達に危害を加えることを厭いませんでした。妻が妾媵を殺害したという事件も起こったようです。

また、男性の性行為は家庭外でも行われていました。売買春です。男性の相手をする女性は妓女（ぎじょ）と呼ばれ、元々は民間や諸外国から皇帝へと献上され、後宮に所属していた女性を指す単語でした（宮妓）。踊りや楽器演奏、そして性行為で皇帝を楽しませる奴隷の一種でしょう。

時代が下るにつれて、この単語は富裕層の家庭内で芸妓を用いて客を歓待する奴隷（家妓）を意味する単語となり、やがて有力者の後見を受けて自営する女性達と同義になりました。つまり一種の娼館で、中でも唐の時代首都だった長安の北里にあった遊里の様子は『北里志』に、明（一三六八〜一六四四）の十五世紀前半まで首都だった南京の旧院にあった遊里の様子は『板橋雜記（はんぎょうざつき）』に詳しく書かれています。妓女の客は下級官僚や商人で、科擧の合格者がお祝いの際に遊びに行ったり呼んだりすることも多かったようです。

さて、一方の妻と妾ですが、儒教の重要な經典

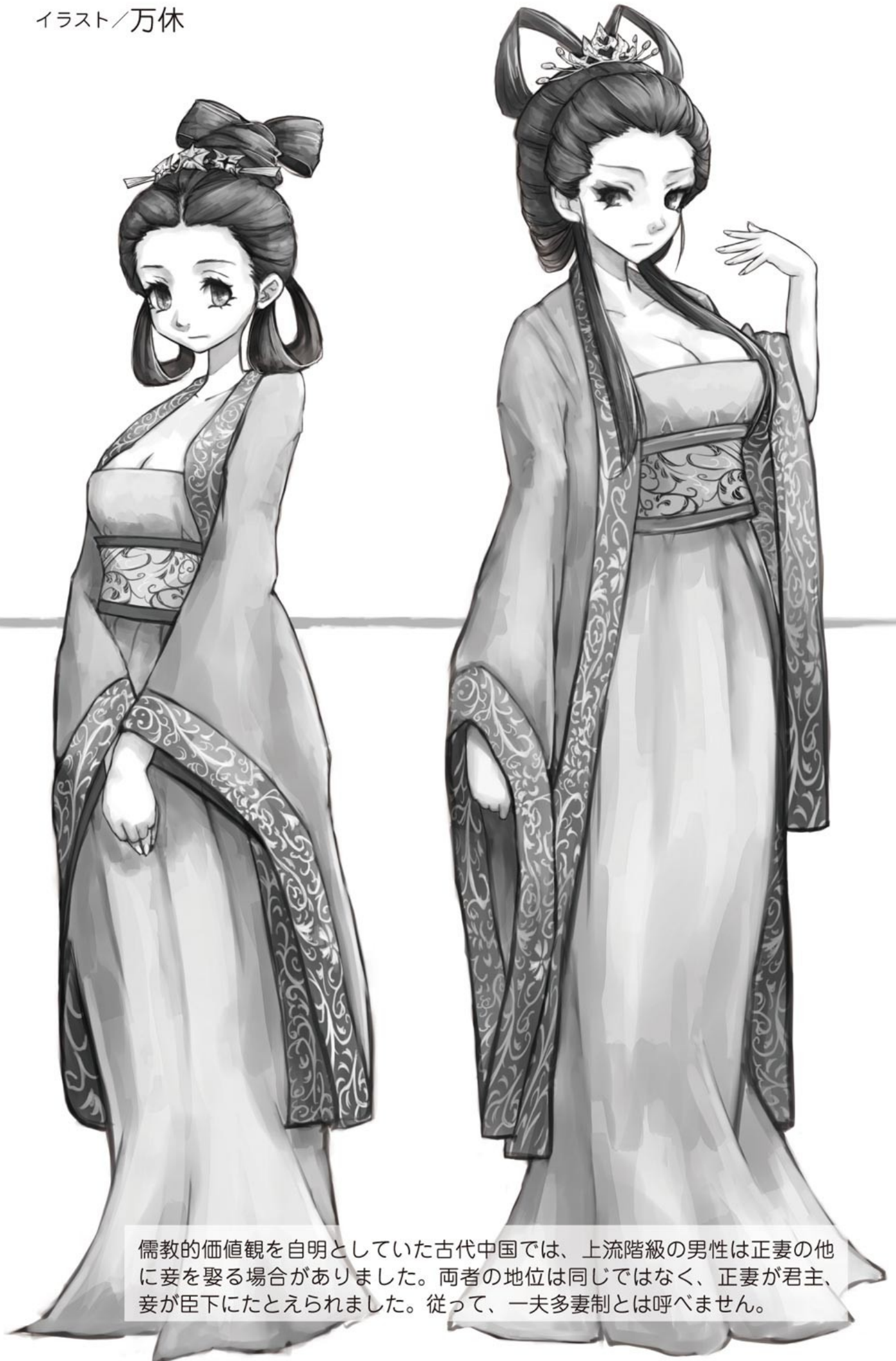
である『礼記（らいき）』（成立時期不明。前漢時代か？）の記述を正確に実施していたとすれば、ガチガチに縛られた生活を送っていたようです。『礼記』において、家庭内に関する決まり事は内則（だいそく）に記述されています。

その全てを紹介することは紙数の都合から不可能なのでかいつまんで説明しますが、

(A) 起床時に洗顔、口をすすいで正装をしてから、夫と一緒に舅姑（夫にとっては父母）に会いに行き、挨拶をします。それから、暑くないか寒くないか、痛い場所や痒い場所はないかを訊いて、あつたらさすったり搔いたりしてあげます。

(B) 儒教では家庭内でも男女隔離、性別役割の規則が徹底して守られていました。妻は勝手に家から出ることはできず、外出が必要な行為は概ね男性の担当になります。男性と女性は同じ場所に服を保管してはならず、一緒に入浴することも出来ません。

(C) 夫婦の上下関係は七〇歳まで維持されます。妻は五〇歳まで性行為をする義務があり、その周期は五日に一回でした。ただし、妻が不在の場合は性行為を控えます。これは妻と妾の間には身分差があることを考慮し



儒教的価値観を自明としていた古代中国では、上流階級の男性は正妻の他に妾を娶る場合があります。両者の地位は同じではなく、正妻が君主、妾が臣下にたとえられました。従って、一夫多妻制とは呼べません。

ての決まりでした（妻が不在の家で、妾が妻のように振る舞ってはいけないということでしょう）。

(D) 子供は七歳になったら男子と女子で同じ席に座らせてはなりません。また、食事も別々にさせます。

(E) 女子は一〇歳まで家から出さず、（恐らく乳母が）女性らしい仕草や言葉遣いを教えます。また、麻糸や絲繭（蚕の繭。絹糸のことです）の扱い方を覚えさせ、機織りの方方や組紐の編み方も教えます。この他にも、祭儀に必要な酒類、道具、食事、衣類についても学んでいきます。

(F) (女子が)十五歳になったら笄し（笄とは「こうがい」と読み、髪を結うための棒状の用具を指す単語です。成人女性はこの道具で髪を結ったので、髪を結って成人として扱うという意味になります）、二〇歳になるまでに他家へと嫁ぎます。ただし、喪に服している場合は二三歳までとなります（儒教では喪に服する期間を三年と定めていたため、たとえば父親が二〇歳で死去した場合、三年間は喪に服さねばならないので、結婚はできませんでした）。

(G) 嫁ぎ先に妻として迎え入れられれば妻にな

るし、そうでなければ妾として迎え入れられます。

などがありました。恐らく日本では(D)の原文である「七年男女不同席、不共食」を読み下した「男女七歳にして席を同じゅうせず」が最も有名な規則になると思われますが、これはその他の規則である「妾は五〇歳まで五日に一回セックスすること」などの決まりごとを大つぴらに言うのが憚られたからでしょう。

## 2. 儒教と結婚

それでは、儒教社会における「結婚」までのプロセスはどのようなものだったのでしょうか？ まず宗族重視である以上、結婚は夫が妻を迎える「嫁取婚（よめとりこん）」が基本となります。ただし、ここには前述した「同姓不婚」というルールがあり、同じ宗族から女性を迎え入れることは出来ませんでした。

妻となる資格のある女性は、似たような社会的地位の宗族から選ばれることが多かったのは前述の通りですが、その際に重視されたのは聘財（へいさい）、すなわち結納だったようです。これは妾も同様で、ある家の娘にどれぐらいの聘財を支払えば、妻、もしくは妾として家に迎え入れるこ


とが可能かどうかを探ってくれる媒酌人のような仕事もありました。

こうなると売買婚との境界線は曖昧で、息子の将来の嫁という名目で幼女を買ってくるケースもあります。これを童養媳（どうようせき）と呼びます。また、こうした風習が長期にわたって続いたことは、妻側の財力の象徴とも言える嫁資（かし）が、それほど重視されていなかった証左でしょう。

逆に言うと、これは聘財を用意できないほど貧しい男性に結婚できる可能性が低かったことを意味しています。ところが、儒教はカソリックのように独身男性に対して何らかの宗教的な価値を見いだしていませんでした。

死後は子孫に祀って貰うのが儒教の目的ですから、理想は皆婚社会なのです。しかし、妻だけでなく妾も認めていたため、財力や権力のある男性に女性が集中しやすい制度でもあります。この辺の矛盾が、どのように受容されていたかについてはよく分かりません。

中国には一世紀、あるいはそれ以降にインドから仏教が伝わり、独身者が出家することが可能でしたが、これは文字通りの改宗でした。しかも、中国で仏教は儒教以上の信徒数をついに獲得することは出来ませんでした。



中国には近代に入るまで、幼い女兒を息子の嫁として引き取って育てる風習がありました。これを童養媳と呼びます。同様の風習は古代ローマにもありました。

従って儒教徒であり、なおかつ童養媳のような極端な例で無ければ、結婚が成立しそうということになると、婚姻の儀式を執り行いました。その手順に関しては儒教の經典の一つである『儀禮(ぎらい)』の士昏礼に書かれています。ちなみに『儀禮』は、中国の古い王朝だった周(紀元前一〇四六〜紀元前二五六)の社会階級である、王・諸侯・卿・大夫・士の中の士の礼儀手順を扱っているために、士の婚礼儀式の手順という意味で「士婚礼」という名称になっているわけです。

婚礼は、納采・問名・納吉・請期・親迎・納徴という六つの儀式を経て完成します。しかし、この手順は時代や身分によって細かく変化しており、その全貌を紹介することは不可能です。ここでは、非常に簡素化した手順のみを紹介していきます。

### (1) 納采

男性側から女性側の家に、彼女を妻として選んだという証拠になる贈り物をします。この時に、男性側から女性側の家に使者が派遣されます。

### (2) 問名

同じく男性側から派遣された使者が、新婦となる女性の生年月日と姓名を尋ねます。

### (3) 納吉

新婦となる女性が(宗族、もしくは新郎に)相応しいかどうかを占い、その結果を女性側の家に報告します。この段階で婚約が成立します。

### (4) 納幣

婚約が成立した証拠として、男性側から女性側に贈り物をします。

### (5) 請期

男性側の家から女性側の家に、結婚の日取りを相談に行きます。

### (6) 親迎

結婚当日になると、新郎が新婦の家に自ら出向き、新婦を迎え入れるための挨拶を行います。それから彼女を車に乗せ、自分の家まで連れて行きます。

以上のようなプロセスを「六礼」と呼ぶこともあります。以上ですが、いずれにせよ時間にかかる儀式だったことは間違いありません。また繰り返しになりますが、この手順を踏んで家に迎え入れた女性で無ければ妻とは見做されないので。

更に六礼を正直に実行すると、新婦と新郎は(6)の親迎当日までお互いの顔も分からないという事態が頻繁に起こりました。

## 3. 儒教と離婚

結婚は必ずしも上手くいくとは限りません。キリスト教は原則として離婚を認めず、これが結果として同意婚の重視に繋がった(つまり、結婚が双方の同意によって行われなかったとして結婚解消を認め、離婚と同じ状況を作った)のに対して、儒教では離婚が認められました。

離婚の条件は『大戴礼記(だたいらいき)』の本命篇に記されており、

- (A) 父母(舅姑)に従わないこと。
- (B) 子供(男児)が産まれないこと。
- (C) 淫乱なこと。
- (D) 嫉妬深いこと。
- (E) 悪疾(治りにくい病気)に罹っていること。
- (F) 多言(お喋り、口数が多つくくうるさい)であること。
- (G) 窃盗をした場合。

の七つのどれかを妻が満たせば、夫が離婚を宣言することが可能でした。また、この七つの条件を「七去」と呼ぶ場合があります。

逆に夫が妻と離婚してはいけない条件も定められており、こちらは、



不倫を防ぐ目的で正妻と妾を同じ場所に住ませた古代中国では、女性同士の嫉妬が殺害事件を引き起こすこともありました。そして、彼女たちの管理ができない夫は周囲から物笑いの種いされたため、恐妻家が増えたという説があります。

(H) 妻に帰る家がない場合。

(I) 妻が舅姑の喪に服した場合。

(J) 夫が貧乏だった時期に結婚し、後で金持ちになってから妻を捨てようとした場合。

の三つでした。これを「三不去」と呼ぶ場合もあります。

ちなみに、建前上は妻から夫に離婚を宣言することは出来ませんが、記録から協議離婚が成立した事例が確認されています。当時の結婚は宗族絡みなので、離婚に関しても当人達の意志だけでなく父母などの意向が強く働いたためでしょう。

このように離婚の権利が明記されていた儒教ですが、時代が下るにつれて離婚は夫にとって不名誉な行為と見做されるようになりました。原因は恐らく妾の存在でしょう。

七去は『大戴礼記』に書かれた順番に重要だと考えられています。つまり、離婚の条件として最も重いのは舅姑に従順で無い態度をとることです。二番目に男児が産まれないことでした。余談になりますが、中国ではかなり早い時期から男性不妊の症例が知られており、「子供が産まれない責任を女性のみ押しつける」というイメージは必ずしも正しくありません。

しも正しくありません。

しかし、だからといって男児が生まれなければ宗族を維持できないという儒教の戒律が変わるわけでもありません。ところが、時代が下って富裕層が妾を持てるようになると、彼女達が代わりに男児を産めば良いということになるので、これを離婚の理由にすることが難しくなります。

その代わりに問題になるのが嫉妬です。前述したように、中国の富裕層では妻妾同居が基本ですから、距離の問題で女性同士のトラブルが起りやすい状況でした。そしてトラブルが起きれば、その責任は対外的には「妻をコントロールできなかった夫にある」事になります。何故なら、儒教社会では徹底的な男尊女卑が貫かれているからです。

前述したように、『論語』では女性に対して「扱いが難しい」と書かれており、ここだけ読めば夫側に責任が無いと解釈できるのですが、それならどうして扱いが難しいはずの女性を、複数も同居させているのだという話になるのは目に見えています。しかし、妻の宗族の方が夫の宗族よりも強い場合、妻が夫に服従することは稀でした。

更に現在でもそうですが、女性不信、女性恐怖症、女性嫌悪の男性が古い時代の中国にも一定数いたのは間違いないと思われまます。そこで、妻が嫉妬深いという噂が立っただけで精神的なダメージを受ける男性が出てきます。これが度を超すと、いわゆる恐妻家と呼ばれる存在になります。

現代の中国でもこのネタで一つのカテゴリが形成できるほど、妻を恐れる男性の割合が多いようですが「男性からしか離婚できない」という決まりが建前であったのと同様に、恐妻家を自称する夫が、どこまで妻を恐れているかははっきりしません。

#### 4. 後宮と宦官

後宮とは、宮廷内で君主が日常生活を送る場所を指します。従って彼の妻である皇后、及びに妾である妃嬪（ひひん）、そして子供も一緒に暮らしています。君主一家を除いてこの後宮に入れるのは、女官と宦官（かんがん）だけでした。

宦官とは男性器を切り落とした男性官吏を指す単語です。男性器の切除を刑罰、あるいは差別化の一環として行う社会は古くから存在しており、シュメール文明（現在のイラク、クウェート地域）ではアマル・クッド（去勢牛）と呼ばれていたようです。この習慣は地中海沿岸一帯に広がり、やはり中国同様に後宮で働く者もいたようです。

古代中国では、宮刑という男性器切除の刑罰を受けた男性、あるいは献上された後に去勢された

男性が、後宮で働くようになったのが、宦官の始まりと考えられていますが、やがて出世目的のために自らの男性器を切除してしまう者まで現れました。これを自宮（じきゅう）と呼びます。

中国で身分が低く貧しい家庭に産まれた男性が出世するためには、前述した科挙に合格するか、あるいは宦官になる選択肢ぐらいしかありませんでした。しかも前者は勉強の時間がとれる富裕層の方が圧倒的に有利という状況だったため、自宮をする者が後を絶たなかったと言います。

医療の未熟な時代にする自宮は死傷率が高い危険な手術でした。また、運良く自宮が成功して宦官になれたとしても、仲間同士の出世争いに勝つ必要がありました。

しかし、この争いで生き残った宦官は、君主や彼の一家と共に暮らすため、比較的容易に彼らの意見を操ることが出来ました。そのせいで宦官達は君主の親族、他の文官、武官としばしば対立し、血で血を洗う政治闘争を繰り返すことがありました。

子作り、特に男児の誕生を重視する儒教的価値観において、男性器が無く、従って子孫を残せない宦官は劣った存在だと考えられており、頻繁に批判や罵倒の対象となりました。ただし、養子を貰って家名を存続させることが可能でした。

そのケースで恐らく最も有名なものが、後漢末期に活躍した曹騰（そうとう）で、養子の曹嵩（そうすう）の息子、つまり曹騰にとつての義理の孫が『三国志演義』の主要登場人物の一人である曹操（一五五〜二一〇）になります。

曹騰以降も宦官は絶えませんでした。これは後宮に生殖可能な男性が入ってしまったら、皇后と不倫したり彼女を強姦したりして、君主の血統を絶えさせるおそれがあったからでした。儒教的な価値観からすると、これはあってはならない事態でした。そこで「お前は父親の子では無い」という指摘は、男性にとつて極めて深刻な侮辱と受け取られる可能性が高かったようです。

## 5. 道教と性愛の女神

最後に、道教と並んで中国で信じられていた道教と性愛について言及しておきます。道教の究極の目的は不老不死の存在（仙人）になることでした。儒教が死後の祭儀を重視するのに対して、道教では死後の世界を想定していない点が大きく異なりますが、中国では儒教を筆頭に道教と仏教を加えた信仰が長期間混在していたようです。

この道教には性愛を司る女仙が二人います。一人は九天玄女（きゅうてんげんにょ）で、戦闘と性愛を司る女仙、もう一人は素女（そによ）と言っ

て養生（健康維持法）と性愛を司る女仙でした。二人を合わせて「玄素」と呼ぶことがあります。この二人が中国の伝説的な君主である黄帝に房中術（性行為の技術）を教えたこととされ、特に素女のものとして『素女経』としてまとめられています。同作は日本にも伝来し、平安時代の医師である丹波康頼（九一二〜九九五）が九八四年に朝廷へ献上した『医心方』という、当時の医学全般を扱った巻物に収録されました。

## 日本と結婚 古代・奈良・平安時代

### 1. 日本列島と人類

日本列島に人類が定住するようになった時期ははっきりしません。二〇一三年の段階では、鳥根県出雲市多伎町砂原で発掘された石器三六点が約十一万年前から十二万年前のものと推定され、これが国内最古とされているので最低でも約十一万年前に人類がいたのは確かだろうとされています（砂原遺跡）。この他にも岩手県遠野市宮守町で発見された石器は約八万年前から九万年前と推定されています（金取遺跡）。

土器に関しては青森県外ヶ浜町から発掘された欠片が約一万六五〇〇年前のものと推定されてお

り、これは国内はもとより世界最古の土器だろうと考えられています。また、この土器の裏側には炭化物が付着しており、この土器を使って調理をしていたのも確実のようです（大平山元遺跡）。

この後、年代に関しては諸説があるものの、縄文時代の途中から定住集落が出現するようになり、稲作を特徴とする弥生時代を経て、古墳（墳墓の一種）を盛んに作るようになった古墳時代（約三世紀～七世紀）まで、日本がどういった状況だったのかというのは文書資料が残されていないためはっきりしません。

現存する国内最古の書物は六一五年に執筆されたという『三経義疏』で、内容は仏教の経文の注釈書です。これ以前にも埼玉県行田市の埼玉古墳群の一つである、稲荷山古墳から出土した鉄剣に漢字一一五文字が金象嵌（表面を彫り、金をはめ込む技法）されているのが発見されているので、『三経義疏』以前にも漢字の使用例はあるのですが、資料として使える文章の大半は七世紀以降に書かれたもので、それ以前の歴史に関しては史書と古墳などから発掘された様々な品々から推定していくしかありません。

海外に目を向けると、中国の陳寿（二二三～二九七）が書いたとされる三国時代の史書『三国志』の中の「魏書」第三〇巻にある「烏丸鮮卑東

夷伝倭人条」、いわゆる魏志倭人伝に三世紀の日本の様子が記録されています。ただし、タキトウスの『ゲルマニア』同様、記述の正確性が疑われる箇所も幾つかあります。この点を押さえた上で、宗教と結婚に関する具体的な記述を現代語訳に加えて抜き書きして見ていきましょう。

この地の風習では、何か重大なことをしようとした場合は、骨を焼いて卜占（占い）で吉凶を占う。まず占いの内容を唱えるが、その方法は令亀（亀卜。亀の甲羅を焼いて占う方法）のようで、火垢（熱で生じた亀裂）を視て兆しを占う。

この地の風俗では、国の大人（身分が高い男性）はみんな四人から五人の婦人がいる。下戸（身分が低い男性）でも二人から三人の婦人がいる。

夫人は淫乱でも無く、嫉妬もしない。

この文章からまず嘘だと分かるのは、夫人は淫乱でも無く、嫉妬もしないの一文で、これはどう考えても【儒教と離婚】の項目で説明した七去の「淫乱」と「嫉妬」を念頭に置いたものでしょ

う。つまり、日本の既婚女性は儒教の教えに則って、淫乱でも無ければ嫉妬もしない良識のある人達ですよと言いたいのです。

また、この一文は作者である陳寿が儒教の教えを自明としていた証拠でもあります。七去を知らずに偶然この文を書けるとは思えないからです。次の占いに関しては、太占（ふとまに）であるというのが定説で、焼いていたのは牡鹿の肩甲骨だったようです。中国から亀卜が輸入されると廃れましたが、現在でもこの神事を行っている神社が幾つかあります。

分からないのは最後に残った夫人の数です。儒教の教えからすると、一夫一婦＋妾制度ですから、婦は既婚女性全般を指す言葉になりますが、そうでなければ当時の日本は一夫多妻制だったという事になります。淫乱で無い、嫉妬しないと書いて以上、一夫一婦＋妾のような気がするのですが、確定できる証拠はありませんし、これも陳寿が儒教の教えに合わせて日本人をよく見せようと偽造した可能性もあります。

この後『晋書』の「四夷伝」によると、四一三年に日本からの使者があつたそうなのですが、同書の記述が『三国志』を底本にしているので、それほど目新しいことはありません。ただし『三国志』から『晋書』の間に挟まる期間は、国内でも

国外でも適切な文献が存在しないため記録が無く「空白の四世紀」と呼称されることもあります。

しかし、前述したように日本国内で書物の存在が確認されているのは七世紀以降ですから、四世紀に限らず五世紀も六世紀も不明な点が多く、従って専門家の推論も多様です。その中にはバハオーフェンの『母権論』に基づく推測もあり、かつて日本は母権制だったとか、乱婚だったという説も出てきますが、根拠となる史実なり史跡なりは発見されていません。

とりあえず、五〜六世紀には日本各地に在地勢力（豪族）が存在し、この一部が大王（おおきみ）、つまり後の天皇を推戴（すいたい）して勢力争いをしていたことは確かだと考えられています。特に奈良盆地の三輪山麓一帯の豪族の力が強く、専門家の間でこれを大和朝廷と呼称した時期がありました。

これ以降の飛鳥時代、奈良時代、平安時代に関しては【図1・古墳時代後期、飛鳥時代、奈良時代、平安時代（六世紀〜十一世紀）に起こった宗教関連の事件と書かれた代表的な文書、作品】を見ながら説明していきます。

というのも、六世紀から十一世紀にかけて日本には中国から儒教、仏教、道教、陰陽五行などが輸入され、それ以前に成立していた土着の宗教、

【図1・古墳時代後期、飛鳥時代、奈良時代、平安時代（六世紀〜十一世紀）に起こった宗教関連の事件と書かれた代表的な文書、作品】

年代	書籍名・事件名	関連宗教	備考
513年	百済から五経博士が来日。	儒教系	—
538年もしくは552年	仏教公伝	仏教系	—
587年	丁未の乱	—	仏教系の蘇我氏が神道系の物部氏を衰退させる。
6世紀末から7世紀初頭	法興寺（後の飛鳥寺）建立	—	日本最古の本格的仏教寺院で、蘇我氏の氏寺。
600年	初の遣隋使	—	—
615年	『三経義疏』	仏教系	現存する日本最古の書物
620年	『天皇記』	—	歴史書だが乙巳の変で焼失。内容は不明。同様の経緯で散逸したものに『国記』があるが、こちらも内容は分かっていない。
630年	初の遣唐使	—	仏教の経典収集が目的？ 初めて日本という名称が公式に使用される。
645年	乙巳の変	—	神道系の中臣氏が仏教系の蘇我氏を衰退させる。
672年	壬申の乱	—	大海人皇子が反乱を起こし大友皇子を自殺に追い込む。
689年	『飛鳥浄御原令』	儒教系	法律
712年	『古事記』	神道系	—

【図1・古墳時代後期、飛鳥時代、奈良時代、平安時代（六世紀～十一世紀）に起こった宗教関連の事件と書かれた代表的な文書、作品】

年代	書籍名・事件名	関連宗教	備考
715年	越前（現在の福井県）にある氣比神宮に日本初の神宮寺が建立される。	神仏習合	—
720年	『日本書紀』	神道系	—
752年	『懷風藻』	—	現存する最古の日本漢詩集
757年	『養老律令』	儒教系	法律
759年以降	『万葉集』	—	現存する最古の和歌集
806年	最澄によって日本に天台宗が伝わる。	仏教系	—
807年	『古語拾遺』	神道系	—
816年	空海によって真言宗開宗	仏教系	—
822年？	『日本国現報善悪靈異記』	仏教系	現存する日本最古の説話集
9世紀	『先代旧事本記』	神道系	—
894年	遣唐使廃止	—	—
10世紀初頭？	『伊勢物語』	—	—
10世紀中頃？	『宇津保物語』	—	—
10世紀中頃？	『竹取物語』	—	—
975年？	『蜻蛉日記』	—	—
984年	『三宝絵詞』	仏教系	—
10世紀末	『落窪物語』	—	—
1008年	『和泉式部日記』	仏教系？	—
10世紀末～11世紀初頭	『源氏物語』	—	—
10世紀末～11世紀初頭	『枕草子』	—	—
1028年？ 1058年？	『新猿楽記』	儒教系	—
11世紀初頭	『扶桑略記』	—	—
1120年？	『今昔物語集』	仏教系	—

現在の呼称では神道と混ざったり混ざらなかつたりという支離滅裂さのせいで、専門家でもない限り書物や事件と隣接する宗教的価値観が視覚化されていなければ、これ以降の話を理解することが難しいからです。

## 2. 女性の嫉妬が許された古代日本の上流社会

まず、儒教、仏教伝来前の日本で信仰されていた宗教ですが、前述した魏志倭人伝では骨を焼く占いの他に、卑弥呼という女王が鬼道で人を惑わしていたと書いてあります。この鬼道がどんな宗教だったのかについては諸説ありますが、儒教では無かったため鬼道と書かれたのは間違いないと思われまます。

また、この鬼道がどう変遷したかも不明ですが、古墳時代後期には氏族（血族集団）毎に崇拜する神、あるいは祖先があつたと思われまます。いわゆる氏神（うじがみ）です。近代神道では産まれた場所によって守護する神がおり、これを産土神（うぶすながみ）と呼んで氏神とは区別するのですが、古代の神道でこれがどのように分化されていたのかはよく分かりません。また、氏神信仰をしているところから、不老不死を理想とする道教とはかなり違う宗教観だったのも間違いないと思われま

す。更に、血族毎に信仰する神が異なるので、信仰形態としては典型的な多神教です。

次のポイントは五一三年に百濟（四世紀から七世紀にかけて朝鮮半島南部に存在した国家）から五経博士（古代中国における官職の一つで、詩・書・礼・易・春秋を教える役職）が来日していることで、実は仏教よりもやや早く、しかも輸入されてからかなり早い時期に神道と融合を始めています（後述）。同時期に陰陽五行思想も輸入されているのですが、これらの扱いは骨焼き占いよりも常に低かったと考えられています。ただし、儒教思想の私的な持ち込みは、中国・朝鮮半島からの渡来人によって事前に行われていたという説が有力で、五経博士の来日は、あくまでも公的な使節という意味合いが強いものでした。

これは仏教も同様で、まず渡来人によって信仰され、後に公式に当時の日本の支配層が受け入れたという意味で、伝来とは呼ばずに公伝と呼称しています。そして、仏教も神道との融合がすぐ始まっています。

たとえば、仏教公伝後に有力な豪族達は自分達の氏族のために寺院を建立し、これを氏寺と呼称していますが、仏教に氏族という概念が混合しないと出てこない発想です。余談になりますが、氏寺は後に菩提寺と呼び変えられることになります。

また、七一五年に文献上日本最古の神宮寺（神社と寺が混合した宗教施設）が氣比神宮（けひじんぐう。現在の福井県敦賀市曙町にある神社）に建立されます。氣比神が仏道による救いを求めたというのが理由で、神道が仏教に従属する形での神仏習合の例とされますが、現代日本でも比較的メジャーな仏教の宗派である、天台宗の伝来（八〇六年）や真言宗の開宗（八一六年）よりも一〇〇年近く早かったことに留意すべきでしょう。

このように、儒教も仏教も公伝されてから間を置かずに神道との融合が始まっているのは、神道に体系化された教義が無かつたからではないかという説が有力で、それが儒教や仏教の伝来、国内への浸透に対抗する形で体系化され、現在の日本人が神道の重要文献と言われると反射的に思い出す『古事記』（七二二年）と『日本書紀』（七二〇年）、いわゆる記紀が完成したのではないかという推測があり、本書でもこの説を採ります。

以上の情報を前提とした上で、当時の日本における結婚観や性愛観を見ていきましょう。

まず目立つのは、男女間の馴れそめは男性から声を掛ける、という決まりでしょう。これは『古事記』の国産み神話に登場するイザナギとイザナミの兄妹二柱が性行為を行う際に、妹のイザナミから「あなにやし、えをとこを（ああ、何て良い

男」と言ったのが原因で、ヒルコという「良くない子供」（後世の解釈では、何らかの異常を抱えた赤子）が産まれてきてしまったので、葦の船（『日本書紀』ではアメノイワクスフネ＝堅い楠の木でできた船）で流した、という神話で確認できます。

このタイプの神話は日本独自のものでは無く、たとえばハワイの創世神話であるクムリポでも、天神ワケアと地神パパの最初の子供ハロアは手脚が無く、仕方が無いので地面に埋めたとされています。また「性行為の際にイザナミから声を掛けたのが駄目」という禁忌が儒教の影響という説があります。因果関係ははっきりしません。

同じように男性から声を掛けるところから男女関係が始まる作品で、明らかに儒教の影響が見られるのは『伊勢物語』（一〇世紀初頭）に登場する幼なじみ同士の婚姻を描いた二三段の「筒井筒」でしょう。この作品では男性の方から女性に対して、

筒井つの 井筒にかけし まるがたけ 過ぎにけらしな 妹見ざるまに

（井戸の井筒＝井戸の地上部に設けられた低い囲いにも足らなかつた自分の身長が伸びて、井筒の高さを超しました、貴女を見な

というプロポーズの歌を詠み、これに女性が返歌することで結婚が成立しています。この後二人は女性の両親の死去によって経済的に困窮し、夫は別の女性と懇意になるのですが、妻が嫉妬しない姿を盗み見て感激し、彼女の元に帰るという流れになっています。

この物語で、男性が結婚前にしばらく女性の姿を見ていないのは「男女七歳にして席を同じゅうせず」のせいでしょうし、結婚後に妻の嫉妬しない姿に感動するのは七去の中の「嫉妬」を満たしていないという意味でしょう。『古事記』から二〇〇年ほど後の作品では、これだけ明確に儒教的価値観を読み取ることが出来ます。

もちろん、神話や物語に書かれていることを、当時の実在した人間が実行しているとは限りません。現代の恋愛小説やファンタジー小説にも、実在する人間であればやらない、出来ないようなことが多々書かれてあります。例出した「筒井筒」に登場する嫉妬しない妻も、男性にとって非常に都合の良い設定にしか思えません。ただし、他の文章からも同様の話の流れが読み取れるので、少なくとも上流社会での男女交際を始める際には「男性から女性に声を掛ける」が決まりになって

いたことは確定的だと思います。

次に目立つのは、嫉妬です。今度は『古事記』の大国主（オオクニヌシ）の記述を見てみましょう。大国主は因幡の八上比賣（ヤガミヒメ）に結婚相手として「選ばれた」ことを契機に、兄達である八十神（ヤソガミ）から妬まれ、様々な方法で殺されかけます。

そこで大国主は大屋毘古神（オオヤビコノカミ）の助言を受けて、須佐之男命（スサノオノミコト）に相談をするため根の国（黄泉の国と同義という説がある）に向かいます。

ところがスサノオの娘の一人である須勢理毘売（スセリビメ）が大国主を見た途端に惚れ、お互いに見つめ合ってから結婚してしまいます。日本神話の中でも乱暴な性格で知られるスサノオが、こんな状況に我慢出来るはずも無く、大国主を殺害しようと様々な課題をぶつけるのですが、娘のスセリビメが入れ知恵することでことごとく失敗し、とうとう二人に逃げられてしまいます。後を追ったスサノオは二人に追いつけないと知ると、大国主に対して自分から盗んだ弓矢や刀でヤソガミを追い払い、支配者となって自分の娘を正妻として娶れ＝嫡妻而、と叫びます。

大国主はスサノオの言うとおりに国作りを始めますが、兄神達との揉め事の種になったヤガ

ミヒメはスセリビメを恐れ、大国主との間に産まれた子供を木の股に挟んで遁走。残された子供には木俣神（キノマタカミ）、あるいは御井神（ミノカミ）という名前がつけられた……というものです。

この神話でよく言われるのが妻問婚（招婿婚）と課題婚（難題婚）の二つを含んでいるということです。妻問婚とは夫が妻方の実家で生活するという形式の結婚方法を指します。いわゆる婿養子のようなものですが、財産権や親権は妻方の血族に属します。

しかし、大国主はスセリビメを連れてスサノオの家を脱出しており、妻問婚の条件を満たしていません。しかも、スサノオは逃げ切った大国主に對してスセリビメを「正妻にしろ」と言っているので、間違いなく正妻と妾という区分を理解しています。

一方の課題婚ですが、こちらは男性が結婚の条件として達成が難しい課題を与えられるというもので、日本では『竹取物語』がその代表的な作品とされます。ところが、大国主がスサノオから難癖をふっかけられるのはスセリビメと結婚してからなのです。しかも、スサノオは大国主を殺す気満々で、離婚すれば許すというような流れではありません。

つまり、この神話が妻問婚と課題婚の要素を満たしていたとしても、極めて変則的な形式なのです。そして、こうした類型を無視すると主要なテーマが大国主に対する男神の嫉妬しか残りません。求婚したヤガミヒメに断られたヤソガミも、自分の娘をあつさり奪われたスサノオも大国主を妬む、あるいは憎む理由が十分にあります。

また、大国主とスセリビメの間にも嫉妬の問題は起ります。

物語は大国主が越国の沼河比売（ヌナカワヒメ）に求婚するため彼女の家の前で歌を詠むところから始まります。ヌナカワヒメはこれを受け入れませんが正妻のスセリビメが嫉妬。大国主は彼女に対しても歌を詠み、夫婦は仲むつまじく暮らした、というものです。

元々、この話は八千矛神（ヤチホコガミ）という大国主とは別の男神を主人公としたものだったのを、八千矛神は大国主の別称ということにして、大国主の神話に組み込んでしまったという経緯があるようです。繋げた理由は明らかで、大国主を「女神からも嫉妬される存在」にしたかったのでしよう。何故なら、それが複数の女性から言い寄られる男性の象徴だからです。

この手法は現在でも十分に通用するもので、たとえば二〇一二年に放映された西尾維新原作のア

ニメーション『偽物語』（アニメプレックス、講談社、シャフト）に登場するヒロイン戦場ヶ原ひたぎは、同作の三話において他の女性と会っていた主人公であり彼女の恋人でもある阿良々木暦を、嫉妬に駆られて「阿良々木君は愛されまくりのモテまくりだもんね」と言いながら虐待した上で、「その浮気が少しでも本気になったら殺すわよ」と脅し、しかし最後に「自分の彼氏がモテモテというのは、彼女として割と最高の気分なのよ」というのろけの台詞でめています。このシーンがあることによって、阿良々木暦が女性から言い寄られやすい、惚れられやすい人物である事が強調されているわけです。

けれども、これらは儒教の七去の一つである「嫉妬」に抵触する描写でもありません。国家が女性の嫉妬を悪だと宣伝していた古代中国と、国史の一種である『古事記』に正妻から嫉妬された男神の話を載せる日本では、嫉妬の扱いに相当な隔たりがあります。

それでは、この後の日本で嫉妬が禁忌とされたかどうかについてですが、少なくとも一〇世紀の段階ではそれほど強くありませんでした。

撰関政治を決定づけた平安期の政治家として著名な藤原兼家（九二九～九九〇）の妾で、『拾遺和歌集』や『小倉百人一首』にも選ばれた優れた

歌人である藤原道綱母（九三六〜九九五）が書いた『蜻蛉日記』（九七五年）は、彼女の結婚生活をありのままに記録したとされるものです。冒頭には「ありきたりな作り話よりも、高貴な男性との結婚生活をしたという珍しい経験を書けば注目されるのではないか」という趣旨が書いてあり、執筆の狙いを明確にしています。

その内容ですが、最初の頃は兼家に愛されていたのが、結局は正妻である時姫に勝てず、時が経つにつれて町小路の女、あるいは近江と呼ばれる別の妾が出現し……という感じでどんどん男と疎遠になっていき、とうとう引越しが原因で時姫と衝突してしまう……と、少なくとも前半は兼家を巡る女同士の妬み、憎しみが延々綴られる凄い内容です。また、作家の堀辰雄が同作をリライトして一九三九年に発表した『かげろふの日記』では、この傾向に磨きがかかり、自分の苦しみを兼家に理解させようとする女性として描かれたせいで、これ以降の道綱母には「呪詛の言葉を吐き続ける女性」というイメージが定着してしまっています。

しかし複数の専門家が指摘しているように、道綱母が本気で兼家を憎んでいたのだとすれば、『蜻蛉日記』に彼が詠んだ歌を何首も収録する必要性は無く、ただどれだけ駄目な男だったかときき下ろすだけで事足りるはずです。

従って同作は「私がつき合った男は高貴な出自でモテモテだったけど、だから私を苦しめた」という婉曲的な自慢話だと解釈すべきでしょう。婉曲的にならざるを得なかった理由も比較的推測しやすく、正妻である時姫に対して建前上はへりくだったものだと思います（後述）。

『蜻蛉日記』はリアリティ優先の作品であるため、まだ主人公の言動は常識の範疇内に収まりません。これが『源氏物語』になると、嫉妬する女性が生き霊、あるいは死霊となって恋敵を殺害するほど危険な存在と化します。『源氏物語』に登場する六条御息所（ろくじょうのみやすんどころ）のことです。

『源氏物語』は天皇家出自の美青年、光源氏の女性遍歴を扱った作品で、話の展開は現代の視点から見ても過激です。たとえば光源氏は彼の死んだ母親とよく似ていると教えられた藤壺に固執し、彼女が桐壺帝Ⅱ自分の父親の妾なのに不義密通して子供を孕ませてしまいます。いわゆる托卵です。

ところが桐壺帝崩御後に藤壺が出家してしまい、後に彼女が死亡した後も、光源氏は自分の母親とは似ても似つかぬ面相の女性とも次々と肉体関係を結んでいきます。つまり、母親の面影があると教えられた藤壺に固執するという設定と、実際の行動に矛盾があるわけです。

これをどう解釈するかは本書の趣旨とかけ離れているので割愛します。大事なのは光源氏が基本的に年上好き（正確には母親の面影を追いかけている）という設定で、特に彼が若い時期には顕著な形で描かれます。そして、六条御息所はこの時期に肉体関係を持った女性の一人で、身分も知能も高いけれども子持ちの未亡人かつ光源氏よりも年上という設定です。ただし、源氏物語にはこの二人の馴れそめは書かれていません。写本が欠損したという説と、元から書かれていなかった説がありますが、やはり本書の趣旨とかけ離れるのでこの点に関しても考察しません。

六条御息所は光源氏との関係に耽溺しますが、源氏の方は次第に冷めてしまいます。ところが、六条御息所は自分が年上の女性である事、また身分が高いという矜持から感情を素直に表現することが出来ず、どんどん鬱屈していきます。

これがついに生き霊となって他の女性に取り憑く原因になるのですが、『源氏物語』では彼女の設定を開示する順番がミステリ仕立てになっており、最初に第四帖『夕顔』で生き霊として登場して夕顔を呪殺した時には、その正体が誰なのかがはっきりしません。次の登場は第九帖『葵』で、賀茂祭を見物に来ていた時に源氏の正妻である葵の上と偶然会ってこれがトラブルに発展。そこで

恥をかかされた六条御息所が再び生き霊となって今度は葵の上を呪殺したため、通読しているところで初めて『夕顔』に出てきた生き霊が六条御息所だったことが分かります。そして第十帖『賢木』で光源氏との関係を諦め、娘と一緒に伊勢に移住。第十四帖『滯標（みおつくし）』で京都に戻って病没しても源氏への愛憎の念は残り、第三四帖『若菜』で死霊として登場して紫の上を一時的に絶命させるなど、凄まじい執念を見せつけます。

このように六条御息所が暴れば暴れるほど、光源氏が「愛されまくりのモテまくり」であることが判ると同時に、彼女が正妻である葵の上を殺害することによって、妾の一人でしか無かった紫の上が実質的な正妻の地位に納まるという物語上極めて重要な転換点を作ることには貢献しています（後述）。

ちなみに、同作で六条御息所の対義的な存在として登場するのが末摘花（すえつむはな）です。彼女は出自こそ高貴なものの現在では落ちぶれており、座高が高く（座ると男性よりも背が高く見えるため、平安期には不美人の条件とされてきました）瘦せていて鉤鼻でその先端が赤く、顔色も悪い醜い女性という描かれた方をします。しかも性格は鈍く古臭い価値観に囚われており、男性の気持ち察する能力がありません。

それ故に末摘花は源氏と「恋の駆け引き」ができません。そこで、朧月夜との関係が周囲に発覚した源氏が播磨に逃れ、この地で遭遇した暴風雨を逃れるために明石に移動し、そこから京都に戻ってくるまで、ただひたすら彼を信じて待っていたことが後に判ります。末摘花のおかれています状況を理解した源氏は彼女の面倒を再び見るようになり、最終的には序列三番目の妾として二条院の邸宅に迎え入れられます。『源氏物語』の中ではコメディリーフと目される末摘花ですが「筒井筒」的な展開で源氏に捨てられる事はありませんでした。

ちなみに妾の序列一位が前述した紫の上であるのは当然として、二位の花散里も美人では無いと書かれており、物語の初期に肉体関係を結んだ女性ではつきりと不美人と書かれている人妻の空蟬も、夫を亡くした彼女が出家すると二条院に引き取るなど、前述したように光源氏が「母親の面影を追いかけている」と書かれていながらも、実際には顔の良し悪しを第一に女性を選んで「いない」事が判ります。ここも非常に重要な点で、「年上でも不美人でも自分から進んで性行為をする」という光源氏の行動は、当時の性行為が暗がりで行われているという前提があったとしても、彼が「愛されまくりのモテまくり」であることの重要な条

件なのです。

これは逆のケースを考えることでより分かり易くなると思います。仮に優れた容貌を持つものの「貞淑で僕の言い分に逆らわない、気の利く一〇歳年下の女の子で美人としかセックスしたくない」という男性がいたとしたら、現実はもちろんフィクションの世界でも性的な意味で人気になる可能性は低いはず。複数の女性から言い寄られる立場の男性は、誰の挑戦でも受けるという態度が求められるわけです。

この価値観は前述した『伊勢物語』の六三段「九十九髪」で、より露骨に描かれています。ここではある女性（恐らく老女）が「良い男とセックスしたい。でも、言い出す切っ掛けが無い」と思い、三人の息子に夢を見たという建前で自分の欲望を話します。

すると二人の息子には相手にされないのですが、残りの一人が母親の気持ちを汲み取って在五中将に相談すると、彼は女性を哀れに思っつて来て共寝（セックス）してくれるのです。しかし、その後の性的関係は無かったため、女性は在五中将の家に忍び込んで覗き見ます。すると、それに気がついた在五中将は、

ももとせにひととせ足らぬつくも髪 我を

恋ふらしおもかげに見ゆ

(百歳に一歳足りない九十九髪 〓 白髪の老女。  
彼女が私を恋しがっているような面影が見える)

と一首詠んで出かける素振りをします。ちなみに、白髪を九十九髪というのは「百」という漢字から上の「一」を引くと「白」という漢字になるからです。

在五中将の態度を見た女性は必死になって帰宅して、寝たふりをします。すると、やって来た在五中将は彼女がしたように家を覗き見ます。そこで女性が独り寝の寂しさを歌うと、やはり哀れに思つてセックスをしてくれる……というのがこの話の大まかな流れになります。

これを「女性が性欲を公言できる時代だった」と解釈する事も可能ですが、そうなると「まことならぬ夢がたりをす」 〓 夢だと嘘をついて話した、という部分との整合性が合いません。もしも公言できるのであれば、彼女は息子達に対して「お母さん、イケメンとセックスしたいから連れてきて」と、堂々と自分の欲求として言えたはずだからです。それよりも、この話で一番重要な部分はラストに書かれた

世の中の例として、思ふをば思ひ、思はぬをば思はぬものを、この人は思ふをも、思はぬをも、けぢめ見せぬ心なむありける。

(世の中の通例として、自分が好きな相手を目指し遣る反面、好きでは無いと相手には何も思わないものだが、この人 〓 在五中将は好きだろうがそうでなかるうが、区別しない心の持ち主である)

この部分だと思えます。要するに在五中将は特に好きでも無い相手ともセックスできるから優しい人だということになります。「好きな人以外とはセックスしたくない」という人達が聞いたら露骨に嫌悪感を示しそうな価値観でしょう。

しかし、在五中将がこうした価値観の持ち主でなければ、老女が欲望を満たせた可能性は少なくともだから彼が好きでも無い相手を思い遣れるのは優しいというのは間違いでは無いのです。

余談になりますが、この「九十九髪」に登場する在五中将は、在原氏の五男坊で中将の位階だったという意味なので、平安時代初期を代表する美男子と言われる在原業平(八二五〜八八〇)と同人物であると考えられています。

在原業平は皇族の血筋であること、美男子であ

ること、伊勢斎宮だった恬子内親王と禁断の関係にあったのでは無いかという疑惑も相まって、前述した光源氏とよく混同されるのですが、確かにこの二人には類似点があります。たとえば、光源氏は源典侍(げんのないしのすけ)という女性と関係を結ぶのですが、彼女は老齢になっても性欲が衰えないという設定で、これは「九十九髪」の老女を想起させるものです。

また『伊勢物語』の九四段「紅葉も花も」には、別れた女に固執する男性の話が書かれているため、嫉妬をテーマにした話もあります。しかし、同書には六条御息所ほど強烈な設定の女性は登場しません。

そして『源氏物語』は『伊勢物語』よりも一〇〇年ほど後に書かれています。以上の理由から、朝廷と関係のある上流階級の中でも、女性の嫉妬は古代中国ほど深刻視されていなかったし、むしろ男性が「愛されまくりのモテまくり」であることの証明のようなものという扱いだっただことが判ります。

言うまでも無いことですが、女性の嫉妬は単体で創作として利用される場合もありました。藤原明衡(ふじわらのあきひら)が書いたとされる『新猿楽記(しんざる(こうき))』に登場する右衛門尉(うえもん(のじょう))の嫡妻、あるいは前妻はこの典



平安期におけるモテる男の条件は「好きでもない相手とセックスできる」ことでした。これは同意婚（相思相愛）が自明化した現代でもそれほど変わりがありません。

型例で、年齢が六〇歳で髪は白髪、顔は皺だらけで歯も抜け落ちてゐるのに性欲は衰えず、セックスしてくれない夫を恨んでいて、彼の寵愛を取り戻すために様々な呪術に手を出しています。

これだけ抜き出すと『新猿楽記』は女性の性欲を批判する、つまり淫乱を七去の理由とする儒教道徳に則った書物のように見えますが、夫の右衛門尉も若い女にうつつを抜かしているのを周囲から嘲笑われているので、実は年老いても性欲が衰えない人を笑いものにするための仕掛けである事が理解できます（後述）。要するに、書き方が違えど嫉妬が重い罪と見做されていないことに変わりはないわけです。

複数の専門家が指摘しているように、日中でこれだけの隔たりがあるのは、妻妾同居という中国の風習が日本では広まらなかったからだと考えられています。また、一つ屋根の下に正妻と妾が同居していれば、揉め事が起こらないはずが無いにもかかわらず、中国では儒教が廢れるまでこの風習が堅持されたのは「家の外にいる女性が浮気するかもしれない」という猜疑心があったからです。恐らく日本でも同様の猜疑心を持つ男性はいたはずですし、実際にそうした「事件」も起きていたのでしようが、妻妾同居の実例を探すことは難しく、フィクションでも前述した『源氏物語』で

主人公の光源氏が数名の妾を二条院の邸宅に引き取ったのが有名なぐらいで、むしろ例外とされています。

そこで「実は日本では妻問婚（招婿婚）が主流で、正妻と妾との区別が曖昧だった」という説が出てきます。つまり、日本は母系（誰が母親なのか？）が強く、父親はそれほど重視されなかったため妻問婚でも問題が無かったという考え方です。また、このため多くの夫は妻の家へと通い、産まれた子供は母親と一緒にいる時間が長く、父親と接する時間は短かったという説もあります。更に、この方法を採用したために一夫多妻制が常識だったというのです。

それでは、実際にはどうだったのかということを考える前提として、妻問婚とは真逆とも言える制度を考察しておきましょう。采女（うねめ）です。

### 3. 天皇と采女

采女の起源ははっきりしません。『日本書紀』では允恭天皇（生没年不明）の記録に小墾田采女が登場し、雄略天皇（生没年不明）の記録に複数の采女が登場するため、この時期には既に采女がいたと推測されているのですが、残念ながら正確な年代が判りません。ある説によると地方の豪族

が大王（天皇）に差し出した人質、別の説によると大王が地方豪族を支配下に加える際に、豪族の娘や親族の女性とセックスをすることに呪術的な意味があったとされます。

少なくとも、大王以外の男性が采女と肉体関係を持つていたことが判明すると死罪になるという禁忌から、初期の采女が大王から性行為の対象として認識されていたのは間違いないようです。

しかし、中国から輸入された律令制が日本でも実施されるようになると、この采女も慣習から制度に変わります。ただし、采女について最初に書かれているとされる『大宝律令』（七〇一年）は散逸しており、これを元に作られた『養老律令』（七五七年）の「令」に関する注釈書である『令義解』や『令集解』から具体的な法文を確認する以外の方法がありません。采女の選定条件が書かれているのは、後宮職員令の十八条になります。

#### 後宮職員令 十八条（氏女采女条）

凡諸氏。氏別貢女。皆限年三十以下十三以上。雖非氏名。欲自進仕者聽。其貢采女者。郡少領以上姉妹及女。形容端正者。皆申中務省奏聞。

（およそ諸氏、氏別に女貢すること。年齢は三十歳以下、十三歳以上。氏の名前で無く

とも、自分から進んで仕えると言った者の願いを聴くこと。采女を貢がせる者は、郡の少領主以上で、姉妹あるいは娘であること。容姿が端麗であること。みな中務省に上申して奏聞すること)

この法文でまず言及されているのは、諸氏(奈良時代の有力貴族)が天皇に女貢(にょぐ)女性を貢ぐ)する義務についてです。氏族別に、十三歳から三〇歳までの女性を出仕させることが求められています。この女性は有力氏族から天皇に貢がれているので、氏女(うじめ)と呼んで采女とは区別しています。

一方の采女は郡の少領以上の身分から貢がせることを求めています。少領の姉妹、もしくは娘で、かつ容姿端麗である事が条件でした。つまり、氏女と采女は出自によって区別、あるいは差別されていたのです。

氏女と采女の違いは女官としての昇進にも現れており、七二八年に奏上された制度に従って采女が五位という位階を授けられた時は外位という主に地方出身者として扱われる、すなわちよほど例外的な存在でない限りは朝廷の中枢で活躍することが出来ないコースを辿ることになっていたのです。

ここから、奈良時代の日本は極端な父系制でなかった事が判ります。つまり、女性の出自も重視されていたのです。仮に父親さえ判っていれば母親が誰でも構わないという社会制度であれば、氏女と采女を区別する必要が無いか、あっても根拠薄弱のはずです。

また、采女が単なる大王(天皇)の夜伽要員だったかというところも違って、天皇の食事を配膳する仕事を中心に、様々な身の回りの世話を担当していたようです。従って采女達は普段は天皇の身の回りの世話をしており、気に入られると夜伽をさせられる存在だったと解釈するのが妥当だと思われまます。

これは、古代ローマの家内奴隷が主人の性交対象であったり、古代中国で家婢が性交対象であるのと似た関係だったと思われまます。要するに、身分の高い男性は身分が低く自分の身の回りの世話をする女性、もしくは男性と肉体関係を結ぶのは当たり前であると考えられていたのではないか、ということなのです。

この風習は『今昔物語集』(十二世紀成立?)の二六卷十七話に収録された「利仁將軍若時從京敦賀將行五位語」(としひとしようんわかきとき、きょうよりつるがにこいをいてゆきたること)でも確認できます。この話は作家の芥川龍之介が

リライトして一九一六年に『芋粥』のタイトルで発表したため、物語集のエピソードの中では群を抜いて知名度が高いのですが、芥川が意図的にオミットした箇所があります。

それは、藤原利仁に敦賀まで連れてこられた五位(下級官吏の中では比較的高位の人物)が寝所で直垂(正式には直垂衾。ひとたれふすまと読む。寝具の一種で現代のかいまき布団)掛け布団の下に用いる綿入れの夜着に相当したと考えられている)を重ね着して汗を掻くほど温まっていると、

傍に人に入る気色有り。「誰ぞ」と問へば、女音にて、「御足参れ」と候へば、参り候ひつる」と云ふけはひ、にくからねば搔寄て、風の入所に臥せたり。

(傍らに人が来た気配がした。そこで「誰だ?」尋ねると女の声で、「足をさすってあげなさいと命じられて参りました」という返答があった。五位にはその様子が憎くなかった)可愛らしいと思えたため、女を抱いて寝た。

というものです。客人を歓待するための一夜妻という風習ですが、妻と言っても利仁の正妻では無く、彼が婿入りした越前国敦賀の豪族、藤原有

仁の正妻でもなく、恐らく彼らが使役している若い女性だと思われます。つまり有仁ないしは利仁には、自分が支配下に置いている女性に客人との性行為を命令できるほどの権限があったわけです。

これは天皇と采女の関係でも同様で、天智天皇（六二六～六七二）が藤原氏の始祖である中臣鎌足、後の藤原鎌足（六一四～六六九）に采女の安見児（ヤスミコ）を与えた時に、鎌足が詠んだとされる歌が『万葉集』にあります。

吾者毛也 安見兒得有 皆人乃得難 尔為云安

見兒衣多利

（私は安見兒を得ました。皆が得がたいと言っていた安見兒を得ました）

というもので、よほど嬉しかったのだろうという気持ちが伝わってきます。ただし、地方の少領の娘、ないしは姉妹を天皇が臣下に「プレゼント」してしまうというのは、仮に彼女の実家に根回しをした後だったとしても、現代の感覚からすると異様としか言いようがありません。

ちなみに、天智天皇は自分でも伊賀宅子娘（イガノヤカコノイラメツ）という采女に手を出しており、彼女が産んだ男児が後の大友皇子（六四八～六七二）になります。しかし、良く知られてい

るように、大友皇子は壬申の乱で父親の弟である大海人皇子（後の天武天皇）に敗れて自殺しています。

この他に記紀の記述で目立つのが雄略天皇と采女の話ですが、原文込みになると紙数をとるので要約だけ載せます。

(A) 雄略天皇は後に童女君（オミナギミ）と呼ばれる采女とセックスしたのですが、一晩だけで妊娠して女児を出産したため、「自分の子供では無い」と養育を拒否。ところが、臣下の物部目大連（モノノベノメノオオムラジ）がこの女児を見て「可愛いね。誰の子だ？」と別の臣下達に言ったので、雄略天皇が「何でそんなことを言うんだ？」と問いただします。

これに対して物部目大連が「女児の容姿が天皇に似ていると思ひまして」と返答すると天皇は「皆そう言うけど、私はあの女と一晩しか一緒にいなかった。それなのに妊娠したから、これは特殊。だから自分の子かどうかを疑っている」と事情を説明します。そこで物部目大連は「一晩で何回呼び出した（セックスした）んですか？」と尋ねると、雄略天皇が「七回」と回答したので「妊娠

しやすい女性なら、袴が体に触れただけで身ごもります。一晩中やっておいて疑うのはどうかと思いますよ」と言ったため、女児は皇女として認知され春日大娘皇女（カスガノオオイラツメノヒメミコ）となり、彼女の母親も妃（恐らく妾）となりました。

(B) 凡河内直香賜（オシコウチノアタイカタブ）と采女を派遣して、胸方神（ムナカタノカミ）を祭らせようとしたところ、儀式の直前に香賜が采女を犯してしまいました。これを聞いた雄略天皇は、香賜に追っ手を差し向け捕らえさせ、彼を斬り殺しました。（天皇以外の男性が許可無く采女を犯すと殺害されるという事例）

(C) 紀小弓宿禰（キノオユミノスクネ）が妻が死にそうなので身の回りの世話をしてくれる人がいないため、新羅（朝鮮半島にあった国家）との戦争に参加できないと雄略天皇に伝えてくれと、大伴室屋大連（オオトモノムロヤオオムラジ）に相談します。大伴室屋大連から話を聞いた天皇は、悲しんで吉備上道采女大海（キビノカミツミチウネメノオオシアマ）を紀小弓宿禰に与え、

新羅との戦争に従事させました。

(後に紀小弓宿禰は死去し、吉備上道采女大海が埋葬場所について天皇に相談することになります。詳細は割愛します)

(D) 木工の韋那部真根(イナベノマネ)が作業を失敗しないと自慢したのを試すため、雄略天皇は采女を呼ぶと、彼女達の衣裙(キヌモ)袴の一種)を脱がせて著憤鼻(タフサギ。現在の禪に近い衣類)姿にしてから相撲をとらせたところ、それを見ながら作業をしていた韋那部真根が失敗してしまいます。

これに怒った雄略天皇は彼を責めて死刑にしようと思いますが、周囲の取りなしで刑を中止しました。

(E) 雄略天皇がケヤキの下で宴会をしていた時に、伊勢の国の三重の采女が盃を捧げようとしたところ、葉が落ちて杯に入ってしまった。葉の入った杯を出された天皇は怒って采女を殺害しようと思いますが、彼女は機転を利かせて一首詠むことで許されます。

『日本書紀』では「自分を賢いと考えていたため、

間違つて人を殺すことが多く、大悪天皇と誹られた」とされる雄略天皇ですが、エピソードを並べてみると確かに人を殺すことに躊躇が無かったように思えます。

このように、大王(天皇)の意向で子供を産ませられたり、あるいは臣下に与えられていた采女ですが、平安時代になって貴族階級が平安京に集中するようになると、女官としての性格が強くなり、天皇の夜伽をすることが無くなったと考えられています。その理由は天皇と性的な関係を結ぶ相手を、藤原氏を中心とした有力貴族の女子に限らせるため、つまり地方の豪族達が天皇家と外戚関係を結ぶ可能性を無くすためだったようです。

しかし、采女制度が妻問婚とは全く異なることは十分にお解りいただけだと思います。次に雄略天皇と童女君の事例から、男性が女性の浮気を疑った場合は、子供を認知しないという方法で拒否権を発動できたことが判ります。

男性が女性の産んだ子供を認知するかどうかに関しては、古代ローマではトツレレ・リベルムという手順で儀式化されていました。古代日本では同様の儀式は存在しなかったようで、雄略天皇は最終的に春日大娘皇女(カスガノオオイラツメノヒメミコ)を認知しています。仮にトツレレ・リベルムと同様の儀式があったとしたら、認知さ

れない子供は殺害されるか家の外に捨てられていたはず。また、物部目大連が雄略天皇を諫めて子供を認知させた経緯から、少なくとも天皇と関係を持った女性に関しては、父系が重視されていたことも判ります。仮に母系のみが重要であったら、童女君が雄略天皇に子供を認知して貰って妃の座に収まる必要性は無かつたはず。従って、古代から中世にかけての日本における上流階級では、父系も母系も重視されていた、すなわち双系であったと推測できます。

というのも、極端な父系社会の場合、女性が卑賤の出自でも高い地位に上り詰めることが可能だったからです。これは、女性の血筋(母系)が重視されないことと同意です。たとえばロシアの初代皇帝であるピョートル一世の二番目の妻で、後に二代目皇帝になったエカテリーナ一世(二六八四〜一七二七)はリヴォニア(現在のラトビア東北部)の農民出身でした。彼女はスウェーデン人の男性と結婚していたにもかかわらず、戦争が始まるとロシア軍の捕虜となり、二人の将軍の召使、あるいは妾を務めた後にピョートル一世に献上されて妻になる、という経緯を辿ってロシアにおける上流階級に組み込まれています。ピョートル一世が専制君主で、エカテリーナ本人

にも才覚はあったのでしようが、母系が重視される社会では決してあり得ない「シンデレラストーリー」です。

次に妻問婚の場合、夫と妻は別居していたという説を検討しましょう。

事例として挙げるのは、奈良時代を代表する歌人の一人である山上憶良（七世紀後半～八世紀前半）です。『万葉集』に収録されている、憶良が詠んだとされる和歌を見ていきます。

#### 『万葉集』三巻三三七

憶良らは今は罷らむ子泣くらむそのかの母も吾を待つらむぞ

（憶良はもう帰ります。子供が泣いているでしょうから。また、子供の母親も私を待っているでしょうから）

これは、太宰府で開かれた宴会を退席する際に憶良が詠んだ歌とされていますが、書かれている通りであれば、憶良は子供の待つ家に帰ることになりません。要するに、憶良は夫婦同居をしており、なおかつ自宅に子供がいたということになるので、これが事実なら、奈良時代は妻問婚で通い婚だったという説が成立しなくなるため、この和歌

を巡る考察は幾つも出されています。代表的なものだけでも、子供は実際にいなかった説、七〇二年に遣唐使として派遣されていたため中国文化の強い影響を受けて妻子と同居していた説、渡来人だった説、この和歌には言及しない、などが挙げられます。

しかし、現在有力なのは憶良には高齢になってから産まれた子供がおり、なおかつ妻とも同居していたという説です。それでは、通い婚は無かつたのかというと、前述した『蜻蛉日記』では明らかに通い婚である事が判る記述がありますし、『源氏物語』でもたびたび光源氏が女性の家に通う様子が描かれています。

つまり妻子との同居もあったし、通い婚もあったというのが一番矛盾が無いと思われれます。ただし、平安時代の段階では男性にとって通い婚の対象となる女性はある程度決まっていたものと思われれます。それは妾です。

#### 4. 平安時代の妻と妾

ここから先は『平安朝の結婚制度と文学』（風間書房、工藤重矩）を底本に話を進めていきます。同書の説を取り上げるのは、まず結婚制度の根拠となつている法令を提示していること、次に文学を感情移入の観点ではなく、登場人物が作中で

担っている役割に注目して論旨を組み立てているからです。

結論から述べてしまうと、律令制が施行された八世紀以降の日本における上流階級では、儒教に則った一夫一婦一妾制度が正式な婚姻関係と見做されていました。これは、律令制が七世紀の中国から輸入された法体系だったからです。たとえば『大宝律令』（七〇一年）は六五一年に唐で制定された『永徽律令』を下敷きに作られています。

当時の中国で儒教を学ぶことは上流階級の人間にとって自明だったため、その価値観と法体系には強い因果関係がありました。しかし、日本の支配層は律令制を丸々コピーしたわけではありません。日本の実情に合わない箇所に関しては、変更を加えていきました。その中でも、恐らく最も有名なものが科挙制度を導入しなかったというものです。また、儒教の根幹を成す父系制も部分的にしか導入されていません。更に、後宮を宦官に任せるという風習も広まりませんでした。

それでは、婚姻に関してはどうだったのか？ 律令制施行以降の日本における婚姻関係の規定は「戸令」に書かれていました。以下がその代表的なものです。

24 凡そ男の年十五、女の年十三以上にして、婚

嫁を聴せ。

25 凡そ女に嫁せむことは、皆先づ祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母に由れよ。次に舅従母、従父兄弟に及ぼせ。若し舅従母、従父兄弟同居共財せず、及び此の親無くば、並に女の欲する所に任せて婚主と為よ。

26 凡そ結婚己に定まりて、故無くして三月までに成らず、及び逃亡して一月までに還らざらむ、若しくは外蕃に没落して一年までに還らざらむ、及び徒罪以上犯せらむ、女家離れむと欲せば、聴せ。己に成りたりと雖も、其の夫外蕃に没落して、子有るは五年、子無きは三年までに帰らず、及び逃亡して、子有るは三年、子無きは二年までに出こずば、並に改嫁するを聴せ。

27 凡そ先づ奸して、後に娶きて妻妾と為らば、赦に会ふと雖も、猶し離て。

28 凡そ妻を棄てむことは、七出の状有るべし。一には子無き。二には淫泆。三には舅姑に事へず。四には口舌。五には盜竊。六には妬忌。七には悪疾。皆、夫手書して棄てよ。尊属、近親と同じく署せよ。若し書解らずば、指を画いて記と為よ。妻棄つる状有りと雖も、三の棄てざるに有り。一には舅姑の喪を持つるに經たる。二には娶きし時に賤しくして、

後に貫き。三には受けし所有りて帰す所無き。即ち、義絶、淫泆、悪疾犯せらば、此の令に拘らざれ。

29 凡そ妻棄つることは、先づ祖父母、父母に由れよ。若し祖父母、父母無くば、夫自由することを得む。皆其の賣てらむ所の見在をの財を還せ。若し將たる婢、子有らば亦還せ。

30 凡そ女に嫁せ、妻棄てむことは、所由に由れずば、皆婚を成さず、棄を成さず。所由、後に知りて、三月に満つるまでに理することせば、皆更に論ずることを得ざれ。

これに令としても散逸してしまつた、

凡そ女の嫁する者は、また祖父母、父母及び諸親の命を待つ。仮令、媒人直に女の許に詣らば先づ祖父母、父母に申すなり。

と、

妻ありて更に娶る者は徒一年。女家は杖一百。

を加えると、八世紀以降の婚姻家系の法的規定が大まかに理解できるようになります。

まず(24)は婚姻可能年齢、(25)は婚主の規定、(26)は女性から婚約を解消する条件、(27)詐欺的結婚の解消、(28)離婚の条件、(29)三不去、(30)離婚の手續きに関する規則、(30)婚姻と離婚には尊属近親からの同意が必要であると言う規定、となりす。

その次の法文は、婚姻をする際に媒人(媒酌人)が必要であると言う規定、最後の法文は重婚を禁止する規定です。

まず、(28)にある七去三不去から、この規定が儒教の影響下にある事は間違いないと思われます。次に「妻ありて更に娶る者は徒一年。女家は杖一百」から、重婚禁止罪があつたことも確定的でしょう。

従つて、律令制度下の日本では儒教的な一夫一婦制が法的に正しい結婚とされたのは間違いないと思われます。問題は、この法文がどれだけ遵守されたのかという点です。

日本が一夫多妻制度、あるいはそれに類似する制度であつたと主張する研究者は、これらの法文が遵守されなかつたという説を採ります。こうした主張の証拠として頻繁に持ち出されるのが、平安末期に太政大臣まで上り詰めた政治家の九条兼実(一一四九―一二〇七)が記したと言われる日

記『玉葉』です。

この日記には兼実が明法博士（律令制度を講義した博士。現在の法学博士に該当）である中原広基を呼んで律令制度について質問した時の様子が記録されています。一夫多妻制に関わるのは、

### 一、妻妾のこと

問ひて云はく、假令、人に妻三人（嫡妻、本妻、妾妻）有りて、其の嫡妻・本妻は年序を経て一子無く、妾妻は今に嫁娶を為して子有、而して其の妻等亡ずれば其の夫の何なる忌ぞや。

（質問した。仮にある男性に嫡妻、本妻、妾妻と三人の妻がいて、嫡妻と本妻は結婚してから長いのに子供が出来ず、妾妻を娶ったらすぐに子供が出来たとして、彼女達が死んだら夫はどのように喪に服すべきか？）

申して云はく、嫡妻は縦へ一子をうまずと雖も、亡ずればその服をなすべし、其の後、数子の母が亡ずると雖も、其の服を為さず、是れ即ち、夫は再びは妻の服に著かざる故なり。

（解答します。嫡妻は子供を産まなかったとしても、彼女が死んだら夫は喪に服すべき

です。其の後、何人かの子供を産んだ母親が死んだとしても、喪に服してはいけません。何故なら、夫は二度も妻の喪に服さないものだからです）

の部分です。漢字の使い方で判りづらいのは本妻ですが、これはモトツメと読みます。現代語に直すと元の妻です。この単語には、既に離婚した妻（前妻）の意味と、今の嫡妻の前からいた妻という意味があり、前者の意味で解釈すると同時に三人の妻を抱えていたわけではないという点に気をつけて下さい。

日本が一夫多妻制だったと主張する研究者は、これを一夫多妻の実例とするのですが、儒教の規範について既に学んでいれば、前述した問答が一夫一婦合葬の原則を確認するために行われている事が理解できるはずです。しかも兼実は「假令」と書いており、あくまでもこれが例え話である事を強調しています。

そして、明法博士の回答を見れば一目瞭然で、夫は妻の喪に一度しか服してはいけません。従って、一夫多妻制はあり得ないということになります。一夫多妻制が許可されていれば、夫は何人も妻の喪に服せるはずですが、

そして、恐らく律令制施行以前と以降で決定的

な変化があったのは、媒酌人の有無でしょう。記紀を読む限り律令制以前は男性が女性の家に行って求婚するのが決まりだったものが「六礼」の納采に相当する手続きを踏むために媒酌人が女性の自宅に行くという規則に変わったようです。

この変化は親が子供の結婚に干渉する法的な根拠になります。すなわち正妻として結婚する、あるいは正妻を迎え入れる場合は両親を始めとする親族縁者の同意が必要で、これを裏返すと本人達の同意はそれほど重視されていませんでした。結果として正妻との婚姻は氏族間の思惑が強く関わることになり、新郎新婦が事前に恋愛関係を経て結婚に至るという流れとは基本的に無縁でした。こうした常識は創作物の設定のあり方を規定します。

それは、

(A) 日本の上流階級では、正妻の息子、あるいは娘は親の決めた相手と婚姻関係を結ぶのが自明でした。従って夫と正妻の間に相互同意の恋愛要素が含まれるとは限りませんでした。

(B) こうした状況下で、物語の登場人物同士の恋愛関係を成立させるためには、女性が「妾

の娘」という立場であることが望ましかったのです。(A)でも述べたように、正妻の娘は親の決めた相手と婚姻関係を結ぶのが決まりだったからです。

(C) 女性の登場人物が恋愛関係を経て結婚というハッピーエンドに至るためには、男性側が独身である必要があります。一夫多妻制であれば、何人目の妻でも問題ありませんが、一夫一婦+妾制の場合は男性にとって二番目の妻=妾だったからです。

(D) 正式な結婚は媒酌人を立てる必要があります。従って結婚当事者であるはずの男性が直接求婚してきた場合は、その女性を妾にする目的があると判断されました。

という形で現れました。  
具体例を見ていきましょう。

まず(A)は恋愛をテーマにした作品では言及されないで割愛します。次の(B)ですが、『源氏物語』に登場する実質的なヒロインである紫の上が代表例だと思われまます。彼女の父親は兵部卿宮、母は妾である按察使大納言だからです。光源氏の正妻は最初が葵の上、二番目が女三宮(おん

なさんのみや)で、紫の上は最後まで妾の扱いとなります。こうしておかないと、光源氏が自己の意志で紫の上を娶ることが出来ないからです。

また、前述したように彼女が妾でありながら、まるで正妻のように振る舞えるように、葵の上が死ぬ必要がありました。そのために、六条御息所の生き霊を登場させたわけです。二番目の正妻である女三宮は不倫が原因で出家。光源氏との婚姻関係が解消されています。

この他に、光源氏と正式な婚姻関係が結べる可能性があった女性として、その出自の高さから六条御息所、朧月夜、朝顔の姫君の三人が挙げられますが、前述したように六条御息所は素直になれない性格が仇になり、朧月夜は朱雀帝と光源氏の二股を掛けていたことが周囲に発覚して光源氏が京都から播磨に逃げる原因を作り、朝顔の姫君は光源氏の女性遍歴に警戒心を抱いて肉体関係を結ばずと、いずれも紫の上を蹴落とすことが出来ないような性格に設定されています。

寵愛の度合いで紫の上に匹敵するのは明石の方ですが、彼女の父親が播磨の受領という(上流階級の中では)低い身分だったため、最初から紫の上の立場を脅かす存在ではありませんでした。逆に言うと、だから彼女は源氏の子供を産む役割を担っているのです。この辺は日本の上流階級が双

系であったことを反映しています。

次の(C)ですが、これは平安版シンデレラストーリーである『落窪物語』の王子様役となる右近の少将が該当します。同作は継母から酷い扱いを受けていたヒロイン、落窪姫が右近の少将と結ばれてハッピーエンドになるという話なのですが、そのためには右近の少将が独身でなければなりません。そうしないと、落窪姫が右近の少将に引き取られても妾の扱いになってしまうからです。

しかし、当時の身分の高い家柄の嫡子が、独身で居続けることは不自然でした。両親が然るべき家柄の相手と婚姻関係を結ばせるはずだからです。そこで、右近の少将には「落窪姫と会うまでは、たいへんな色好みだった」という設定が付与されています。にもかかわらず、右近の少将と落窪姫の結婚は正式なものではありませんでした。そこで右近の少将は当時の上流貴族の男性としては極めて例外的な、落窪姫だけを愛する男性として書かれることとなります。こうなると、もう現在発売されている女性向けの恋愛を主題とした作品群と、粗筋において大きな違いはありません。

最後の(D)ですが、『蜻蛉日記』の作者である藤原道綱母が藤原兼家に求婚されたケースが該当します。日記によると兼家は道綱母の自宅を直接訪れて、彼女の父親である藤原倫寧(ふじわら

のともやす」と婚姻の交渉を行っています。これは、律令制下の正式な婚姻手続きではありません。前述したように、正式な手続きであれば兼家の父親である藤原師輔が、媒人を通じて倫寧に婚姻の是非を問い合わせる、すなわち親同士で子供の結婚を決めていくはずだからです。

従って、兼家は道綱母を自分の妾にしたい旨を、彼女の父親である倫寧に直接告げたということになります。現代の倫理観からすると、兼家の行動は常軌を逸しているように見えること、律令制が施行されるまで日本では夫となる男性が女性の家を訪れて求婚していたことが重なって、長い間に渡って、あるいは現在でも道綱母は兼家から正式に求婚されたと解釈される場合があるのですが、前述したように媒人を用いていない以上、彼女の立場はあくまでも妾なのです。

また、このことは道綱母が産んだ子供である、道綱の出世を見れば明らかです。彼は兼家の嫡妻である藤原時姫の息子達、道隆、道兼、道長に比べると遥かに遅いのです。つまり、道綱は妾の子、すなわち非嫡出子という扱いで、道隆、道兼、道長が嫡妻の子、すなわち嫡出子であったことの証拠です。たとえ父親が一緒であろうとも、嫡妻の子は優遇され、妾の子は砂を噛むような思いをさせられるというのが平安時代における上流階級の

決まり事だったのです。

## 5. 妻問婚、招婿婚（しろうせいこん）はあったのか？

八世紀以降の日本にいた上流階級は法的に一夫一婦+妾制で、夫は妻と同居しており、通うのは妾の家というのがスタンダードでした。しかし、だからといって招婿婚が無かったわけではありません。

何度も述べている通り、日本の上流階級は双系です。父系（父親の血筋）も母系（母親の血筋）も重視されます。あるいはどちらか強い方が優先されます。従って、妻側の氏族が裕福だった場合は、夫がその財力に依存することはよくある話でした。また、その際に妻の実家、あるいは妻の実家のすぐ側に住んでいることが多かったようです。現在であれば婿養子とほぼ同義だと思っただけでしょう。

『伊勢物語』の「筒井筒」に登場する夫は妻の実家から援助されていましたし、『新猿楽記』に登場する右衛門尉も二〇歳以上上の妻と彼女の実家の財産目当てで結婚しています。『今昔物語』に登場する平安期を代表する武人である藤原利仁も、藤原有仁の娘婿となっています。

このように、女性がイニシアティブを握った婚

姻関係を結ぶためには、彼女の血縁関係、特に両親が経済的に豊かであることが重要でした。また、彼女達を主に経済的な面から支援する者を後見（うしろみ）と呼びました。

後見という単語は文脈によって変化し、単に身の回りの世話をする場合にも使われるのですが、婚姻関係では女性の実家が備えている権力という意味が最も重要で、これが彼女達の人生を左右しました。前述したように、後見が強ければ夫を実家呼び寄せて養うこともできた反面、実家が没落して両親ともに死去していれば、たとえ高貴な出自であっても後見がおぼつかないために悲惨な人生を送らざるを得ませんでした。『源氏物語』に登場する末摘花は後者の典型的なキャラクターでしょう。

もちろん、身分社会では女性だけでなく男性の出自や嫡出子・非嫡出子の違いも彼らの人生に大きな影響を及ぼしたことは言うまでもありません。そして、強すぎる後見は頻繁に子供達を政略結婚の道具にしてしまいます。九世紀から十一世紀まで朝廷を牛耳った藤原北家はその典型で、娘を天皇に正妻として嫁がせ、産まれた子供が男児で次の天皇になれば、娘の父親は天皇の祖父として権勢をふるえるというもので、この期間を特に摂関政治と呼びます。摂関政治は藤原頼通（九九二〜

一〇七四)の時代に最盛期を迎えますが、天皇に嫁がせた娘が男児を産まず、血縁関係が薄い後三条天皇(一〇三四―一〇七三)が即位すると藤原北家自体が徐々に権力の座から滑り落ち、やがて院政へと政治体制が変化してしまいました。

そして最終的に武家が伸長して貴族階級が凋落すると身分差は次第に曖昧になり、ついに公家と呼称されるようになります。しかし、その経緯については次節に譲り、本稿では引き続き平安時代の上流階級における婚姻の儀式について考察していきます。

## 6. 平安時代における婚姻と離婚の手續き

平安時代における上流階級の結婚式は、儒教の六礼とは異なる手順で行われていました。戸令にあるように、男性の親族(主に父親)が女性の家に媒人を送って婚姻が成立するかどうかの伺いを立て、話がまとまったら納采するところまでは一緒なのですが、その後男性が女性宅に三夜続けて通います。更に男性は朝になると自宅に戻り、女性に手紙を送らねばなりません。この手紙を持っていく使者を後朝使(きぬぎぬのつかい)と呼びます。このような煩雑な手順を踏むのは、新郎側の誠意、あるいは熱意を試していたという説

があり、これが正しいのであれば一種の難題婚だったことになります。いずれにせよ、男性が女性の元に三日間通わなければ婚姻は成立しなかったようです。

男性が滞りなく二日通つていよいよ三日目になると、女性側は餅を用意します。三日目の夜にこの餅を食べるので、これを三日餅(みかのもちひ)と言います。『落窪物語』によれば男性側は三つ、女性側は幾つでも食べて良いとされます。ちなみに、同書に登場する餅は普通のもの二種類と草餅二種類の計四種類でした。

三日餅が終わると続いて所頭(ところあらわし)、あるいは露頭と呼ばれる披露宴の一種が行われます。これは新婦側が新郎と新郎の従者を酒肴でもてなすというもので、新婦側の両親はこの時に初めて新郎と直接顔を合わせることができました。それまで新婦の両親と新郎が顔を合わせなくても儀式が進むのは六礼と同じで、氏族間では既に婚姻の話がついているからです。ちなみに、この時に新郎側の両親は参加しません。

露頭が終わると、新郎は新婦の家に出入りすることが許されました。前述したように新婦の後見が強ければ新郎はその経済力を頼って生活し、新郎側の経済力が強くて新婦が嫡妻(正妻)ならば、新郎はやがて新婦を自宅に引き取るか新たな邸宅

で生活を始めます。女性の立場が妾の場合は、男性側が用意した邸宅で男性を待つ生活を送ったよう、これも現在の愛人とあまり変わりありません。

こうした手續きに多少の変化があったことは、儒学者である大江匡房(一〇四一―一一一一)が十二世紀に書いたとされる儀式書、『江家次第(こうけしだい)』の「執習儀」で確認できます。

同書によると、新郎は夜間に従者と列を組んで新婦宅を訪れ、家の前に掲げられた松明の火と、列の先頭の者が掲げている火を合わせます。これを火合わせと呼びます。次に新郎が寢殿(寢室)の階段を上がると、沓取人が彼の沓(くつ)を脱がせます。続いて新郎は帳(とばり。カーテンの一種)の内側に入って装束を脱ぎ、新婦が別室から帳の内側に入ると、一緒に寝た二人に衾(ふすま。長方形の一枚布で、現在の掛け布団に相当)がかけられます。これを衾覆儀と呼びます。この衾をかける役割は、新婦の母親か親族が行うことが多かったようです。

こうした儀式的費用は、原則として新婦側が負担しました。つまり、正式な結婚式をするためには、新婦側に経済力が求められたわけです。また、時代を経ると恐らく婚姻の儀式にかかる費用を削減する目的で、非嫡出子の男性が新郎の場合は一

日だけ新婦の家に通えば婚姻が成立しました。こ  
こでも、嫡出子と非嫡出子の間には厳然たる差別  
がありました。

次に離婚ですが、条件に関しては七去三不去で  
間違いないのですが、離婚が成立したらどうなる  
かがよく分からないのです。恐らく正妻の場合は  
夫婦別居、妾の場合は自宅に戻りというのがよ  
くあるケースだったようですが、妻あるいは夫が  
出家することで婚姻関係が解消されるパターンも  
あり、この場合は出家した側が世俗と断絶したと  
解釈されるため、婚姻関係も解消したと見做され  
るようです。

恐らく間違いないと思われるのが、「床去り」  
あるいは「夜離れ」という風習が無かったこと  
です。これらは著名な民俗学者である折口信夫が提  
唱したもので、妻問婚の際に男性が女性の元を訪  
れなくなると自動的に離婚が成立するという制度  
ですが、資料的な根拠はありません。

## 7. 庶民の結婚と女性の地位

離婚と同様に不明な点が多いのが上流階級では  
無い人々の婚姻制度です。農村部に定住し、騎馬  
民族でもなく海洋を船で移動もしない人々は、そ  
もそも村外で相手と知り合い婚姻関係になること  
は難しかったと思われれます。そうになると、結婚相

手はすぐ近くに住んでいるか、遠くてもせいぜい  
隣村ぐらいが大半で、夫婦の家が近いために嫁取  
婚なのか妻問婚なのかが判然としないケースも  
多々見られたはずですが、これらも全て推測でし  
かありません。

ほぼ確実なのは農村部では儒教的な価値観はそ  
れほど浸透していなかった、つまり男女隔離、性  
別役割の規則は遵守されていなかったということ  
です。その証拠としてたびたび言及されるのが刀  
自（とじ）です。これは女性の尊称で、主婦の場  
合は家刀自とも呼ばれますが実体は一緒です。刀  
自は村落における指導者の立場にあり、彼女が属  
する血族が崇拝する氏神の祭祀も執り行っていま  
した。これは父系を重視し祭祀は男子が執り行う  
ことが決まっていた儒教にはあり得ない役割分担  
です。

また、上流階級でも平安時代まで女性の地位が  
それほど低くなかった事は、識字率と夫との年齢  
差から推測できます。女性差別的な社会が成立す  
るためには、古代ギリシアのように女性が書いた  
とされる記録が存在しない、つまり女性の識字率  
が低く文章でのやりとりが困難な状況を作るか、  
古代ローマのように年齢差婚を常態化させる必要  
があるからです。前者は学習する能力を阻害させ  
ることで意図的に無知にして、後者は若年者故の

判断力の低さを大人である夫に補って貰うという  
形で支配関係を成立させますし、実際に古代ギリ  
シアでも古代ローマでも優秀な女性の政治家、文  
筆家をほとんど輩出していません。

一方平安期の日本では、後宮に務めていた女官  
たちが「かな」を利用して文章を書き、漢字・漢  
文を主体としていた男性とは異なる文字表現を定  
着させていきました。更に彼女達の一部は物語を  
創作できるレベルの構成力も備えていました。現  
存する作品群の中には紀貫之の『土佐日記』のよ  
うに男性が女性のふりをして書いたものもあるの  
でしょうが、『枕草子』や『源氏物語』を代表と  
する女性が筆者の作品も少なからずあったはずで  
す。

次に婚姻年齢ですが、天皇と皇后の年齢差を確  
認しながら検証していきましょう。実在が確実視  
されている天武天皇から、鎌倉後期の後醍醐天皇  
までのサンプル婚姻数五六に対して、女性が年上  
の事例が二五、同い年が三で、男性が年上だった  
事例とほぼ同数でした（女性天皇と三人の皇后と  
同時に結婚した後冷泉天皇を含む）。桓武天皇と  
藤原乙牟漏（ふじわらのおとむろ）が二三歳差  
淳和天皇と正子内親王が二四歳差と、古代ローマ  
同様女性の年齢が低い年の差婚ですが、これはむ  
しろ例外でした。逆に堀河天皇のような記録に残

るほどの熟女好きもいますが、こちらにも例外的な存在で、女性が年上だった場合は数歳から一〇歳前後年上という姐さん女房型でした。このような状況は天皇だけでなく、藤原道長（九六六―一〇二八）と妻である源倫子の二歳差、藤原忠実（一〇七八―一一六二）と妻である源任子の推定八歳差、藤原頼長（一一二〇―一一五六）と藤原幸子（一一一二―一一五五）の八歳差など、有力貴族にも見られた傾向でした。

つまり、平安期までの日本の上流社会は、古代ローマのように女性の年齢が極端に低い年の差婚は常態化しておらず、女性自身の判断力も年齢相応にあったと考えるのが自然です。更に、このような女性の年齢が高い婚姻は、性行為においても常に男性がイニシアティブを握れたわけでは無いことを暗示しています。

ただし、平安時代の上流貴族の男性は自分よりも若い女性を妾に選ぶことが多かったので事情は少々複雑です。たとえば、本稿では何度も登場している『蜻蛉日記』の作者、藤原道綱母は夫である藤原兼家よりも七歳年下ですし、やはりこれも繰り返し言及している『新猿楽記』に登場する右衛門尉も妾には十二歳年下である十八歳の女性を選んでいきます。

これに対して周囲の評価はどうだったのかとい

うと、於萬人嘲哂振頭（みんなから嘲笑されても頭を振って〓無視して）とあるため、決して褒められた行為ではなかった事が判ります。また、このようなキャラクター類型は十六世紀から十八世紀にかけて流行したイタリアの喜劇、コンメディア・デッラルテに登場するパンタローネと類似しています。

パンタローネはヴェネツィア出身の商人かつ老人という設定で、家父長なのに心配性、金持ちなのにケチ、老人なのに好色という特徴を備えているストックキャラクター（極端に類型化された登場人物）です。パンタローネが面白いのは、本来であれば社会的な指導者としての振る舞いを要求されるはずの人物が若い娘の尻を追いかけ回しているからで、これは右衛門尉も彼の妻も同様です。従って『新猿楽記』もコンメディア・デッラルテと同様に喜劇に属する作品で、なおかつキャラクターに感情移入しては「いけない」ということが判ります。

そして、平安期の日本における上流階級の男性は、親が決めた近い年齢か年上の女性を嫡妻として娶り、自分が好きに決められる妾には若い女性を選ぶことが多かった事も判ります。更に正妻は年齢的や知的水準から相応の判断力を有しており、実家の権勢が強ければ夫に服従する必要も無かつ

たこと、妾の立場は弱く、使用人に至っては立場など無いも同然で、男性の命令で性行為に応じなければならなかった、すなわち女性かどうかよりも出自や実家の経済状態によって人生が大きく左右された事も判ります。

## 8. 遊女と宗教

同じく『新猿楽記』には見逃せない記述がもう一つあります。それは遊女です。これも原文込みになると紙数をとるので、『平安朝の女と男』（中公新書、服部早苗）に掲載されている読み下し文だけを引用します。

十六の女は、遊女・夜発の長者、江口・河尻の好色なり。慣へるところは河上の遊蕩が業、伝ふるところは坂下の無面が風なり。昼は簪を荷うて身を上下の倫に任せ、夜は舷を叩いて心を往還の客にかけたり。そもそも淫奔徴壁が行、偃仰養風の態、琴絃麦齒の徳、竜飛虎歩の用、具せずといふことなし。しかのみならず、声は頻伽のごとく貌は天女のごとし。宮木・小鳥が歌、薬師・鳴門が声といへども、これに准ずれば敵ならず、これに喩ふれば屑ならず。故にたれの人か眼を迷はさざらむ、誰の類か

心を融さざらむや。於戯、年の弱からむ間は、自ら身を売りにて過ぐすといへども、色衰へなむ後は、何をもてか余命を送らむ。

この文章でまず注意すべきなのは江口・神崎で、前者は淀川から神崎川へ分岐する地点で現在の大阪府大阪市東淀川区、後者は神崎川と猪名川が合流する地点で、現在の兵庫県尼崎市が該当します。どちらも水上運送の重要拠点であり、平安時代に歓楽街が栄えた地域として有名でした。

次に淫奔徴嬖（いんぽんちようへい）から竜飛虎歩までの四字熟語は、『古代中国と結婚』の項目でも説明した『医心方』に載っている房中術の名称で、要するに道教系のセックス技術です（具体的な内容に関しては不明です）。

つまり十六女は江口と神崎の遊女（あそび）と夜発（やほち）を仕切る人物（長者）であり、房中術に長けた美人だったことが判ります。現在であれば風俗嬢、あるいはセックスワーカーに該当する職業です。

この遊女ですが、案の定というか通説は滅茶苦茶ではつきりしたことは不明です。まず『万葉集』の記述から遊行女婦（うかれめ）から派生したという説がありますが、遊行女婦は宴席で古歌を歌って盛り上げる仕事であって、売買春に従事し

ていたという記録はありません。

次に元々巫女だった説がありますが、その根拠は『和名類聚抄（わみょうるいじゆしょう）』（一〇世紀前半に作られた辞書の一種です）において、巫覡（ふぎ）の次が遊女だったというもので、あまりにも薄弱すぎて検討の必要性すら感じられません。

しかも巫覡は一種の呪術師（シャーマン）に対する呼称であり、巫が女性、覡が男性を意味していました。現代日本で巫女という単語からイメージされる存在は御巫（みかんなぎ）の方で、こちらは律令制度下で神祇官に属し、神事に奉仕した女官です。

最後に多神教で氏族（血族）毎に信奉する神が違ふという神道的な宗教観の中で、セックスワーカーをどうやって組み込むかがよく分かりません。【古代ローマと結婚】で説明したように、古代ローマでは女神フロラの祭典であるフロラリアに娼婦達が参加したため両者の間に相関関係ができましたが、これは因果関係ではありません。何が言いたいのかというと、多神教的宗教観の中で娼婦が社会的地位を確保するためには「娼婦の神」と呼べるような存在が必要なのです。

ところが、古代ローマで性愛を司るのはウェヌスやプリアープスで、彼らは売買春を保護する神

ではありません。道教における九天玄女（きゅうてんげんにょ）や素女（そによ）も性愛の仙女ですが、やはり売買春を保護しているわけではありません。更に日本では道教の正式な経典や道士が輸入されず、国家的な育成も行われず、断片的な情報が伝わるのみに過ぎませんでした。

日本における代表的な性行為を司る神は道祖神（さいのかみ、どうそしん）であり、やはり『和名類聚抄』にその名を確認できます。道祖神は男女一對を石碑あるいは石像として象つたものでした。男女が別々の石像になっているものの中には、片方が勃起した男性器で片方が女陰のものがありません。また、一枚の石碑に男女が餅つきをしている姿が彫られているものもありますが、これは性行為を婉曲的に表現したものです。要するに、杵が男性器で臼が女陰を表しているわけです。

これらの道祖神は言うまでもなく子孫繁栄を願う対象でしたが、村落の境界線、道の辻などに置かれ、災厄を侵入させない呪術的な役目を担わされることもありました。これは男根神であるプリアープスが果樹園の案山子になったのと類似のケースで、勃起した男性器には災厄を追い払う力があつたと見做されていたからでしょう。

その結果、道祖神は同じように災厄を払うとされた岐の神（くなどのかみ）と同一視されるよう

になります。この岐の神はやがて道教の庚申（かのえさる）信仰と習合し、更にそこから猿つながりて神道の猿田彦（サルタヒコ）と同一視されるようになります。そして、更にそこから一對の女性に当たる方が、猿田彦の妻とされる天宇受賣命（アマノウズメ）と同一視され、とどめに仏教の地藏菩薩と同一視されるという、日本の宗教観が如何にごちゃ混ぜになっているかという好例になっていきますが、やはり売買春を保護する役目は担っていません。

その理由は大まかに分けて二つ考えられます。一つは性愛を司る神は、性衝動そのものか子孫繁栄を約束するものが大多数で、性行為の対価に金を約束する神というのは設定しづらかったのではないか、というものです。

売買はしばしば最古の職業と呼ばれており、性行為の対価として金品を支払うという意味では、恐らくかなり古くから行われていただろうと思われるのですが、業者が出てくるのはかなり後で、都市が成立しなければ難しかったはずで、要するに不特定多数の相手をして金品を受け取るためには、農村のような特定少数者だけで回っている共同体では限界があるということです。そこで娼婦は各地を歩き回っていた「漂泊の民だった」という説が出てきて遊行女婦と同一視されるわけでは

が、前述したように彼女達が売買行為に従事したという記録はありませんし、あれば彼女達を保護する神々も一緒に記録されているはずで、遊女という単語が出てくる最古の記録は一〇世紀前半ですから、仮に売買春を保護するための神を広めようとしたらそれ以降ということになります。ところが、この時期にはもう仏教が貴族階級の間で広まっていました。これが二つめの理由です。

仏教では在家信徒が守るべき五つの戒律を五戒と呼んでいます。その中の一つである不邪淫、あるいは不犯（ふぼん）は、不必要な性行為を戒めるもので、具体的には強姦、売買春、不倫、そしてたとえ夫婦であったとしても過度の性行為を指します。ちなみに出家者は一切の性行為を禁止されます。

そうすると陰で遊女とセックスするのはともかく、「売買春の神」を設けて大々的に崇めるのは難しかったでしょう。

ところが何事にも例外はあり、仏教の中でも性行為を重視したとされる流派が十二世紀頃に登場します。立川流です。この流派では荼枳尼天（ダキニテン）を信仰の対象とし、男女が性行為を繰り返した結果として大日如来と一体化するという教義だったようですが、江戸時代には廃絶し

てしまい文献も信憑性が低いため詳しいことは分かりません。いずれにせよ、立川流が売買春を保護していた可能性は低く、やはり遊女と強い関連性は無いものと思われまます。

この他にも『新猿楽記』には、右衛門尉の嫡妻、あるいは前妻が夫との関係を修復するために行ったとされる呪法の一覧が載っています。

(A) 聖天。仏教の守護神の一柱で、大聖歓喜天、あるいは歓喜天の別称がありました。像の頭と人の体を持つ男女が抱き合っている姿として造像されることが多く、夫婦和合、子授けの神として信仰されていました。

(B) 道祖神。前述の通りです。

(C) 野干坂の伊賀専の男祭（きつねざかのいがとうめのおまつり）。野干坂の野干（やかん）は狐の異称で、元はジャッカルを意味する中国語です。従って、野干坂とは狐がいる坂ぐらいの意味で、現在の京都市左京区にあった道のようなです。ちなみに、野干は後に同音異義語の薬缶と間違われ、薬缶坂という意味不明な地名になる場所があったようです。

次に伊賀専は年老いた狐が神格化されたもので、白い狐に乗る天女の姿で描かれる事が多かった茶枳尼天と同一視され（神仏習合）、性行為に関わる神としての属性をもちました。男祭りとは女性が男性と巡り会うための祭事だったようで、蛸苦本（あわびくぼ。アワビと窪のことで、どちらも女性器の隠喩）を恐らく手で叩いて踊りました。

(D) 稲荷山の阿小町の愛法。稲荷山とは伏見稲荷大社（現在の京都市伏見区にある神社）のことで、ここで祀られている狐はやはり茶枳尼天と同一視され（神仏習合）、性行為に関わる神とされました。こちらは鯉破前（かつはせ。破前は「はせ」と読み、男性器の古語である「はせ」を短縮したもの）。この場合は鯉節を男性器に見立てている）をウセ（鼻編に瓦）って喜ぶとあり、男性器に見立てた鯉節を振り回すのが呪法だったようです。つまり、伊賀専の男祭では女性器を叩いて男性器を「呼んだ」のに対して、阿小町の愛法では男性器を呪術的に「操って」自分の元に引き寄せようとしたのでしょう。ちなみに、当時の鯉節は煮堅魚といって煮た魚を乾燥させたもの（煮干し）で、

現在のような焙乾法を用いたものではありませんでした。

(E) 五條の道祖（京都の五条にあった道祖神だが火災で焼失。現在は松原道祖神社として復活）に黍餅（しとぎもち。しとぎともいう。米粉で作った餅で、鶏の卵を少し引つ張ったような形状をしていた。神前に供える）を奉納しました。

(F) 東寺（現在の京都市南区九条町にある寺院。真言宗の本山）の夜叉にカシキテ（雑炊の一種？）を捧げました。この夜叉とは金剛夜叉明王で、この明王も恋愛を司るとされてきました。

このように、祭事や呪術の多くが現代の日本人から見ると相当に露骨ですが、当時はまだキリスト教が伝来しておらず、生殖目的以外の性行為を絶対悪と見做す価値観は成立していませんでした（もちろん、忌避した人もいるのですが）。しかし、それでも売買春を擁護する神というのは存在しないわけでは

結局、遊女とは古代中国の妓女（ぎじょ）と同

様に都市の繁栄と共に職業として認知され、有力者の庇護下で繁華街に店を構え、芸事と性行為によって金品を獲得していた職業だったと思われる。また、そうでなければ彼女達が（押しかけの体裁を取ったとはいえ）上流階級の宴席に呼ばれる可能性は極めて低かったでしょう。

一方の遊女と併記されている夜叉（やち）ですが、夜間に売春行為に従事したためこの名称になったとされます。遊女と夜叉の関係性はよく分かりませんが、古代ギリシアや古代ローマの事例を鑑みるに、前者が高級娼婦で後者がセックスのみの安価な娼婦だった可能性があります。

## 9. 古代日本の同性愛

古代ギリシア、古代ローマで公認されていた男性同性愛（ただし、ローマ市民がイニシアティブを取られる、特にフェラチオをすることは禁止されていきました）は、奈良、平安時代の日本では消極的に否定されていきました。その根拠は儒教が理想とする夫婦合葬と仏教の『四分律』です。

まず儒教ですが、男性同士が同じ場所に葬られても男女では無いため「良くない」とされたのであって、ユダヤ教やキリスト教のように生殖行為に直結しないため同性愛を禁止したのとはニュアンスがかなり異なります。つまり、既に正妻がい

て男性と同性愛関係にある場合が儒教では想定されていらないわけです。従って、男性しか愛せないという人は駄目ですが、男性も女性もどちらもいけるバイセクシユアルで既婚者の場合は特に強く非難されなかつたようです。

次に仏教ですが、まず出家者はあらゆる性交渉を禁止されています。その上で、律と呼ばれる出家修行者が守らなければならない規則に同性愛行為が想定されています。日本ではこれらの律をまとめた『四分律』が最も有名ですが、ここにはある出家者が勃起をしたら、もう一人の出家者がフェラチオをしたケース、托鉢僧が在家信徒の家に行ったら、寝ている少年が勃起しているのを見てしまったのでフェラチオをしたケースが紹介されており、どちらもフェラチオをした側が律に抵触したと見做されました。更に別の事例では修行僧にアナルセックスをされて感じてしまった僧侶のケースが紹介されていますが、これは犯した側も犯された側も律に抵触したと見做されています。どうやらカンソリックの神父同様、男性のみ、あるいは女性のみという出家集団が同性愛者にとつて魅力的だったらしく、日本に伝えられる前からこのような戒律を作らざるを得なかつたようです。しかし、それでも日本では仏僧の間で同性同士による性行為が公然と行われるようになり、教義に

忠実な仏教徒によって厳しく非難されています。

現存する日本最古の男色に関する記述は、『日本書紀』の神功皇后摂政元年二月の条にある「阿豆那比（あずなひ）の罪」だとされています。

これも本文を掲載すると紙数が多くなるので現代語の要約だけ載せません。

神功皇后が忍熊王を攻めている最中に、昼が夜のように暗くなる現象が起き、その原因を探ったところ「阿豆那比（あずなひ）の罪」であることが分かります。これは「二社の祝（のりと）」神官を合葬したため」というので探したところ、天野祝と小竹祝が合葬されたという事例が発見されます（天野と小竹はどちらも地名です）。この二人は善友（うるわしきとも）で、小竹祝が病死したのを悲しんだ天野祝が自殺して合葬された、というものでした。

そこで、二人の埋葬場所を別々にしたところ、昼が明るくなって夜との区別がつくようになりました。

以上のように、『日本書紀』で問題にされているのは合葬であつて男色ではありません。しかも、この記述に該当するとされる時期は、同じ場所に

埋葬可能なのは兄弟姉妹のみだったため、「阿豆那比の罪」とは天野に居住する氏族（血族集団）と小竹に居住する氏族が合葬された、すなわち別々の氏族を同じ場所に埋葬したことが神の怒りに触れた、と解釈するのが現在の定説になっています。

ところが『日本書紀』が書かれた八世紀には、既に埋葬形式は夫婦合葬になっていました。そこで、同書の編者がこの事件を記載したのは儒教の理想である夫婦合葬に抵触したからだと推測できるわけです。これが江戸後期になると、歌人である岡部東平が何故かこれが男色の罪であると曲解した説を発表したため、一時期ですがこの記録が「日本最古の男色の事例」として記載されるようになりました。恐らく江戸前期に藩主が死亡した際に、男色関係にあつた家老が切腹するという事例からの類推だと思われまます。

明確な男色関係が記録されている最古の事例は、妻との年齢差婚の項目でも紹介した藤原頼長（一一二〇～一一五六）が書いた日記『台記』で、複数の男性と肉体関係にある事があからさまな筆致で書かれています。しかし、前述したように頼長には嫡妻がおり、しかも彼女との関係が良好であつたこと、妾との間に四人の子供が誕生していることなどから、同性愛者というよりも同性愛寄

りのバイセクシャルだったのではないかと考えられています。

## 日本と結婚 鎌倉・室町・戦国時代

### 1. 鎌倉時代の特徴

鎌倉時代はそれまで武芸に特化した下級貴族に過ぎなかった武士（御家人）が、既存の貴族階級や朝廷を凌駕する存在になったことと、後に鎌倉仏教と称される仏教系の新興宗教が多数開宗され、その中の幾つかが現在でも多くの信徒を抱えるほど広範囲で信仰されたこと、二毛作などの農業技術の進歩によって、作物の収穫量が増えつつあったという三点が平安時代以前と異なりしました。

鎌倉時代の戦争において、乗馬した武士が移動しながら弓矢を射るのが最も殺傷力のある攻撃方法でした。そこで武士達は徒歩での移動が困難な大鎧という強固な防具を身にまとった状態で乗馬して、高速度で移動しつつ和弓という上下非対称で取り扱いが難しい弓で狙った場所に矢を当てるという高度な技術が職能として要求されました。

そのためには幼少期から武芸の訓練が不可欠で、農作業などに従事している時間的余裕はあり

ませんでした。つまり、鎌倉武士に限るのであれば半士半農などあり得ませんでした。

農村を統括するのは田堵（たと）、あるいは名称が変化して名主（みょうしゅ）と呼ばれる有力農民達でした。ちなみに、名称の変化はそれまで律令制下で公田と呼んで管理していた田畑を、税制の破綻によって維持できなくなったために、その単位を名田（みょうでん）と呼び変えたのが原因で、これらの名田の支配者達がその地名を名乗ったのが名字の始まりです。

それでは、農業に従事しない武士達は何をしていったのかというと、主に守護か地頭として各地に配置されていきました。

守護に与えられた権限は、大番役（京都、後には鎌倉の警護役）を選定すること、謀反人の逮捕、裁判、刑の執行（この一連の流れを検断と呼びます）、殺人犯の検断の三つでした。一方の地頭は名田からの税の徴収、行政全般を担当しました。これらの御家人には、將軍職から支配地域を管理する権利が与えられました。これを所領安堵、あるいは本宅安堵と呼びます。その権利を与えられる代償として、御家人達は將軍の呼びかけに応じて軍事行動に参加する必要がありました。前述した大番役はその代表的なものです。こうした將軍と御家人の関係を「御恩と奉公」と呼びます。

そして、將軍に対して軍事力を抛出する必要性から御家人における女性の地位は相対的に低下し、妻問婚から嫁入り婚に変化した……というのが通説なのですが、鎌倉時代初期には女性天皇を除いて最高権力者にまで上り詰めた女性がいました。北条政子（一一五七～一二二五）です。

### 2. 北条政子と女性差別

北条政子は伊豆の豪族だった北条時政の長女として誕生しました。常識的に考えるのであれば、彼女は時政が決めた相手と婚姻関係を結ぶはずだったのですが、平治の乱（一一六〇）で平氏に敗れて殺害された源義朝の三男で、伊豆に配流されていた源頼朝（一一四七～一一九九）に恋愛感情を抱き、恐らく一一七七年頃に肉体関係を結んでしまします。頼朝は北条氏の監視対象であり、政子の行為は許されるものではありませんでした。

当然のことながら時政は激怒するのですが、不安定な政情など複数の事情から最終的に二人の婚姻を認め、これがきっかけで頼朝の後見となりました。その後、頼朝は父親の敵である平氏に対して挙兵。紆余曲折があったものの、一一八〇年に起こった富士川の戦いに勝利して、駿河国（静岡県中部）以東を支配下におさめます。

一一八二年に政子が二人目の子供を妊娠した時期に、頼朝は兄である源義平の未亡人で源義重の娘、祥寿姫を妾として迎え入れようとしています。当時は平安時代同様、上流階級の婚姻形式は一夫一婦+妾制なので、彼の行動は常識の範疇内です。ところが、義重が政子を恐れてこの縁組みは無かったことにされてしまいます。この頃から既に彼女の嫉妬深さと気性の荒さは有名だったようです。

そこで次に頼朝が寵愛したのが亀の前という女性でした。しかし、父親の後妻である牧の方から出産後にこの事実を聞かされた政子は激怒。牧の方の父親である牧宗親に命じて、亀の前を泊めていた伏見広綱の邸宅を襲撃させます。もちろん、頼朝も政子の行動を黙認するはずがなく、牧宗親の髻(もとどり)を切つて彼を辱めます。これに怒ったのが政子の父親の時政で、一族を引き連れて伊豆に戻ってしまうという事件に発展します。

この後、どういう経緯を辿ったのかは資料が散逸しているためはっきりとしませんが、頼朝と政子の仲は修復されたようです。一一八五年に壇ノ浦の戦いで兵士が減びると、頼朝は朝廷から文治の勅許を与えられます。これは前述した守護と地頭を全国に設置できる権利で、現在ではこの勅許をもって鎌倉幕府が成立したと見做すようです。

しかし、一一九九年に頼朝は落馬が原因で急死。息子の頼家が家督を継ぎ、政子は出家します。ところが頼家は老臣達と対立。彼が最初に頼りにしていた梶原氏、次に頼りにしていた乳母の夫方の氏族である比企氏が、母親の氏族である北条氏を中心とした有力御家人達によって謀殺されると、最後に本人が將軍職を取り上げられ、幽閉された後に暗殺されてしまいます。

次に將軍になったのが次男の実朝ですが、政子の父親である時政は、後妻である牧の方の娘婿、平賀朝雅を代わりの將軍として擁立しようとしています。そこで、父親である時政と牧の方、娘の政子、彼女の弟で次男の義時が争うという状況になります。そして最終的に政子と義時の姉弟が勝つて、父親と牧の方を放逐してしまいます(牧氏の変)。

けれども実朝は兄である頼家の息子、公暁によつて暗殺されてしまい、これで頼朝直系の男児は絶えました。その後、政子と義時の姉弟は、まだ二歳にしかなくなっていない三寅(後の四代將軍藤原頼経)を京都から連れてきて後見となり、一二二一年に後鳥羽上皇が鎌倉幕府に反旗を翻す(承久の乱)と、動揺する御家人に対して歴史に残る演説を行う(安達景盛が代読したという異説あり)ことで彼らをまとめ上げ、上皇軍を破る原動力となりました。

更に弟の義時が一二二四年に急死すると、義時の長男である泰時の後見を務め、彼の権力基盤を強化してから死去しました。

このように、北条政子は同時代の妻として評価すると明らかに問題のある人物でしたが、政治家としては間違いなく超一流でした。また、彼女から後代で日本全国に君臨した女性政治家は未だに現れていません。更に江戸期に儒教が広まり「嫉妬深く夫の血筋を絶やした」と批判されるまで政子の業績は男性にも高く評価されており、彼女が不当な扱いを受けることもありませんでした。

従つて、少なくとも十三世紀前半までは、女性が政治の世界で一定以上の役割を担うことに対して、公の場で異論を唱えるのは難しかったと思われれます。つまり、平安時代と大きな違いが見られません。

### 3. 鎌倉時代の婚姻手続き

それでは、次に婚姻の手続きがどのように変化したのかを検証していきましょう。実は鎌倉期と室町期の正式な婚姻の手続きに関する記録は限られています。

最も有名なのは、鎌倉幕府の関係者複数が編纂したとされる『吾妻鏡』(十四世紀成立?)でしょう。

同書の一二六〇年（正元二年）三月二一日に行われたとされる六代將軍、宗尊親王と近衛宰子の結婚式が具体的な箇所となります。この日の記録によると、「雑色二人松明を取り前行す」や「相模の太郎殿御沓を献り給う」「御伝母御衾を覆い、御沓を取り退出せしめ給う」とあり、それぞれが

『江家次第』に載っていた火合わせ、沓取り、衾覆儀に該当します。更に三月二七日の記録には「將軍家の御吉時露頭の義有り」とあって、露頭も行っているのが基本的に平安時代の上流貴族と変わりがありません。従って十三世紀の後半は、平安時代と同じ方法で結婚式が行われていたと推測ができます。そして、嫁入り婚の方は具体的な記述が見つかりません。

そもそも采女の項目で説明したように、奈良時代でも平安時代でも天皇家の婚姻は原則として嫁入り婚でした。鎌倉時代から唐突に嫁入り婚が広まったという説には不自然な点が多すぎます。

しかし、何もかもが平安時代と同じだったわけではありません。まず目立つのが烏帽子親制度です。烏帽子とは礼装の際に成人男性が被った帽子の一種で、鎌倉時代から室町時代にかけては、男性が被っているのは当然とされたものであったようです。

武士の子供が元服する際に、この烏帽子を被つ

て一人前と認められたため、烏帽子を被せる役割を務める者を烏帽子親、烏帽子を被る新成人を烏帽子子と呼称しました。ちなみに、この儀式は貴族が元服の時に行っていった初冠の儀を冠から烏帽子に変えたものだと言われています。

烏帽子親と烏帽子子は血縁関係がある必要性はありませんでした。むしろ家族では無く、しかし身分が高い人物が烏帽子子の実の親から依頼されて烏帽子親になるケースが多かったようです。このような関係を擬制的親子関係と呼び、親役をすする人物を仮親と言います。この方法の最大のメリットは、赤の他人に対しても親子に近い密接な関係を築くことができる点にあります。つまり、何人もの烏帽子親を務めていると、血縁者以外にも人脈が広がっていくのです。これは暴力団の親分・子分の関係と同様で、人脈によって人生が左右されやすい人々にとって死活問題でした。そこで、烏帽子子は実際の親子に準じる関係として、鎌倉幕府からも認識されていました。

#### 4. 御成敗式目と不倫

もうひとつ目立つ変化は『御成敗式目』の制定です。これは一二三二年に鎌倉幕府が制定した成文法で、主に御家人達を対象としたものでした。この中で、性愛と関係するものが幾つかあります。

まずは第三四条の追加法です。

##### 一、密懷他人妻罪科事

右不論強姦和姦、懷抱人妻之輩、被召所領半分、可被罷出仕、無所帶者可處遠流也、女之所領同可被召之、無所領者又可被配流之也、次於道路辻捕女事、於御家人者百箇日之間可止出仕、至郎從以下者、任右大將軍御時之例、可剃除片方鬢髮也、但於法師罪科者、當于其時可被斟酌

##### 一、他人の妻と密会した罪について

和姦か強姦に限らず、人妻と懷抱しセツクスした者は、所領を半分没収され、今まで就いていた役職を辞めるように。所領が無い場合は遠流（おんる。流罪の中で最も重い刑。ちなみに次に重いのが中流、最も軽いのが近流だった）にする。また、浮気相手の人妻も所領があれば半分没収される。無い場合は配流される。

次に道路の辻で女を捕らえた（強姦した）者が御家人の場合は、百日間は出仕を停止する。郎從（武士に仕えた従僕）以下の身分なら、右大將軍の御時の例に倣って、片方の鬢髮（びんぱつ。頭髮）を剃り除く。

ただし、法師（僧侶）が犯人の場合は、状況に応じて罰を決める。

この法文の前半は不倫に対する処罰、後半は強姦に対する処罰について記載されています。現代の法律と比較して著しく異なるのは、強姦よりも不倫の罪が重いことですが、これはもしも不倫が原因で夫以外の子供が産まれてしまった場合、父系の血統に別の氏族の血縁者が紛れ込むので父系制度が崩壊した結果として、社会秩序の破壊が起きると考えられているからです。

ただし、刑罰の内容が所領を半分没収するだけなので、鎌倉時代では父系がそれほど重視されていなかったことも分かります。たとえば、イスラム教国では不倫は石打の刑で殺害と決まっています。その法源は預言者ムハマンドの言行録（ハディース）であるため変更が不可能とされます。これをハッド刑と呼称します。つまり、イスラム教国では鎌倉時代の日本と比べて父系を非常に重視しているわけです。

しかし、どちらも夫によって悪用されやすいという欠陥を抱えた法律であったことに変わりはありません。イスラム教国の場合、関係が悪化した妻を合法的に殺害する目的で、夫が不倫の事実を捏造するのは極めて有効な手段で、これは現代で

も問題になっています。

一方の鎌倉時代の御家人は、妻の財産狙いで不倫をでっち上げるケースがあったようです。夫が「妻が不倫したので離婚したい。ついては妻の所領を半分没収したい」と、鎌倉幕府に嘘の報告をするわけです。当時は現代と異なり証拠となる映像や写真は存在しませんでした。従って、訴えられた幕府側にこうした問題を適切に裁く機能はなかつています。そして、こうした法律があつたと言ふことは、鎌倉時代の夫婦は財産を共有していなかつたという証拠でもあります。

また、御成敗式目では法文化されていない風習（慣習法）がありました。妻敵討ち（めがたきうち）です。これは妻を寝取った相手を夫が殺害できるといふものでしたが、大きな問題がありました。仮に夫が間男を殺害してしまうと、不倫を自白する者が自分の妻しかいなくなってしまうのです。また、慣習はともかく法的には殺人なので、本来であれば被害者であるはずの夫が罪に問われるケースもありました。つまり、慣習法と言っても全ての人が納得していたわけではなく、寝取られた方が罰を受けるケースもあつたわけです。

しかし、室町時代後期の一四七九年にこの問題に関する重要な事件が起きます。具体的な記述は

『晴富宿禰記（はるとみすくねき）』（室町時代の官吏だった壬生晴富が書いたとされる日記です）にあります。例によって原文を載せると紙数が足りなくなるので要約だけを抽出します。

まず、小原という人物が五条坊油小路（現在の京都市油小路五条）で天草という人物を妻敵討ちの目的で殺害します。ところが、天草は赤松家の被官（代官）だったため、赤松氏は報復のための追っ手を小原に差し向けました。これに対して小原には、彼の息子が板倉家の被官だったため、板倉氏、更に板倉氏の親族である山名氏の被官である垣屋氏と太田垣氏の者が応援に来てくれます。

こうして両者が睨み合う状況になるのですが、ここで室町幕府が介入します。最初に幕府が出した見解は、小原の行動は妻敵討ちなので正当な殺人といふものでした。しかし、御成敗式目で定められた罰は所領の半分没収のみです。そこで、赤松氏は妻敵討ちを実行した小原の処罰を幕府に要求します。

結局、奉行人が最後に出した結論は、不倫をした小原の妻を天草側に引き渡し、彼女を殺させるというものでした。つまり、同害報復によって両者の感情的な対立をなだめたわけです。天草を殺した小原本人が殺害される対象にならなかつたのは、『御成敗式目』では寝取られた夫は処罰の対

平安・鎌倉期の不倫の罪は強姦よりも重く、武家であれば所領の半分を没収される重罪でした。また、室町・戦国期になると、不倫をした相手とされた相手の間で私闘が起きないように、不倫した妻を殺害するという規定が設けられた地域もありました。



象にされていなかったからでした。

しかし、室町幕府は最後までこの判決を新たな法規として採用しませんでした。同害報復の決まりは、むしろ戦国期に大名が領国内を統治するために制定した法令集、いわゆる分国法で採用されるケースが多かったようです。確認できるだけでも、板倉氏の『板倉氏新式目』、吉川氏の『吉川氏法度』、伊達氏の『塵芥集』、長宗我部氏の『長宗我部掟書』、六角氏の『六角氏式目』などが挙げられます。

戦国武将達がこのような法律を作らざるを得なかったのは、合戦が多く夫が家を留守にしがちだったからだと考えられています。また、妻の被害が認められているために、この法律をもってして女性の権利が著しく低下したという説もありますが、浮気の現場を取り押さえることを被害の条件にしていたりなど制限が設けられているものも少なくありませんでした。

要するに、戦国大名は部下の士気を維持するために妻の浮気を許すわけにはいかないのですが、同時に夫（この場合は大名の部下）が浮気相手を殺害する権利を手放して認めるわけにもいかないのです。というのも、自国の領土内で殺害許可を出せるのは領主だけにおかないと、治安維持の面で問題が起きるからです。夫が妻を寝取った

男を殺害した場合、同害報復のために殺された男の氏族が報復に出て、これが繰り返されると内乱に陥る危険性があるからです。

これを未然に防ぐため、鎌倉幕府も私闘を厳しく禁止していましたが、同様の理由から大名も私闘を厳しく取り締まる必要がありました。従って、浮気した妻の殺害は私闘の抑止力だったと解釈すべきでしょう。

ちなみに、不倫相手が御家人の妻で無い場合はどうだったかという点、『御成敗式目』では名主と百姓（農民）に対する規定があり、訴訟の届け出があつてなおかつ動かぬ証拠が揃っている場合は名主が二〇貫文、百姓が五貫文の罰金を支払う決まりになっていました。この法文から、鎌倉幕府の権力が御家人だけでなく名主や百姓などの農民層にまで及んでいたこと、しかし当事者が訴訟を起し、なおかつ証拠がない限り処罰してはいけなかった事が分かります。

最後に、妻の不倫相手のタチが悪すぎて、寝取られた夫がどうすることもできなかった事例を挙げておきます。十三世紀に橘成季によって編纂されたとされる『古今著聞集』の九卷「源義家密會某法師之妻事」がこのケースに該当します。

この物語の主人公は源義家（一〇三九―一一〇六）なので時代的にはやや古く、平安後期

となります。義家は若い頃にある法師の人妻と密会していました。

妻を寝取られた法師は武勇に自信のある人物で、二条猪熊にある邸宅は周囲に堀と土塀を巡らせ、茨（をどろ）を植えて防備を厳重にしています。ところが、法師が外出すると、義家は人妻にしとみ（薮）。上方向に跳ね上がる形式の格子戸。平安時代の住宅に良く使われた）を上げさせて、用意された全ての障害物を飛び越えて家に入り、彼女とセックスしていたのです。

このような行為が繰り返された結果、とうとう事態に気付いた法師は妻に不倫を白状させます。彼は義家の侵入経路に分厚い碁盤を立て、それに蹴つまづいたところを取り押さえる計画を立てました。夜間であれば、当時の家の中は暗いので悪くない作戦です。ところが、いつものように飛び込んできた義家は短い刀で碁盤を切断すると、そのまま家の中に入って法師の妻とセックスを始めます。法師は「こんな人間じゃねえ！」と驚いて遁走。後で妻を寝取った相手が八幡太郎義家と知って怯えることしきりだった……というものです。

源義家は源頼朝の祖先に当たり、武の権化として神格化された人物ですが、強ければ何をしても許されるという風にしか受け取れない説話で、今

ならさしずめ寝取られモノのポルノに該当するよ  
うな内容です。

## 5. 御成敗式目と強姦

次に強姦罪を見ていきましょう。強姦は鎌倉時  
代から始まった犯罪ではなく、平安時代や奈良時  
代にも記録を確認することができます。ただし、  
明確な法規定ができたのは『御成敗式目』以降と  
思われます。

強姦行為は辻捕（つじどり）と呼ばれています  
が、これは犯人が被害者を十字路で待ち伏せる  
ケースが多かったからのようです。当時の上流階  
級の女性は、現在のイスラム教徒の女性のように  
外出時には顔を隠しました。これを壺装束と呼び  
ます。従って、強姦犯は顔も分からない相手を襲っ  
ていたということになります。

ただし、記録に残っている事例を見る限り、現  
在の強姦と同様に顔見知りの犯行も相当あったよ  
うです。また、強姦と訴えられたものの当事者同  
士は合意だったと証言するケースもあり、これは  
女性の親族が相手の男性を気に入らず、虚偽の申  
告をしたために起きた冤罪でした。

前述したように強姦罪の罰則は軽く、御家人で  
あれば百日の出仕停止、それ以下の身分であれば  
髪の手を剃られるだけで済みました。更に僧侶が

犯人の場合は、無罪になる場合すらありました。

これは当時の法師が、今で言うところの僧兵  
だった可能性があったからです。平安末期から領  
地を経営する必要性に駆られた寺や神社は武装集  
団を抱えていました。前者を法師武者、後者を神  
人（じにん）と呼称したようです。彼らは御家人  
ではなかったため、『御成敗式目』の対象とはさ  
れませんでした。

いずれにせよ強姦は不倫よりも軽い罪で、『今  
昔物語集』などには女性の衣類などを盗まなけれ  
ばそれほど問題が無いと書かれています。これは  
キリスト教由来の同意婚、及びにそこから派生し  
た同意による性行為が常識化した現在とはあまり  
にも隔たりのある価値観でした。

しかし、それでも輪姦行為は惨いと認識されて  
いたようで、一一九五年頃に成立したとされる歴  
史書『水鏡』に書かれている、七六四年に起きた  
恵美押勝の乱では、反乱を起こした恵美押勝こと  
藤原仲麻呂の娘、藤原東子が一〇〇〇人の敵兵に  
レイプされたという逸話が紹介されています。

ただし、この話は盲目だったはずの鑑真から、  
東子が「この人一〇〇〇人の男にあひ給う相（こ  
の人は一〇〇〇人の男性とセックスする人相だ）」  
と事前に予言されていたという前振りがあり、目  
が見えなかったはずの鑑真がどうやって人相占い

をしたのかという点も込みで、史実としては甚だ  
疑わしいというのが定説です。恐らく『水鏡』の  
作者が、乱の残虐性を強調したくて挿入したもの  
で、これを裏返せば複数の男性から強姦される行  
為に関しては、当時の人々の間でも「非常に悪い」  
と思われていたと推測すべきでしょう。

## 6. 室町、戦国時代の特徴

一三三三年に鎌倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇に  
よる建武の新政が三年ほど続いた後で、一三三六  
年に室町幕府が成立します。

室町幕府はそれまで徴税権の無かった守護に半  
済（はんぜい）という権利を付与します。これに  
よって、それまで徴税権があった地頭は存在意義  
を失い、名主と並んで守護の支配下に置かれ、や  
がて国人と名称を変えます。また、守護はやがて  
守護大名と呼ばれるようになり、領国を支配する  
権利を少しずつ獲得していくこととなります。

しかし、室町幕府も鎌倉幕府同様に不安定な政  
権で、一四六七年に起こった応仁の乱、あるいは  
一四九三年に起こった明応の変以降は弱体化し、  
後に戦国時代と呼ばれる群雄割拠の時期に突入し  
たと考えられています。ちなみに、この二つの乱  
には室町幕府八代将軍、足利義政の正妻である日  
野富子（一四四〇～一四九六）が関与しており、

平安・鎌倉期の強姦は辻捕りと呼ばれていましたが、犯罪の程度としては不倫よりも軽く、強盗をしなければそれほど問題のある行為とは思われていなかったようです。



北条政子とは比較にならないとはいえ、女性が政治に対して一定以上の力を保持していたことが確認できます。

室町時代から戦国時代も戦争の主力は武士で、鉄砲が普及するまで最も殺傷力の強い武器は相変わらず弓でした。しかし、武士同士が弓矢で相手射るだけでなく、平行して歩兵が大規模な集団戦を行うようにもなります。このような集団戦に参加する下級兵士を足軽と呼びました。

足軽は元々は都市部の被災民が傭兵化したものでしたが、その有効性が認められるようになると農民を徴用して足軽として利用するケースも見られるようになります。これに伴い、それまでは「御恩と奉公」の関係で戦闘部隊を編成していた武士達が、備（そなえ）という足軽を含めた部隊編成を行うようになります。こうした備を上手く使い、戦争で生き残った守護大名、及びに彼らの被官達が、後に戦国大名と呼称されるようになります。

しかし、戦争は金がかかり家臣達にも死傷者を出す有り難くない行為でした。戦国大名達は一時的にでも戦闘を回避する、あるいはより広大な領土を戦争せずに獲得する目的で婚姻制度を利用しました。いわゆる政略結婚です。

## 7. 戦国大名と政略結婚

政略結婚は戦国時代に特有のものではありません。采女の項目で説明した采女も、下級領主が大（天皇）に姉妹や娘を献上することによって、もしも彼女達と天皇が肉体関係を結び、子供ができれば外戚関係を期待できるというものでした。

藤原北家が行った摂関政治も、娘を天皇に嫁がせ、男児が産まれれば娘の父親が天皇の祖父になれるという方法で、やはりどこから見ても立派な政略結婚です。また、平安期に有力な貴族が京都に集中し、地方の豪族が中央で昇進する望みが薄くなると、彼らは京都に住む有力貴族と血縁関係を築き、それをネタにして自分達が支配している地域で幅を利かせようとします。これも政略結婚の一種であり、京都の貴族達にも有力な地方豪族の財産を期待できたため、双方に利益がある行為と見做されました。『芋粥』で紹介した藤原利仁が、藤原有仁の娘婿となったケースなどはこれに該当するでしょう。

戦国時代の政略結婚が目立つのは、前述したようにそれが戦闘行為と強い相関関係にあったからです。領土を保全するために隣国と婚姻関係を結ぶ、隣国の領土を乗っ取るために婚姻関係を結ぶなどが代表ですが、政略結婚によって自分達の立

場を強化して、なおかつ戦闘を回避することは重要な政策手段でした。

政略結婚に必要なのは兄弟姉妹、娘に息子です。一族の血縁者は多ければ多いほど良く、いなければ養子を使っても他の大名と縁を結ぼうとします。著名な戦国大名のほとんどは、この方法を有効に活用しています。その代表例として、織田信長（一五三四～一五八二）を見ていきましょう。

信長は本人も父親である織田信秀の命令に従って、隣国の戦国武将である斎藤道三の娘（濃姫）と一五四四年に許嫁となり、一五四九年に婚姻関係を結んでいます。信長が十五歳、濃姫は一〇歳の時です。一五五一年に父親が死去して家督を継いだ信長は本能寺の変で死去するまで、十一人の息子（織田信正という息子がいたという説がありますが、本書では採用しません）と十二人の娘を作り、四人の養女をとりました。合計二十七人です。これだけの子供を産ませるために、信長は正妻だけでなく九人もの側室（妾）を娶りましたが、織田氏の出自が必ずしも高くないため、これらの女性には不明な点が少なくありません。

また信長には兄弟が十一人おり、姉妹は十五人いました（姉妹に関しては異説あり）。こちらの合計は二六人ですが、信長に対して謀反を起こした者や信長自身が暗殺した者（弟の織田信勝）も

おり、必ずしも政略結婚に役だったというわけはありません。

しかし、これだけの数がいれば他の大名や武将との政略結婚は容易であり、複数の婚姻関係を結ぶことに成功しています。特に信長と並んで戦国期を代表する大名である武田信玄との婚姻関係が重要だったのは有名な話で、最初は姪に当たる龍勝院を武田勝頼の正妻として嫁がせています。

また、彼女が一五六七年に死亡すると、同年には嫡男である織田信忠と武田信玄の六女である松姫を婚約させました。信忠十一歳、松姫七歳の時でした。しかし、一五七二年に信玄が徳川家康を攻めたために両家の関係は手切れとなり婚約は解消。信忠は一五八二年に甲州征伐を行い、武田氏を滅亡させています。戦国時代における大名の婚姻関係を象徴する出来事だと思われまます。

ところが、信長の事跡を継いで天下統一に近づいた豊臣秀吉（一五三七？～一五九八）は、下層民の出自だったせいで出世するまでは政略結婚とは無縁でした。秀吉は一五六一年に正妻であるねね（？～一六二四）と婚姻関係を結びますが、通説によると彼女の年齢は十四歳。秀吉は二四歳ですから、今なら大卒二～三年目の会社員と女子中学生が結婚したようなものです。

秀吉の出自ははっきりせず、ねねの方は杉原と

いう武家の出自だったため、彼女の実母だった朝日殿が最後までこの結婚に反対していたのも有名な話でしょう。このように、二人の結婚は周囲の反対を押し切って行われたものだったので、恋愛関係にあつたと考えられています。また、残っている手紙などからも夫婦仲は後年まで良好だったと思われまます。

ただし、二人の間には子供ができなかったため、六人の男子と一〇人の女子を養子にとつていたこと、また世継ぎの必要性から十三人の側室を娶りましたが無事に成長したのは秀頼のみでした。

そして恐らくこの実子を秀吉が溺愛したために、一度は跡継ぎに指名した甥の豊臣秀次と感情的にこじれます。ついに秀吉は一五九五年に秀次を切腹させ、関係者も皆殺しにするなど徹底した処罰を行いました。

これが大名達に大きな動揺をもたらすことを理解していた秀吉は、同年に徳川家康、前田利家、毛利輝元などの有力大名五名の連盟で、『御掟五ヶ条』及びに『御掟追加九ヶ条』を各大名に通達させまます。この中の一条が「大名間の私婚禁止」、すなわち政略結婚の禁止でした。

しかし、秀吉の死後半年も経たない間に徳川家康はこの掟を破り、同じく有力大名だった伊達政宗と政略結婚を行います。松平忠輝と五郎八姫（い

ろはひめ）の婚約です。次に一五九九年になると、福島正則の養子である福島正之と養女の満天姫を婚姻させ、翌一六〇〇年には同じく養女の氏姫（小笠原秀政の娘）と蜂須賀家政の嫡子である蜂須賀至鎮と婚姻させまます。

こうした徳川家康の法令違反は周囲の怒りを買って、正式に謝罪することになるのですが、政略結婚による婚姻関係が解消される事はありませんでした。つまり、徳川家康の不法行為は事実上認められてしまつたわけです。この時期の家康の権力はそれほど強大であり、後に彼は豊臣家を滅ぼして徳川幕府を成立させています。

## 8. 戦国時代の結婚式

以上のように、政略結婚を繰り返した戦国大名ですが、具体的な婚姻の儀式に関しては、鎌倉、室町同様にほとんど資料が残っていません。参照できる資料の多くが江戸期以降に書かれたものなので、ここから先の記述には虚偽の情報が混ざっている可能性があります。

室町時代には武家の儀礼の制度化が進むのですが、その典拠になったのは鎌倉時代に中国からもたらされた朱子学でした。朱子学は儒家の朱子（一一三〇～一一〇〇）がそれまでの儒教を再体

系化したもので新儒教とも呼ばれます。

まずここで最初の混乱が起きます。何故なら、日本では五一三年に百済から五経博士が来日して伝授した儒教と、鎌倉時代以降に輸入された朱子学（新儒教）の二つの儒教があるからです。従って、単に儒教と言った場合はどちらを指すかがよく分からない上に、朱子学は儒教の再体系化なので、使用している經典にも重複があります。

次に混乱を引き起こす理由は、これらの朱子学が僧侶によって輸入、研究された事でした。最初に朱子学を日本に輸入したのは、真言宗泉涌寺派の開祖とされる俊苒（しゅんじょう）、日本における朱子学の基礎を完成させたのは、元からの渡来僧である一山一寧（いつさんいちねい）と言われていますが、この人は真言宗から臨済宗に宗旨変えをした人でした。

仏僧が儒教を教えるというのは、現代日本人の感覚からすると奇妙ですが、当時の中国の上流階級では儒教の信者が圧倒的に多く、仏教徒でも身分が高ければ自然と学んでいるものだったからでしょう。つまり朱子学に関しては、最初から仏教と儒教が混ざった状態で輸入されています。

鎌倉時代末期から室町時代にかけて、朱子学は臨済宗の僧侶を中心に伝承されるのですが、言うまでも無くこの背景には一山一寧の存在があり

ます。そして戦国時代の初頭で起こった応仁の乱などによって京都が荒れ果てると、彼らの一部は地方に移住して地元の守護から援助されるようになり、その縁で朱子学が武士の間に広まることになりました。

これが武家礼法の基礎の一つとなるのですが、經典となったのは朱子が儒教の經典である『儀礼』『周礼』『礼記』の合わせて三礼を再編纂したとされる冠婚葬祭の儀式について記された『家礼（または朱子家令）』、『小学（朱子小学）』だったようです。

また、武士が帰依している宗派が臨済宗の場合には、禅宗の教えも礼儀作法に含まれるようになります。

もちろん、それまで武家だからといって礼儀作法を疎かにしていたとは限らず、公家から平安期の礼儀作法を教わっている人達もいますので、これらの礼法も上記の要素に混ざります。そして、その中には六世紀に書かれたとされる、中国の揚子江近辺で行われていた年中行事を記録した『荆楚歳時記（けいそさいじき）』も含まれていました。

これらを更に武家向けにアレンジしたのが武家礼法なのですが、室町期は伊勢家がその大家として認識されていたようです。そして、婚姻に関しては伊勢貞頼によって一五二八年に書かれたと

される『宗五大草紙（そうごおぞうし）』ぐらゐしか適当な資料が見当たりません。同じ伊勢家の伊勢貞丈が書いたとされる『婚礼方式』は一七七三年成立なので、同時代の資料としては信用度が下がります。

『宗五大草紙』には「初日より二日まで男女共に白色を着すべし。三日目には色直しとて色ある物を着候」という色直しの儀に関する記述があり、新郎新婦共に二日間は白色の着物を着て、三日目に色のついた服に着替えていたようです。この三日間かかるという手順は、恐らく三日餅と同様の理由によるものですが、基本的に婿入り婚では無く、嫁入り婚である点が違うようです。

婚姻の大まかな流れですが、まず婚約が確定するまで両家で頻繁にお祝いの品々を贈った事は間違いないと思われます。この祝いの品々がどれだけ豪勢かで、婚姻に対する本気度が測られることもあったようです。

そこで婚約が決まると、新郎側から新婦側に結納が贈られます。これに対して新婦側も返礼をしたようです。新婦が新郎の領地に行く場合は輿入れが行われたようですが、有力大名の娘の場合は豪勢だったようです。

新婦が新郎宅に持ち込む調度品に関しても、彼女の家がどれくらい裕福かによって左右されたよ

うですが、一般的に長持（衣類を入れる大型の箱で、両側にある担金具という円形か四角形の金具に棒を通すと、そのまま持ち運べる構造になっていました）、長唐櫃、荷唐櫃（どちらも四本から六本の足がある大型の箱です）、御厨子黒棚（みずしくろだな。元々は食物を入れておく棚だったのですが、手近に置いて草子類（書籍の一種）を納める小型の家具になりました。婚姻用ものは黒だったようです）、行器（ほかい。円筒形で三本から四本の足がある容器で、食物を運ぶのに使われました）、屏風、そして貝桶でした。

この中で最も重要な嫁入り道具だとされていたのが貝桶で、蛤の貝殻に金箔などで装飾したものが三六〇個が二つの桶に分けて収納されていました。この貝殻を使った遊びを貝覆い、あるいは貝合わせと言って、当時の上流階級の女性にとって重要な教養だったようです。

この貝桶を新婦側から新郎側に渡すのを「貝桶渡しの儀」と呼んで、やはり重要視されていました。その際に新婦側が「千秋万歳、御貝桶渡し申し候」と言い、新郎側が「千秋万歳、御貝桶請け取り申し候」と答えるのが儀式の決まりとなっていたらしいのですが、これも戦国期に行われていたかどうかはつきりしません。

これが終わると新婦を乗せた輿が妻戸（両開き

の扉）を通ります。その際に扉を半開きにしてわざと輿の轅（ながえ。輿を担ぐための棒）を挟みました。これを「輿寄せの儀」と呼んで、新婦が離縁しないようにとの意味があったようです。

新婦が輿から降りると、新郎側の待女房（まぢ）によろぼう。婚礼時に妻戸で新婦を待ちうけて邸宅内を案内、世話する係の女性）が紙燭（しそく。小型の照明器具の一種で、松の木を長さ五〇センチ、直径一センチほどの棒に削り、先端を焦がして油を塗り、手で持つ部分に紙を巻いたもの）を持って化粧室、そして祝言の儀が執り行われる部屋に案内しました。部屋として使われる事が多かったのは書院造の客間で、床の間には奈良蓬萊（ならほうらい。道教で仙人が住むとされた蓬莱山をイメージした飾りの一種）、向かって右に二重台、左に手掛台が置かれます。

祝言の準備が整うと、待女房の案内で新婦が客間に入って下座に座ります。続いて新郎も客間に入り、こちらは上座に座ります。

すると待女房が祝いの言葉を述べ、新婦が打掛（うちかけ。着物の一種で新婦が着用しました）の上からかけた愛敬の守りという守り袋を取って、これを新郎に渡します。この愛敬の守りには愛染明王（縁結びや家庭円満を司る仏の一種）のお札が入っていますが、この風習は江戸期以降と

いう説もあります。

新郎はこのお守りに触れると待女房に返却します。待女房は柱に打ちつけた折釘（おれくぎ。頭部が直角に曲がっており、紐などを引っかけられる構造になっていました）にお守りをぶら下げます。

これが終わると式三献、いわゆる三三九度の盃が新郎新婦の間で交わされます。この作法に関しては、新婦が先に飲んだという説と新郎が先に飲んだという説があり、一様ではありません。

これが終わると食事会が開かれます。まず、雑煮、饅頭、鯉の羹（こいのあつもの。あつものは、魚や鳥の肉、野菜を入れた熱い吸い物を指します）、麦飯、羊羹と順番に食べていきます。これを五献と言います。ここから更に七献平らげると、新婦が新しい盃に酒をつぎ、新郎に渡す結び酌が行われます。

これで一旦、祝言の儀は中断され、新郎新婦は同衾します。そして、三日目になると前述したようにお色直しが行われ、色のついた衣類を身にまとったところで、新婦は初めて新郎の親族から正式な挨拶を受け、金銭や衣類をプレゼントされます。ここまでの長いセレモニーをこなして、初めて婚姻の儀が終了するのです。このように、正式な手続きを踏んだ武家の婚礼では、待女房が果た

す役割が大きいのが特徴で、上臈（じょうろう）その家の女中で最も身分の高い者）か新郎の親族が務めることが多かったようです。

しかし、言うまでも無いことですが全ての武士がこのような豪華な結婚式をできたわけではありませんでした。たとえば、徳川家康が正妻の築山殿と結婚した時は、今川家の人質として駿府（現在の静岡県静岡市）にいたので、新婦を自分の邸宅に迎え入れることはできなかったはずで。

豊臣秀吉とねねに至っては、秀吉が武士階級では無かったため、土間に藁と薄縁（うすべり）畳表に縁をつけただけの敷物（敷物）を敷いただけで行われたという伝承があります。

## 9. ルイス・フロイスの見た日本女性と売買春

戦国期の風俗に関する記述の特徴として、宣教師の記録が上げられます。一五四九年に来日したイエズス会に所属していたバスク人（現在ではスペインのナバラ州の一部が該当します）のフランシスコ・ザビエルがカソリックの布教を始め、既に土着化していた仏教と対立しつつ、日本人の神父を育成するという戦略で（これを適応主義と呼びます）徐々に信者数を増やしていったからです。

十六世紀のヨーロッパは宗教改革の嵐が吹き荒れており、同じキリスト教でありながらカソリックとプロテスタントが血で血を洗う抗争に明け暮れていました。カソリック側は劣勢の挽回を狙って、カソリック国であるポルトガルやスペインの植民地となっていたアジア地方での布教活動に力を入れており、その一環として宣教師が来日したようです。

中でもポルトガル人宣教師、ルイス・フロイス（一五三二―一五九七）が残した記録は重要で、特に『日欧文化比較』ではポルトガルと日本の文化比較が行われており、両国の風習を同時に知ることができます。この記録の中の女性について書かれた箇所を、岩波文庫の『ヨーロッパ文化と日本文化』（翻訳・岡田章雄）抜き書きします。

ヨーロッパでは未婚の女性の最高の荣誉と貴さは、貞操であり、またその純潔が犯されない貞潔さである。日本の女性は処女の純潔を少しも重んじない。それを欠いても、名誉も失わなければ、結婚もできる。

（ヨーロッパの処女信仰は古代ローマからの伝統ですが、日本は父系制がそれほど強くないので処女性が重要視されていませんでした）

ヨーロッパでは夫が前、妻が後になって歩く。日本では夫が後、妻が前を歩く。

ヨーロッパでは財産は夫婦の間で共有である。日本では各人が自分の分を所有している。時には妻が夫に高利で貸付ける。

（戦国時代でも夫婦別産制は維持されていた。これは無手権婚以降の古代ローマと同じで、夫が妻の嫁資を自由にする権利が無かったと思われる）

ヨーロッパでは、妻を離別することは、罪悪である上に、最大の不名誉である。日本では意のままに幾人でも離別する。妻はそのことによって、名誉も失わないし、また結婚もできる。

（キリスト教は原則として離婚を禁止しています。離婚する場合は、婚姻の際に同意がとれていなかったために解消するという屁理屈がつけられていました。中国でも離婚は不名誉だと考えられていましたが、日本人は取り立てて気にしていませんでした）

古代中国や古代ローマと異なり、中世日本の女性は比較的自由に外出ができ、処女かそうで無いかは結婚とほとんど関係がありませんでした。



汚れた天性に従って、夫が妻を離別するのが普通である。日本では、しばしば妻が夫を離別する。

ヨーロッパでは娘や処女を閉じこめておくことはきわめて大事なことで、厳格におこなわれる。日本では娘たちは両親にことわりもしないで一日でも幾日でも、ひとりで好きな所へ出かける。

(これも古代ローマからの風習で治安の悪さが背景にありましたが、日本では儒教文化輸入後も女性の外出に関しては容認の姿勢を保持していました)

ヨーロッパでは妻は夫の許可が無くては、家から外へ出ない。日本の女性は夫に知らせず、好きな所に行く自由をもっている。

ヨーロッパでは、生まれる児を墮胎することはあるにはあるが、滅多にない。日本では、きわめて普通のこと、二十回も墮した女性があるほどである。

(カソリックでは原則として墮胎禁止でしたが、日本では問題視されていませんでした)

ヨーロッパでは嬰兒が生まれてから殺されるということは滅多に、というよりほとんど全くない。日本の女性は、育てていくことができないと思うと、みんな喉の上に足をのせて殺してしまふ。

ヨーロッパでは修道女の隠棲および隔離は厳重であり、厳格である。日本では比丘尼の僧院はほとんど淫売婦の町になっている。

われわれの間では、普通修道女はその修道所から外へ出ない。日本の比丘尼はいつでも遊びに出かけ、時々陣立に行く。

われわれの間では女性が文字を書くことはあまり普及していない。日本の高貴の女性は、それを知らなければ価値が下がると考えている。

ヨーロッパでは普通女性が食事を作る。日本では男性がそれを作る。そして貴人たちは料理を作るために厨房に行くことを立派なことだと思っている。

ヨーロッパでは男性が裁縫師になる。日本では女性になる。

ヨーロッパでは男性が高い食卓で、女性が低い食卓で食事をする。日本では女性が高い食卓で、男性が低い食卓で食事をする。

ヨーロッパでは女性が葡萄酒を飲むことは礼を失するものと考えられている。日本ではそれはごく普通のこと、祭の時にはしばしば酔払うまで飲む。

(女性に葡萄酒を飲ませない風習は、古代ローマの接吻制度が起源にあります。過度な飲酒によって理性を失い、不貞行為に走るのを抑制する狙いがありました)

『ヨーロッパ文化と日本文化』 39P～61P からの抜粋)

【古代ローマと結婚】の項目を踏まえながら、この対比を読んでいくと、十六世紀のポルトガルではカソリックが支配的でありながらも、平行して古代ローマの風習が残っていた事が確認できます。日本の風習に関しても平安期までの婚姻制度を理解しておけば、大きな変化が無かった事が確認できるはず。

むしろ、フロイスの記述で目につくのは尼僧(比丘尼)に関する部分です。仏教と敵対する立場だったフロイスの評価が厳しいのは当然として、それでも「日本では比丘尼の僧院はほとんど淫売婦の町」と書いてあるのには驚かされます。

これを言葉通りに解釈するのであれば、尼寺の境内、もしくは尼寺の周辺が娼館になっていたということになります。尼僧が売買春の当事者であったかどうかは明確では無く、むしろ書き方からすると違うという印象を受けます。

ところが例によって各地を放浪していたセックスワーカーがいたという説が比丘尼にも適用されており、このケースでは熊野比丘尼がしばしば引き合いに出されます。

熊野とは現在の和歌山県にある地域で、ここにある熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社の三社を信仰することを熊野信仰と呼びます。元々はイザナミが葬られた場所だと言われていますが本地垂迹(ほんじすいじゃく)説に沿った仏教よりの神仏習合が行われ、また修験道の重要な修行場の一つと見做されたため、非常に栄えました。

この熊野信仰のために各地を遍歴したと言われているのが熊野比丘尼で、絵解きと呼ばれる変相図(仏教の教義を絵として描いたもの)や説話図

を広げ、その内容を講釈することで勧進(寄付)をつのつたとされています。ところが、これが芸能化してしまい、拍枕(びんざざら。竹を細く切つて繋げた楽器の一種で、竹同士が擦れるシャツという音を出す)を鳴らしながら歌う歌比丘尼に変わり、ついに売春まで始めたというのです。

しかし、この記述の原典は『倭訓栞(わくんのしおり)』という江戸中期(十八世紀後半)から編纂が始まった辞典で、フロイスの時代より二〇〇年も後だったため彼が見た比丘尼が熊野比丘尼だったとは断定できない上に、そもそも彼女達が売春していたという証拠がありません。

確かに戦国期はセックスワーカーにとって稼ぎ時ではありました。ヨーロッパで顕著ですが、徒歩で移動する軍隊の背後には彼女達がついていき、戦闘が無ければ兵士達と宴会をしたりセックスして代価を受け取り、戦闘が始まって自分達の顔なじみが勝てば、死体や戦闘地域に入ってしまった農村や都市からの略奪行為に参加して分ける前に預かったからです。後述するように『吾妻鏡』には日本の遊女が同様の行為をしていたという記録があります。

そしてフロイスによれば「日本の比丘尼はいつでも遊びに出かけ、時々陣立に行く」とあります。陣立=軍の隊列=戦場でしようから、戦場あるいは

は訓練を見学していたようです。そこで、比丘尼も売春をしていたと言いたくなるのですが、やはり文章による証拠がありません。

ただし、フロイスの比丘尼に対する記述を総合すると、売春斡旋に関与していたのはほぼ間違いないと思われます。つまり、尼僧が女性に男性を紹介する、いわゆる仲介業(中媒)をする一方で、男性側の要求に応じて「遊べる女性」を紹介していた可能性はあるわけです。また、そうでなければ彼女達がわざわざ戦場に顔を出す理由が分かりません。

一方の定住して売春を専業に営んでいた人達ですが、こちらには複数の証拠があります。

たとえば『吾妻鏡』の一一九三年五月には、以下のような記述があります。これも原文込みでは紙数が足りなくなるので意識だけ載せておきます。

五月十五日。鮎沢(現在の静岡県御殿場市)で巻き狩り(大規模な狩りの一種で、猪がいる狩り場を四方から囲み、これを徐々に狭めて獲物を追い詰め弓で射殺するという方法で行われました。武士にとっては軍事訓練の意味合いもあったようです)の準備が整ったので、源頼朝と御家人一行は富士野

の旅館に入りました。

しかし、その日は齋日（六斎日のこと。仏教の教義により殺生を禁じる規定がありました）だったため、狩りはせずに終日酒宴を開くことになりました。

すると手越（現在の静岡県静岡市）や黄瀬川（御殿場を水源とする河川で、この場合は狩野川と合流する現在の沼津市、あるいは清水町周辺だと思われる）から遊女達が群れてやってきて、頼朝に挨拶をしました。

そこで頼朝は里見冠者義成を呼んで「これからお前は遊君の別当（遊女別当）になれ」と申しつけました。また「今、こうやって即座に（遊女達が）群れ集まってきたのでは、すこぶる騒がしくてやっていられない。彼女達を傍らに連れて行って芸能者（芸のできる女性）を選んで、こちらの要求に従うように申しつけないさい」なども仰いました。その後、遊女に関しては、訴状も含めて義成が取り仕切ることになりました。

この文章から、遊女が手越と黄瀬川周辺に定住していたこと、武士の軍事演習が彼女達にとって重要な稼ぎ時だったこと、そして恐らく源頼朝も

彼女達のことは分かった上で、仕切り役を里見義成に一任したことが分かります。普段は船着き場など人の往来が多い場所で仕事をしており、軍事行動が起きるとその場所に集まってくるという『吾妻鏡』の記述は、他国のセックスワーカーの行動とも類似点が多く、信憑性が高いと思われる。

ちなみに、義成が遊女別当に任命された背景には、彼が本拠とした上野国碓氷郡里見郷（現在の群馬県高崎市）が東山道の要所で、恐らくここにも遊女が集まっていたため、彼女達の扱いに慣れていたからだと考えられています。

時代が下って次に信憑性が高いと思われるのが、一四二〇年来日した李氏朝鮮の官僚、宋希璟（そうきけい。一三七六―一四四六）が書いた『老松堂日本行録』で、この記述によると、

（当時の京都は）女性が男性の倍はいて、路店に行けばその大半が遊女である。そのため淫行が堂々で行われており、店の遊女は道を歩いている人を見れば道に出て誘い、断ったら着物を引っ張って店内に引き入れる。そして銭を受け取れば、昼間からでもセックスを始める。

とあり、十五世紀の京都には娼館が多数あったことが窺えます。また、彼女達の多くが川辺や海辺に住んでいるのでとても美しいとも書いており、遊女が船着き場に定住していたことを裏付ける証言も残しています。

その次に信憑性が高いと思われる文書証拠は、室町幕府が一五二八年に竹内新次郎重信に出した『傾城補任状』で、これによって重信は勢多家に替わって洛中傾城局に任命されています。勢多家とは地下家（じげけ）と呼ばれる廷臣の中では身分が低い家柄の一つで、代々検非違使を担当していました。室町時代の検非違使は多くの権限を武士に奪われて弱体化していたのですが、まだ消滅したわけではなく、勢多家が担当していた業務の一つに中媒からの公事（税金の一種）の徴収がありました。

前述したように中媒とは男性と女性の仲介を行う仕事で昔から女性（尼も含む）の関与率が高く、また人身売買や売春も斡旋していたのは確実だと考えられています。京都ではこの中媒が集まって「仲人方」という組織を形成して公事を納めていたようです。

前述の補任状は、この権利を勢多家から久我家の被官である重信に委譲するというもので、公事徴収の対象は三〇カ所でした。ただし、洛中とい

う単語が当時の京都全域を示していたのか、あるいは特定地域を指していたのかがはっきりしないため、京都のどこに娼館があったのかは不明です。ちなみに、傾城とは「君主の寵愛を受けすぎて、国（城）を傾けてしまうほどの美人」という意味で、ここから転じて遊女の意味になりました。

次に信憑性が高いと思われる文章が出てくるのが一五八五年で、豊臣秀吉が大阪三郷に遊女町の許可を出します。一説によると、これが日本で最初に公的な許可を得た娼館、即ち遊郭ではないかと言われています。

同じく豊臣秀吉は一五八九年に馬丁（ばてい。馬の世話役）をしていた原三郎左衛門という人物に、娼館を京都の一角に集める許可を出します。三郎左右衛門は林又一郎という人物と二条柳町に遊郭を建設しました。この後も全国各地の城下町や船着き場に遊郭ができていきます。

また、林又一郎という人物は相当なやり手だったようで、遊女に又一歌舞伎という踊りを踊らせ、評判を取りました。これは遊女歌舞伎と呼ばれるものでしたが、元ネタは後に出雲阿国（生没年不詳）と呼ばれる女性芸人が踊ったかぶき踊りだったようです。このため、出雲阿国も売買春に関与した可能性を指摘されていますが、はっきりとした証拠はやはり残っていません。

## 10. 鎌倉、室町、戦国時代の同性愛

鎌倉期から戦国期にかけても、日本の男性同性愛に関する記録は多数確認できます。その拠点となったのは女人禁制の寺院でした。男性同性愛の僧侶は稚児（ちご）と呼ばれる少年を性愛の対象にする事が多かったようですが、これは鎌倉時代が端緒ではなく、源義家の項目でも紹介した『古今著聞集』の好色編には、覚性法親王（一一二九～一一六九）が千手という稚児を寵愛していたのに、新しく参河（みかわ）という稚児が来るとちらに情が移ってしまい、親王から捨てられたと思った千手が寺を出る、という話があります。

後に千手は酒宴の席に呼ばれ、親王に捨てられた恨みを歌うのですが、それに感激した親王が彼と一緒に寢室に入った（セックスした）というラストで終わります。ちなみに、覚性法親王の俗名は本仁親王で、父親は鳥羽天皇。つまり、れっきとした皇族です。

さて親王が愛した稚児達ですが、当時は女性と同じ化粧をしていたと考えられています。今で言うところの女装子、あるいは男の娘のようなものでしょう。稚児との性交方法ですが、鎌倉時代に描かれたとされる『稚児草子』（醍醐寺三宝院に

は一三二一年に完成した写本が所蔵されています）に具体的な方法がイラスト入りで載っています。これによると、肛門に筆で丁字油（ちょうじあぶら。チョウジ、つまりクロロプの蕾を精油したものの。オイゲノールという殺菌、麻酔作用のある成分が多量に含まれており、アナルセックスに使うには優れていたと思われます）を塗ったり、張り型を使って肛門を拡張し、アナルセックス可能な身体に調教していたことが分かります。

これが室町時代まで下ると、僧侶と稚児の関係を描いた物語が幾つも出てきます。これらを総称して「稚児物語」と言うのですが、『秋夜長物語』、『あしびき』、『嗟峨物語』、『松帆浦物語』などが代表作とされています。ちなみに、全て作者不詳です。

實在人物としては室町幕府三代將軍の足利義満（二三三八～一四〇八）が猿樂師で後に『花伝書』を書いたことで名を残した世阿弥を寵愛したことは有名でしょう。また、息子で四代將軍の足利義持（一三八六～一四二八）も少年愛の傾向があり、家臣の赤松持貞を寵愛しすぎて他の家臣達と敵対関係に陥るなどの問題を起こしています。前述した宋希璟の『老松堂日本行録』でも、義持は「妾が沢山いるのに、一番愛しているのは少年」と書かれており、彼が少年愛を隠そうとしていない事

戦国時代において、同性愛は君主と家臣の絆を深める行為だと認識されていました。従って、必ずしも肉体関係があったとは断定できないようです。



が分かります。

同時代でも異性愛の僧侶達は同僚の同性愛行為を批判していますが、生殖につながる一切の性行為を否定するユダヤ教起源の一神教と異なり、同性愛者を死刑にするという罰則は無く、従って世間から隠す必要性も無かったものと思われます。また、遊女と同様に少年に対しても中媒がいたことが分かっています。

戦国時代になると、同性愛は主君と家臣の間にも適用されるのが自明化します。【古代ローマと結婚】でも説明した同性愛関係と同じく、僧侶と稚児にも上下関係があるので、当時としては比較的自然な感覚だったのでしょう。一応念を押しておきますが「身分が上の者が下の者を犯す」というルールは男女間でも適用されていたので、男性同性愛だけが特殊というわけではありません。

男色の証拠が残っている戦国大名の中で最も有名な人物は、恐らく伊達政宗でしょう。現在でも仙台市博物館には正宗が只野作十郎という小姓に宛てた手紙が現存しています。伊達政宗は男色行為をする度に、自分の腕や股に傷をつけたという記録もあり、またそれを隠そうともしなかったようです。

ただし、武家の主君と家臣による同性愛は、肉体的な行為よりも精神性が重んじられたので、必

ずしも肉体関係があったとは限らないという説もあります。後世で関係があったとされる織田信長と森成利（森蘭丸）、武田信玄と高坂昌信（源助）などは確定的な証拠が無いとされています。グレイゾンなのは織田信長と前田利家で、加賀藩に伝わる『亜相公御夜話』では「信長と一緒に添い寝をした」ことを同僚に羨ましがられたという記述がありますが、性行為があったとする説と無いとする説があるようで、どちらなのかがはっきりしません。

## 日本と結婚 江戸時代

### 1. 江戸時代の特徴

江戸時代は戦国末期に当たる安土桃山時代に行われていた政策を徳川幕府が継承し、島原の乱（一六三七〜一六三八）などごく少数の例外を除いて、大規模な戦闘が約二五〇年間にわたって発生しなかったという希有な時期でした。

江戸幕府は幕藩体制を維持する目的で、戦争が起きにくい社会制度を整備していったわけですが、その主な政策は、

(A) 一六一五年に発布した『武家諸法度』によつ

て、新規の築城の禁止（以前からあった城の修理には幕府の許可が必要でした）、私闘の禁止、国主・城主・老万石以上の近習（きんじゅ）。主君の側で仕える者を意味する単語です）や物頭（ものがしら。足軽大将を意味する単語です）は幕府の許可無く結婚できず（政略結婚の禁止）、更にキリスト教を禁止しました。

(B) 一六六五年に成立した『諸宗寺院法度』によつて、僧侶が徒党を組んで争ったり、不似合いな事業（恐らく副業）を禁止しました。僧兵対策でしょう。

の二つでした。

江戸時代には戦国時代から各大名が行っていた新田開発が軌道に乗り、食糧が増産され人口爆発が起きました。あくまで推計に過ぎないのですが、一六〇〇年の段階で約一二〇〇万人〜一二二〇〇万人だったとされる人口が、一七五〇年の段階で三〇〇〇万〜三二〇〇万人まで増えていたというのが定説です。

人口の増加は食糧生産に従事しない、つまり農業以外の職業に就く人間の数を増やしました。武士だけでなく、職人や商人が増えた結果、以前よ

りも都市文化が発達しました。ただし、現在では士農工商という身分制度は江戸時代には無かったとされ、武士以外の階級は百姓（農村部の住人）と町人（都市部の住人）の二つに分けられていただけだったことが判明しています。

次に宗教ですが、徳川家康に登用された林羅山（一五八三～一六五七）の尽力によって、儒学の一派である朱子学の社会的地位が上昇したにもかかわらず、その影響は武士階級に限られました。また、羅山は神道と儒教を同一のものと見做そうとし、仏教を排撃しました。これは朱子学が仏僧によってもたらされた状況から脱却しようという儒家の試みで、儒仏分離と呼ばれます。

しかし、朱子学だけで無く対象を儒教全般に広げても、商人の石田梅岩（一六八五～一七四四）が説いた石門心学が儒教の影響を受けている程度で、禁教とされたキリスト教と併せて最後まで主流の宗教、あるいは思想にはなりませんでした。日本人の大半は相変わらず神仏習合の信徒だったのです。ただし、前述したように朱子学に関しては仏僧が教えていたこともあって、そこから断片的な教義が広まることもありましたが（後述）。

最後に武家礼法に関してですが、伊勢氏は【戦国期の結婚式】で紹介した伊勢貞丈（一七一八～一七八四）が多数の著書を発表して気を吐きまし

たが以後は振るわず、代わりに小笠原氏がオーソリティーと目されるようになります。

ところが、この小笠原氏の経歴がややこしく、まず室町時代に京都小笠原氏が弓馬師範として活躍するのですが、やがて子孫の小笠原長房が徳川家の旗本となり、更にその子孫が一七一六年に弓馬の古式を研究していた八代將軍徳川吉宗の命令で家伝の書籍を見せたのがきっかけで射礼（じやり）。弓競技の一種）に関与するようになります。

一方これとは別に信濃小笠原氏があり、戦国時代に武田信玄と信濃の覇権を争って敗れた戦国武将の小笠原長時が、小笠原流礼法の宗家と見做されています。ところが、江戸期にこの流派を流行らせたのは水島卜也（一六〇七～一六九七）という小笠原氏とは血縁関係の無い人物で、本人は水島流を呼称。これが武家以外にも取り入れられたため、少なくとも江戸前期から中期にかけて礼儀作法の基本となったようです。

## 2. 武士の結婚

前述したように、江戸期の大名などの支配階級には婚姻の自由はありませんでした。政略結婚をすることで大名同士が結合し、徳川幕府を脅かす存在になる危険性を排除するのが目的でした。これは各大名の家来も同様で、藩士は婚姻を行う際

に家老に対して「縁組願」を提出する義務がありました。

『武士の家計簿「加賀藩御算用者」の幕末維新』（新潮社、磯田道史）によると、婚姻が許可されるのにおおよそ三ヶ月かかり、「縁組願」に「付紙」という家老からのコメントがついて返ってくれば、結婚の許可が出たことになったようです。

婚姻の相手は、藩主、あるいは家老、そして同じ階級の武士達が問題ないと判断するような相手でなければ許可が下りなかったでしょうから、その吟味は慎重にされたと思われます。一般的に武家の結婚は禄高が同程度の家から相手を探すケースが多く、そうなる自然と親族婚が多くなったようです。この点で「同姓不婚」を原則とする中国の婚姻観と江戸時代における日本人の婚姻観は決定的に違います。

縁組み相手が近所に住んでいる場合は、家に呼んで様子を見たり、お土産をプレゼントして気を惹くこともあったようです。そして、大きなトラブルが起きなければ前述した「縁組願」が藩に提出され、結婚の許可が出た段階で縁組み（結納）が行われます。結納金は嫁入り婚の場合は新婦側に、婿入り婚の場合は新郎側に支払われていたことが分かっています。つまり、江戸時代になっても日本の上流階級は双系だったわけですね。

そして、ここから江戸期独特ではないかと言われる「熟縁」に入ります。結納が済んでもすぐに結婚式を挙げず、婚姻が無理なく可能かどうか（縁が熟す）を周囲が見守るのです。嫁入り婚の場合は女性が実家から何度か男性の家に来て、それで問題がなさそうだったら何日間か泊まって……といった感じで、徐々に両者の関係を馴染ませていくというもので、同意婚や処女性重視の人達からすると「お試し期間が上手くいかなかったら捨てられるのではないか？」と疑心暗鬼で頭が一杯になりそうな状況ですが、結納によって一応の担保はされている状態でしょう。それに、ここまで通して読んでいる方であればお解りのように、この熟縁は三日餅の長期バージョンにすぎず、独特なのは期間が長い点のみなのです。

これで問題が無いことが確認されると、嫁入り婚の場合は女性が嫁入り道具を持って男性の家に入ります。その後披露宴が開かれるのですが、金銭的な余裕がある場合は親族一同を呼んで料理屋から料理をとって盛大に行われたようです。

こうして妻あるいは夫は、夫あるいは妻の家庭生活するようになるのですが、少なくとも武家の場合は妻が実家と疎遠になる事は無く、むしろ彼女の父親が何かと嫁入り先に援助をするなどの形で一定の影響力を行使しました。更にそれほど身

分が高くない武家の妻は、初産の場合は里帰り出産をしていたようです。さすがに大名クラスの正妻になると実家に戻るわけにはいかず、嫁ぎ先で出産していたようですが、むしろこれは特殊例でした。

子供が産めない場合は離縁するケースもあったようですが、必ずしも離婚の条件では無く、養子がとられることもありました。養子縁組は政略結婚目的で、戦国期に頻繁に行われたものですが、江戸期には家禄を継ぐ、商店の経営を維持するという目的で、優秀と思われる男児を養子にとったり、婿として迎えることは普通に行われていたようです。

更に妻が死亡して墓に葬られると、彼女の墓碑銘は「夫の名前+妻 ○○家」と最後に実家の名前が刻まれました。つまり、江戸家の武家は原則として夫婦別姓でした。これは徳川幕府が朱子学を導入したために起こった現象のようで、この他にも江戸期になってから目立つようになった儒教的な風習というのが幾つかあります。その中でも現代まで続く奇習として有名なのが「ムサカリ絵馬」でしょう。

これは山形県村山地方で行われていた、未婚の子供を亡くした親が絵や写真で架空の結婚式を描いたものを絵馬として寺に奉納するという風習

で、儒教の冥婚と同じものです。ただし、冥婚（儒教）の様子を描いた絵馬（神道）を寺（仏教）に奉納しているというのがミソで、儒教・神道・仏教が混合している点に特徴があります。そして、このムサカリ絵馬の風習は江戸時代にまでしかさかのぼりません。つまり、これも朱子学を正学とした副産物と解釈すべきでしょう。

### 3. 農村の結婚

一方の農家ですが、こちらは相変わらずほとんどが村内婚かせいぜい隣村との婚姻でした。移動手段が徒歩で、しかも通行手形が無ければ旅行が不可能で、金銭的にも一生に何回か旅に出られれば良いというのが当時の農村ですから、そうならざるを得ないわけです。

ただし、前述したように江戸時代は新田開発が成功し、人口が爆発的に増加した時期なので、農村部は歴史上極めて珍しい皆婚社会になっていました。要するに結婚して子供を産んで労働力を確保すれば、それだけ耕せる田畑の量が増えるので裕福になれる可能性があるという状況下だったため、結婚できる男女であれば結婚して子供を作った方が得だということになっていたわけです。

従って重要なのは子供ができるかどうかで、できなければ簡単に離婚してしまいました。しかし

医療が発達していなかった江戸時代では、一説によると一〇歳までの児童の死亡率が約20%で、五人に一人の子供が生き残れませんでした。従って女性には多産が求められ、例えば江戸中期から後期にかけての濃尾地方(現在の岐阜県から愛知県)では、一人あたりの女性の平均出産数は5.81人でした。逆に言うと、これぐらい産まなければ村内婚が成立しないのです。子供を産む順番は最初に女兒、次は男児が理想とされ、今でも「一姫二太郎」という慣用句が残っています。また、戦国時代同様に産まれすぎた子供は殺害されていました(間引き)。嬰兒殺しに対する罪悪感はそのほど強くなかったようです。

婚姻年齢は西高東低で、西に行けば年齢が高く東に行けば低くなる傾向がありました。当時の東北地方や関東地方では冷害による飢饉がしばしば起こっていたため、結婚して子供を作らないうちに飢饉が起きればその家が断絶してしまうこととなります。

それだけでなく当時の農家は小規模でした。新田開発がブームになった際に、大家族で田畑を耕す中で隷属的な地位に甘んじていた人達が、四五人の小所帯で自立した結果だと言われています。以上の理由から、小規模農家は子供が産まれなければ簡単に断絶しました。西日本の農村でも

約一三〇年間ほどの間に四割の農家が断絶した地域があったことが分かっています。

こうして耕す者がいなくなった農地を手余地(てあまりち)と言います。手余地を放置しておくと武士の収入が減るため、各藩では他の場所から人を連れてきて耕させました。これを入百姓と言います。あるいは多産の家が分家して手余地を確保することもありました。

このような事態が続くと、分家を出せる家の人間が一村を独占してしまうこともあり、その宗家が豪農だった場合は武士にとって侮りがたい存在になりました。武士と同様に、こうした農村では親族婚が常態化し、特にいとこ婚の比率が高かった事が分かっています。これも儒教社会、あるいは現代日本でもあり得ない状況でした。

それでは、具体的な農家の婚姻方法がどうだったのかというと、地域によって大きなばらつきがあったようです。その中でも有名なのは西日本で発展した若者組と娘組(若者宿と娘宿などの別称があります)でしょう。

若者組の場合、一定年齢になった村内の男見全員、あるいは長男のみが加入し、先輩達の指導で様々な共同作業に従事しました。この中に異性とのお交際も含まれており、同じように女性が娘組を作っている場合は、相互交流を行うことで結婚し

たい相手を見初めていったようです。従って江戸期の農村では恋愛から結婚に発展するケースはあっただろうというのが通説です。ただし、武家と同様に親が結婚相手を決めてしまうケースもありました。

婚姻までの流れも多様で、武士同様に「熟縁」がありました。つまり、新郎なり新婦なりが少しずつ相手の家に馴染んでいって、最終的に同居するというパターンで、妊娠が決定打になるケースも少なくありませんでした。また、前述したように子供ができない場合は簡単に離婚してしまいました。ただし、婚姻後一〇年以上の夫婦が離婚するケースは少なかつたことも分かっています。

若者組や娘組が組織されている地域では、結婚を期に脱退しました(一定の年齢が来れば、自動的に脱退していた地域もあったようです)。婚姻が決まると、村を管理している庄屋、あるいは名主が「所請状之事」という書類を書きました。これを人別送り状と言います。

前述したように江戸幕府はキリスト教を禁止し、これを徹底させるために寺請制度を作りました。寺請とは寺院に寺請証文を発行させ、武士階級以外の者がキリスト教徒で無いことを証明させるといったものでした。こうして各人の所属する宗派を調べることを宗門改と呼びます。

江戸幕府はこれと平行して人別改めという人口調査をやっていたのですが、こちらは夫役という無償労働を強制する税の一種を課す目的がありました。やがて宗門改と人別改めは一体化し、宗門人別改帳となつて一七七一年以降には定期的な作成が義務づけられました。このお陰で、宗門人別改帳が残っている地域では、現在でも当時の人口動態調査が可能なのです。よく言われている通り、実は当時の状況が一番分らないのは宗門人別改帳に登録されていない武士階級でした。

人別送り状は、この宗門人別改帳の規則に則つて発行されました。たとえば、ある女性がAという村からBという村に嫁いだとしましょう。するとA村を管理している庄屋が人別送り状を書き、その女性がキリスト教徒ではないこと、A村の宗門人別改帳から彼女の名前を消すので、B村の宗門人別改帳に書き加えて欲しいという旨を書いてB村の庄屋に送ります。

これと同時に、この女性の寺請証文を発行していたA村を管轄する寺院は「離旦証文」を発行します。こちらは女性が寺院の旦那（だんな。僧侶による檀家の呼称でした）を外れるので、嫁ぎ先にある寺院の旦那に加えて欲しいというもので、B村を管轄している寺院に送られました。

このように、江戸幕府による農民の管理は、庄

屋や名主という農村部の代表者や僧侶を利用して、比較的厳密に行われていました。

さて、農村、若者組、結婚とくれば夜這いと言及せざるを得ません。夜這いとは深夜に性交目的で相手の家を訪れるという風習……ということなのですが、実はよく分かりません。一九三八年（昭和十三年）に岡山県の山村で起きた、日本史上類例の無い大量殺人事件、いわゆる「津山事件」の犯人が、結核にかかつて徴兵検査に事実上不合格だったのをきっかけに、それまで夜這いの関係だった女性達から肉関係拒否されるようになったのが犯行動機の一つだったとされており（異説があります）、少なくとも岡山の山間部では昭和の初期までこの風習があったのではないかと考えられています。

しかし、若者組とセットで語られる夜這いは【バハオーフェンとエンゲルス】でも説明した、性行為連続性愛者によるユートピア幻想に満ちたもので、夜になると複数の男女が性行為をしていたとか、乱婚だったとか、若者組が未亡人を共有していたとか、根拠が無いかあっても薄いものしか出てきません。特に最後のパターンになると、誰がどう考えても未亡人が若い男をどんどん食い散らかしていったと思えません。【古代ローマと結婚】でも説明しましたが、セックスは経験者の

方がイニシアティブを握り易いので、若い男性が年上の女性を意のままに操る事は、男性が相当の経験を積んでいるか、よほど相手の性経験が貧弱で無い限りあり得ないからです。

とりあえず、現在でも夜這いの風習が残っている国（ブータン王国の山間部など）の情報と、日本の記録に残っている夜這いの情報を繋ぎ合わせると、

(A) 祭りの日などに女性と会って事前アポイントを取ってから夜這いに行っていた。女性には拒否権があった。

(B) 若い男性がグループを作り、適当に女性がいる場所を割り振ってアポイント無しで夜這いを試みた。女性には拒否権があった。

(C) 村の大人が総出で家を空ける時期とこの間があり、そうしたタイミングでアポイント無しで夜這いを実行した。女性には拒否権があった。

(D) 女性の方から夜這いOKという申し込みがあり、それに従って夜這いを実行した。

などのパターンがあるようですが、特に(B)や(C)は一歩間違えれば強姦ですし、日本ではかなり長い期間にわたって強姦は窃盗や不倫より

夜這いは謎の多い風習で、恐ろしくくつもの形式があったのだからと推測されていきます。また、その中には強姦が含まれていた可能性が否定できません。



も軽い罪だと認識されていたということを失念してはならないでしょう。

#### 4. 町人の結婚

江戸時代は人口爆発が起きたため、都市部の人口も増加しました。ただし、農村部の人口が減り、その分だけ都市部の人口が増えたわけでは無いので、いわゆる町人の比率は低く、江戸中期以降でも6%程度だったのではないかと推計されています。農村部の人口が84%、武士階級が7%、僧侶や被差別民が残りの3%と推計されているので、仮に武士が全て都市部に居住していたとしても、都市部の住民は全体の13%~15%程度だったようです。従って人口が三〇〇〇万人だとすると、最大でも四五〇万人程度だったことになります。

さて、この町人ですが富裕層から貧乏人まで様々で、当然のことながら婚姻の方法も異なりました。ただし、圧倒的な数を誇り、なおかつお互いが顔見知りだった農村部に比べて結婚することが難しかったのは間違いなく、室町期同様に仲人が縁を取り持つケースも少なくなかったようです。仲人の仲介料は高額で、持参金の一割が相場でした。たとえば、女性が一〇〇両の持参金を持って嫁入りした場合は、仲人が一〇両の手数料をもたせられるというもので、一攫千金のチャンスがあっ

たため詐欺事件も起きました。

貧困層を形成する町人の多くは農村からの年季奉公でした。小所帯になった農家には、遺産相続の理由から主に次女や次男や三男を家においておけない事情がありました。親はつてを頼って奉公先を探し、子供達を預けて口減らしを行いました。親が農閑期に都市部で労働していれば、比較的早くから奉公先の目星がつく場合もあったようです。また、年季奉公という制度が成立したのは、前述した宗門人別改帳という一種の身元保証制度があったからでした。

奉公先として有名なのは商人の丁稚、あるいは小僧で、だいたい一〇歳から住み込みで働き始めますが原則無給でした。代わりに商人になるために絶対に必要な読み書きと算盤を習うことができました。一人前と見做される手代になれるのは最低で一〇年後とされ、番頭まで上がって店の切り盛りができる、あるいは独立して商売ができるのは三〇歳を超えてからでした。しかも、手代や番頭になれるのは丁稚や小僧の中でもごく少数に過ぎませんでした。従って、結婚も難しかったものと思われま

一方、女性の奉公先には女中があり、裕福な農家の娘が豪商に上女中（炊事や掃除を担当する役割でした）として奉公する場合は結婚前の行儀見

習いという位置づけでした。そこで数年間女中として働き、妻としての礼儀作法を身につけた女性は、奉公先の口利きで商家の嫁として娶られることもありました。

裕福な町人であれば、娘に婿養子をとらせて商売の後を継がせたり、逆に娘を嫁ぎ先に送り出しました。前者の例で恐らく最も有名なものが、江戸時代に全国を測量して正確な日本地図を作った伊能忠敬（一七四五~一八一八）でしょう。父親の神保貞恒も婿養子で、妻（つまり忠敬にとっての母親）の死去を機に入り婿先を離れ、忠敬も青年期まで各地を転々とする生活でしたが、酒造家の伊能家で次々と男子が死亡するという不幸が起き、養子として白羽の矢を立てられました。

次に娘が嫁入りする場合は、持参金を持たせました。これは古代ローマのシネ・マヌ（無手権婚）と同様の決まりで、持参金の権利は嫁にあり、夫は手をつけることができませんでした。また、離婚をする場合は持参金を返済するのもシネ・マヌと同じで、従って多額の持参金を持ってきた嫁と容易に離婚することは困難でした。このように江戸時代の商家は夫婦別産制であり、女性に権利がないとは言えませんでした。生家が裕福であれば女性だからと言って虐げられるとは限らないというのは平安時代から変わらず、娘の幸せは父親次

第で大きく左右されたようです。

一方の嫁がれる側から嫁ぐ側に送られる結納金ですが、江戸では嫁ぐ側が半額返済するという不思議な習慣がありました。大阪方面では結納金の約三分の一を使って土産物を購入し、持参する風習があったようです。

しかし、このような恵まれた結婚ができる人の数は限られました。繰り返しになりますが、江戸時代の都市部は農村と異なり皆婚社会ではなく、一説によると江戸における婚姻率は五割程度だったと考えられています。ただし、この中には武家も含まれていました。武家の次男や三男は養子として入り婿できなければ、自分から逃げ出さない限り、死ぬまで実家での生活を強いられました。これを部屋住みと言います。彼らはあくまでも長男のスペアのような存在として、たとえ大名家の子息であっても冷遇された生活を送っていました。このような男性達が女性と（あるいは男性と）肉体関係を持つと思うたら、もつとも手っ取り早い方法が売買春ということになります。

## 5. 江戸の売買春

一五九〇年に徳川家康が江戸に入り、一六〇三年に征夷大將軍に任じられると、江戸は首都として急速に整備されることとなります。また、発展

前の江戸は漁業と塩業（最も有名なのは行徳塩ですが、これは現在の千葉県市川市、及び浦安市に該当する地域で作られていました）ぐらいしか特産物がなかったため、多数の物資を船で運び込み、更にそれを河川や運河を利用して内陸部まで届ける必要がありました。江戸が急速に発展することが可能だったのは、市街地と並行して開発していた運河網による輸送力が高かったからだという説があるぐらいです。

また、甲州街道、奥州街道、東海道、中山道、日光街道のいわゆる五街道と呼ばれる基幹街道も整備されたため、陸路での人の移動も容易になります。こうなると売買春が活発になるのは今までの歴史からも明らかで、実際に江戸では売買春が盛んに行われました。

江戸時代の初期、娼館は常盤橋（元々江戸にあった娼館）、麴町（京都六条からの移転組）、鎌倉河岸（駿府弥勒町からの移転組）の三カ所を中心に軒を並べていたようですが、やがて元誓願寺前（現在の東京都千代田区神田須田町近辺？）に集中します。これは娼館側が自ら望んでそうしたというよりも、江戸を整備する関係で幕府によって何度も移転させられた結果でした。

これでは商売にならないと考えた経営者達は庄司甚内という人物を代表に立て、一六一二年に「傾

城町取り立て願い」を幕府に提出します。すると、それから五年後の一六一七年に庄司が評定所に呼び出され、葺屋町（現在の東京都中央区日本橋人形町）に遊郭を作る許可（傾城町免許）が発行されました。その代償として、遊女屋をこの地区以外に開設しない、違法な遊女屋を発見した場合は通報する、客を連泊させない、遊女の衣裳に金銀などの箔は使わず、紺屋染めを用いるなどの条件が設けられました。

この幕府から下げ渡された葺屋には葺茅が生い茂っていたため、葺原（よしはら）と呼ぶようになりまし。そこから縁起を担いで吉原と字を変えたものが現在では「元吉原」と呼ばれる遊郭です。元吉原は最盛期で一六〇軒の店があり、約一〇〇〇人の遊女が在籍していたと言われていました。

この吉原の最大のライバルが湯女（ゆな）でした。彼女達は風呂屋女とも呼ばれ、昼間は風呂屋（銭湯）で「お背中を流しましょう」などと言って身体を洗ってくれ、夜になると化粧をして着替えて、三味線を弾いたり歌を歌う私娼に変身するというのが大いに受けました。特に江戸では丹前風呂が美女を揃えていることで有名で、ここに通う旗本奴や町奴など、今で言うところの不良達のファッションを丹前風と呼称するぐらい高い知名

## イラスト／うすくち

吉原は客と遊女の中に擬似的な夫婦関係を作るという特異な方法で人気を得た遊郭でした。一人の遊女と肉体関係を持った客が、別の遊女と肉体関係を持ったことが発覚すると、リンチされるか法外な罰金をとられました。



度を誇りました。私娼を認めない幕府はたびたび禁止令を出したのですが、取締りの効果は薄かったようです。

しかし、一六五六年に元吉原が町奉行書の命令により移転を命じられると、その条件の一つに風呂屋の取り壊しを加えました。そこで娼館は浅草寺裏の日本堤へ転地することになります。これが後に新吉原と呼称されました。ちなみに、湯女を置いていた風呂屋は二〇〇軒も打ち壊され、江戸では事実上営業ができなくなりましたが、大阪などでは幕末までこのタイプの娼館が続いていたようです。

吉原は二〇〇年近い歴史があるため、在籍した娼婦も時代によって大きく変わっており、その全てを説明することは紙数の関係から不可能です。とりあえず大まかに言うと、客層が大名から富裕層に属する町人、そこから更に平均的な町人に移っていったと考えられています。

吉原の特徴は客が遊女と疑似夫婦関係を結ぶ点にあります。客は初回、裏、馴染みという順番で同じ遊女を三回呼ぶことで、初めて彼女とセックスができました。これは、平安時代の結婚の儀式で男性が女性の元に三日間通うのと同じ意味があったようです。ちなみに、初回は話してもらえず、二回目はようやく「客人」と呼んでももらえ

る程度でした（異説があります）。

更に客は一度疑似夫婦関係を結んだ遊女を変えることができませんでした。他の遊女と関係を結んだことが発覚すると、法外な罰金を取られたといえます。そして、性行為自体は取り立てて面白みがなく、プロと遊んだ感じがなかったようです。現在であれば、キャバクラで疑似恋愛をした上でセックスができるようなサービスだったと思われるかもしれません。しかし、疑似夫婦関係が客に受けたのは間違いないように、吉原は後述する他の私娼との競争に打ち勝ち、幕末まで日本最大の遊郭であり続けました。

また、この遊びにはまりすぎて、遊女と心中する者もいたようです。中でも寄り合いと呼ばれる身分の高い旗本だった藤枝外記が、一七八五年に綾絹という遊女と心中した事件は江戸で話題になり、「君とぬやるか（寝ようか）五〇〇〇石とるか、なんの五〇〇〇石君とねよう」という唄が流行しました。これは、外記が四五〇〇石の旗本という身分を捨てて遊女と心中してしまったために藤枝家が改易されたからで、大名に次ぐと言っても良いほどの地位よりも遊女を選んだ外記にある種の人間らしさを感じ取ったからでしょう。つまり、江戸の男性は外記の行動に共感していたのです。

さて、その疑似恋愛の対象となった遊女です

が、前述した年季奉公という形で働かされていた。年季は二七歳までという決まりがありましたが、他の奉公と異なり、自分の意思で店を移籍したり辞めることは不可能だったようで、実質的な奴隷労働でした。途中で解放されるには、身請けといって金銭の支払いが要求されました。この金額ですが、客が払う場合は高額に、親族が払う場合は低額になったようです。更に年季が明けた後も遊女が吉原に残りたい場合は、遣り手婆のよくな形で再雇用されることもありました。

また、遊女が吉原で出産した場合は、産まれてきた子供が女性なら一〇歳から禿（かむろ。遊女見習いの女兒をさす単語です）として高級遊女の元で働き、やがて新造という水揚げの済まない遊女となって、最終的に遊女として働きました。

この新吉原に対抗したのが違法な私娼でした。彼女達は主に岡場所という私娼窟を中心に活動しましたが、そのほとんどが寺社地か門前地（門前町屋）、つまり寺院の近辺でした。これは寺社領の管轄が寺社奉行だったため町奉行が介入できないという、当時の法律の欠陥をついたものだったようです。著名な私娼には以下のようなタイプがありました。

(A) 偽比丘尼

尼僧のコスプレをした娼婦です。

(B) 提げ重

提げ重箱に餅や饅頭を入れて売り歩きつつ、出先で売春するという娼婦です。女犯が発覚すると罰せられる僧侶などが主な客だったようです。

(C) 船饅頭

隅田川の船中で、饅頭を売るふりをして売春をしていた娼婦です。

(D) 夜鷹

夜鷹屋という元締めから衣裳とむしろを借り、夜間に屋外で客の相手をしていった娼婦です。辻姫という異称がありました。

(E) 飯盛り女(いもりおんな)

板橋、品川、千住、内藤新宿といういわゆる江戸四宿の旅籠(旅館)にいた給仕兼娼婦です。この当時は四宿が江戸の範囲内になかったために、幕府からも売買春を黙認されていました。

江戸期にはこれ以外にも、全国各地の主要な城下町や船着き場に遊郭がありました。これらのいくつかは、現在も風俗街として現存しています。

## 6. 側室と大奥

江戸時代は戦国時代と同様に、売買春だけでなく妾(側室)も公認されていました。また、戦国時代と同様に、妾が妻(正妻)と同居している場合があります。これが朱子学の影響なのか、あるいは戦国時代の名残なのかははっきりしません。平安期から鎌倉期が妻妾別宅だったのに比べると、リスクの高い方法だったと言えます。

江戸期における妻妾同居の最も典型的な事例は大奥でしょう。大奥とは本来中国の後宮に該当する単語で、城主が家族と生活する空間を指しましたが、現在では江戸城で徳川家将軍が妻妾と共に生活していた空間という意味になっています。

この大奥ですが、当初は城内の公私の区別が明確ではなかったようです。はっきりしたのは二代将軍徳川秀忠(一五七九〜一六三二)在任時の一六一八年に大奥に壁書(へきしよ。壁に貼りだした文書)が出されてからでしたが、側室はいませんでした。正室(正妻)だった江(ごう。一五七三〜一六二六)が非常に嫉妬深い女性だったからです。また、江の方が秀忠よりも六歳年上である事にも注意してください。江戸期に入っても、上流階級では相変わらず女性差別の分かり易い事例である、女性の年齢が極端に低い年の差婚

を行って「いない」のが分かります。

江は織田信長の妹である市の娘で、佐治一成、豊臣秀勝との結婚歴があり、秀忠は三人目の夫でした。秀忠との間には二男五女の子供をもうけており、正室(御台所と呼称されました)としてのつとめは十分に果たしています。ちなみに、江戸時代に徳川家の正室が世継ぎを産んだ例は彼女しかいません。

これも良く知られているように、秀忠は静という女性に男児を産ませており、これが後の会津藩藩主、保科正之になるのですが、側室を待たずには正妻の許可が必要という当時の条件を江がどう考えても呑むはずがないため、彼女を手元に置いていません。

このように、将軍にさえ遠慮をさせるほど強い江でしたが、彼女に強力なライバルが現れます。春日局(本名は福ですが、本書では春日局と表記します。一五七九〜一六四三)です。春日局は江が産んだ長男、竹千代(後の三代将軍徳川家光)の乳母として徳川家に雇用された女性ですが、竹千代が弟の国松(後の徳川忠長)と家督争いになった際に、家光が選ばれるように活動したことによって家光から絶対的な信頼を得たという説があります。少なくとも江が死去すると家光の正室である鷹司孝子を差し置いて大奥の支配者となり、

イラスト／眠井 ねる

大奥で将軍が御中臈と性行為する場合は、傍らに御添寝役と御伽坊主という役職の女性二名が同席して、行為中の会話に聞き耳を立てていました。



老中と呼ばれる將軍の補佐役以上の権勢を振るいました。これは家光と鷹司孝子の夫婦仲が險悪という特殊な事情によるものでしたが、まだ林羅山が朱子学を奉じていた最中とは言え、やはり上流階級において女性が差別されていなかったことを証明する事象だと思われまます。

また、家光と春日局は日本史上でも比較的珍しい行為に手を染めています。双系制の否定です。これは前述したように家光と鷹司孝子の不仲によつて偶然生じたもので、具体的には側室が産んだ子供を正室の養子にしないという手続きが該当します。つまり身分が低い側室が、そのまま將軍の生母として認められてしまったのです。

具体的には四代將軍・徳川家綱の生母である宝樹院（現在の栃木市で生活していた農民の娘）、五代將軍・綱吉の生母である桂昌院（公式には本庄家の出自ということになっていましたが、生前からより低い身分の出自だと思われていました）、甲府宰相・徳川綱重の生母で、六代將軍・徳川家宣の祖母にあたる順性院（京都の町人の娘）などが該当します。後の五代將軍家綱の側室である瑞春院（黒鍛Ⅱ土木作業員の娘）も該当するかも知れませんが。

中でも桂昌院は女性としては最高位の従一位を朝廷から送られました。ただし【天皇と采女】の

項目でも説明したように、このような状況は父系が極端に重視されなければ起きません。このケースでは、繰り返しになりますが將軍である家光が妻の孝子をないがしろにした事が原因であつて、以後の幕府ではこの傾向が修正されていくこととなります。

その流れで主導的な地位を握つたのが六代將軍徳川家宣の正妻で、藤原北家嫡流の近衛家当主の娘、近衛熙子（このえひろこ。一六六六―一七四一）でした。家宣の在位期間は三年と短かつたものの、熙子は父親の基熙（もとひろ）を江戸に呼んで幕府の礼法を公家風に直し、更に大奥の制度も改革して権力を握ると、七代將軍で側室の子供だった家継が夫と同様に在位三年、わずか七歳で死去した段階で、後継者に紀州藩主だった徳川吉宗を推挙し、これを実現したという説があります。恐らくこのため、吉宗在任期間も彼女は破格の厚遇を受けました。

熙子が父親と整備した大奥ですが、まず彼女とは無関係に御台所は公家・宮家・天皇家から選ばれました。これらの出自でない場合は、一旦公家などの養女にしてから將軍家に嫁がせています。いずれにせよ、將軍には結婚相手を選ぶ自由はほぼありませんでした。この点では、他の武家とそれほど違いがありません。

次に側室ですが、御中臈（おちゅうろう）と呼ばれる將軍、もしくは御台所の身の回りをする女性の中から選ばれました。ここからややこしいのですが、この御中臈は大奥に務める女中の中から容姿や家柄が優れている者を、御年寄（おとしより）と呼ばれる大奥の中で二番目に位の高い女中が選ぶ仕組みになっていました。御年寄は原則として將軍付き、御台所付きの二名がいて、その地位は老中に匹敵するものでした。

將軍が御中臈とセックスをしたいと思つた場合、その旨を御年寄か御伽坊主（おとぎぼうず。坊主という名前ですが剃髪した女性です）に告げることで同衾の準備が整えられました。ただし、その御中臈が御台所付きの場合は、將軍付きの御年寄が御台所付きの御年寄にその旨を伝え、御台所から將軍に御中臈を献上するという形で同衾の準備が整えられました。また、將軍が御中臈よりも位階の低い女中を見初めた場合、彼女を御中臈に引き上げてから同衾の準備がされたようです。

大奥独特の制度はここからで、將軍と御中臈が性行為をする寢室の御下段（ごげだん。下段の間の丁寧語で、臣下が控える場所を指します）で御年寄と別の御中臈が宿直します。更に、寢室には寢床に背を向ける形で別の御中臈と御伽坊主が座っており、性行為中の会話を一言残らず聞いて

いました。このような役割を申しつけられた御中臈を御添寝役と言って、將軍のお手つきにあった者が選ばれたと言います。御添寝役は翌朝になると、御年寄に一部始終を報告しました。一方の御伽坊主には御添寝役の発言が正しいかどうかを保証する役目がありました。

このような制度が確立したのは、前述した家綱の側室である瑞春院が、性行為中に「おねだり」をして、自分の一族を取り立てさせようとしたからだと言われていますが、彼女の父親が大出世をしたという記録はありません。ただし、性行為中の言動を監視する目的があったことは確実でしょう。

いずれにせよ、將軍のお手つきになった者は「汚れたお方」と陰口をたたかれました。嫉妬です。更に御台所と側室、あるいは側室同士の反目も激しかったと言われています。妻妾同居の分かり易い弊害でしょう。

同様の事態は下級の武士でも起こりました。恐らく最も有名なのは、幕末から明治にかけて活躍した勝海舟（一八二三～一八九九）と彼の妻だった民子の関係だと思われます。

女好きだった海舟は、幕末期に江戸幕府から取り立てられると、家の外で次々と浮気を繰り返し、子供ができると自宅に連れてきて民子に育てさせ

始めます。しかも、それに飽き足らず、新たに手つけた女中の増田糸と小西かねという二人の妾も自宅に連れてきて、彼女に面倒を見させたのです。民子は海舟の死後六年後に逝去したのですが、遺言は「頼むから勝のそばに埋めてくれるな。私は小鹿（早世した息子の勝小鹿）の側がいい」というものでした。

当時は武士だけでなく裕福な農民や町人層も妾をとることがありましたが、大半は昔ながらの妻妾別居式だったようです。比較的身分の低い武士から出世した勝のようなケースでは、武士の妻と言っても同様の感覚だったようで、民子は夫が妾を連れてきたことに対して愛想を尽かしていたのでしょう。

## 7. 江戸時代の離婚制度

江戸時代の離婚制度は、一七四二年に仮完成した『公事方御定書』で制度化されますが、もちろんそれ以前にも離婚はありました。離婚には俗称を三行半という離別状が必要で、これを書く権利があったのは夫だけというのは、ユダヤ教のゲットと同様です。また、この文章が再婚許可証を兼ねているのもゲットと同様でした。

ただし、夫が一方的に妻を離縁していたわけはありません。前述したように、江戸期の農村で

は離婚は頻繁に行われており、仮に妻からの離婚申し立てがあった場合、夫は素直に応じるのが当然とされてきました。また、夫が離婚に応じなくても、以下の条件さえ満たせば妻側が離婚を成立させることが可能でした。

- (A) 夫が妻の承諾を得ずに、彼女の持参金に手を出した場合。江戸時代は夫婦別産制なので、妻の持ち物に夫が手を出すことは許されていませんでした。ただし、この方法で訴えることができたのは妻の父親でした。
- (B) 別居もしくは音信不通の状態が三～四年続いた場合。妻が奉行所に訴えれば、再婚を許可されることがありました。
- (C) 妻が髪を切って離縁を願った場合。ただし、願ひ届けが虚偽だった場合、妻は罰として頭の毛を剃られました。
- (D) 夫が家出をして一年が経過した場合。
- (E) 妻が比丘尼寺（通称縁切り寺）に駆け込んで三年が経過した場合。

江戸幕府が公認していた縁切り寺は、鎌倉にあった東慶寺と上野国新田郷（現在の群馬県太田市）にあった満徳寺の二つでしたが、距離の問題から東慶寺が多用されました。また、どちらも遠

くて駆け込めない場合は、地元の権威のある屋敷に駆け込んで縁切り寺の代わりにしたようです。

岡場所の項目でも説明したように、寺院は社奉行の管轄であるため町奉行は介入できず、幕府から公認されている寺の権限は強力でした。妻がこの駆け込み寺に入ると、寺はまず妻の親族を呼んで復縁を説得し、それができないと離婚調停を行いました。これに夫が応じた場合は妻が寺で生活する必要は無く、通常の手続きで離婚が可能でした(要するに、夫に離別状を書かせるわけです)。

しかし、それでも夫が離婚に応じないと、寺が夫に対して「寺法離縁状」という三行半の一種を強制的に書かせて離婚を成立させました。縁切り寺と言われる所以です。その代償として、元妻は東慶寺の場合は二四ヶ月間、満徳寺の場合は二五ヶ月間を、滞在費を払って尼と同じ修行をしながら過ごす必要がありました。

離婚の慰謝料ですが、離婚を言い出した方が支払うことが通例とされました。妻から離婚を申し出た場合は、持参金を慰謝料の代わりとするケースもあったようです。婿入り婚の場合は、夫が結婚金を返却するケースもありました。子供がいた場合は話し合いで養育権を決めたようです。

江戸時代の離婚で特徴的なのは、婚姻前あるいは何か夫婦間のトラブルがあった後で、夫が妻に

対して予め離別状を書いて渡しておくというもので、先渡し離縁状と呼びます。これを書かせた妻は、夫に対してイニシアティブを握っていたと言えそうです。次に妾に対する離別状があったことで、これは一夫一婦+妾制が公認されているために起きた事態でした。

同様に現在と異なるのは浮気の扱いで、武士は妻敵討ちが許されるのに対して、庶民が同じ事をしたら重罪に問われました。従って、農民か町人の場合、妻の浮気に対しては離婚が妥当な解決方法とされました。また、たとえ武士であっても、妻敵討ちをすることは不倫を認めたのと同じなので世間体が悪いとされ、内々で浮気相手に賠償金を支払わせ、妻と離婚するのが妥当な方法として実行されていたようです。更に、武家が離婚する場合は、幕府あるいは各藩の大名に対して離縁届を提出する必要がありました。その代わり、離別状を書く必要性は無かったです。

この他に、江戸中期には廃れてしまった過激なイベントとして後妻打ち(うわなりうち)が挙げられます。これは離婚した夫が一ヶ月以内に再婚すると、前妻が後妻に対して使者を送って後妻打ちの日取りを教え、当日までに金を払うなどして女性を集めて後妻宅に押しかけ、待ち構えていた後妻側(こちら当日までに女性を揃えていたよ

うです)ともみ合いになり、家財道具を破壊するなどして、最終的にこれを双方の仲人と侍女房が仲裁した、というものです。

このような騒動を起こしたのは、まず村内婚のように手近な人間と結婚をしていたからで、前妻と後妻が顔見知りだった可能性が高かったのではないかと考えられています。次に注目すべき点は仲裁係として侍女房、あるいは侍女郎が登場している点で、これは武士ではない階級の婚姻儀式にも侍女房が関与していたことを示唆しています。

## 8. 江戸時代の同性愛

江戸時代も戦国時代に引き続き同性愛は社会から公認されていました。男色は武家の作法と混合して衆道と呼称されるようになり、年長者を念者、年下の者を若衆と呼称するようになります。古代ローマと同じように、衆道では年上は犯す役、年下は犯される役という役割分担がありました。また、それは武士道に沿ったものだという建前がありました。つまり、男色によって武士の本分を忘れたり、主人への忠誠心が下がったり、恋のいざこざで刃傷沙汰になるのは言語道断で、こうした事件が起きると同性愛を禁止する法律が出されました。

江戸期における同性愛の特徴は公然と男色系の

売買春が行われていた（男娼の存在は室町時代から確認できたそうです）ことが確認できる点で、若衆歌舞伎と陰間茶屋が代表的な男娼の拠点となります。

若衆歌舞伎は【ルイス・フロイスの見た日本女性と売買春】で説明した遊女歌舞伎と平行して行われていたもので、少年達が歌舞伎踊りを踊るというものでした。もともと彼らの大半は男娼であり、踊りの場は一種の顔見せという扱いでした。現在と同様に当時も全人口に占める男性同性愛者の数はそれほど多くなかったようで、遊女歌舞伎が全国的な広まりを見せたのに対して、若衆歌舞伎が流行したのは江戸、京、大阪の三都に限定されたようです。

しかし、遊女歌舞伎は一六二九年に幕府から禁止されてしまいます。若衆歌舞伎も一六五二年には禁止されました。この後、役者の前髪を剃り落とした（元服した意味がある）野郎頭の男性が演じる野郎歌舞伎が行われるようになりますが、まだこの状態でも男色は続けられたという説があります。

次に陰間ですが、元々は歌舞伎で練習中の少年を「陰の間の役者」と呼んでいたのが、彼らが男娼としても働いていたので、これを意味する単語に変化しました。従って、陰間と言えば若い男娼

を指します。陰間茶屋はこうした役者兼男娼が在籍する娼館で、当初は芝居小屋と隣接していましたが、やがて専業のものも出現したと考えられています。

陰間茶屋の特徴は高額だったことで、この点は古代ローマの男娼と同じでした。しかし、それが原因だったのか、次第に人気がなくなつたようです。だからといって同性愛が消えるわけもなく、幕末までその存在を記録から確認することができました。

## 明治から現代までの結婚

### 1. 明治政府と宗教政策

一六八七年の大政奉還により国家の主導的地位を喪失した江戸幕府に替わって成立した明治政府は、薩摩藩と長州藩を中心に構成され、天皇親政を理念とし、近代化を目指した国家でした。ただし、新国家の思想的な背景の一つになっていたのは、水戸学、古学（国学）、復古神道といった排外的な学術体系でした。

【江戸時代の特徴】で述べたように江戸期の正学とされたのは朱子学でした。その主導者だった儒学者の林羅山は、仏僧が伝えた朱子学を独立させるために儒仏分離を唱えて仏教を排撃します。

この他に羅山は神儒合一を唱えて神道に接近していました。しかし、誰でも分かることですが、儒教と神道を合体させてしまえば、神道の事実上のトップである皇室に儒教的な服従を要求する価値観が形成される危険がありますし、実際にそのような事態が発生します。

一方、これとは別に江戸中期から古代日本の様相を知る目的で、文献研究を行おうという一派が現れます。彼らはこれまでの儒教や仏教など中国伝来の学問に偏重した学術的傾向に対して反感をいしは反省の念を抱えていることが多かったようで、やがてこうした理念を持つ学者達の研究成果は、古学あるいは国学と呼ばれるようになります。この二つはやがて水戸藩が行っていた『大日本史』という歴史書の編纂に関わった学者達によって混合され、水戸学として体系化されました。

一方、古学の方は宗教家の平田篤胤（ひらたあつたね。一七七六～一八四三）が、これを元に様々な宗教やオカルトの断片情報をカラーージュして、復古神道、古神道、あるいは平田神道という独自の信仰体系を築き上げます。この辺は厄介なので念を押しておきますが、古神道はあくまでも十九世紀に成立したものであって、名前とは裏腹にかなり新しい宗派でした。

前述したように、これらの思想体系は排外的で、

仏教、キリスト教、儒教などの輸入思想に対して強い敵意を抱いていました。この流れが明治政府にもたらされたのは、国学者の玉松真弘が平田篤胤の養子である平田鐵胤（ひらたかねたね）と一緒に、当時懇意にしていた公家の岩倉具視を通して、最終的には天皇を中心とした神道による祭政一致国家の樹立を目指していたようです。

これが一八六八年の太政官布告、いわゆる「神仏分離令」によって爆発し、それまで神仏習合だった寺院から神道的要素と仏教的要素を分離して、仏像や仏教施設を破壊するという暴挙が主に平田派主導で行われます。これが廃仏毀釈です。更に一八七一年になると国は寺院の領地を取り上げこれを国有化します。こうして、それまで檀家がなるとも領地からの収入で運営ができていた多くの寺院が廃寺されていくことになります。特に薩摩藩（現在の鹿児島県）の廃仏毀釈は常軌を逸したもので、一八七四年の段階で寺院数が一〇六六あったものが〇に、僧侶は二九六四人いたのが〇人となるという異常事態を招きました。苗木藩（現在の岐阜県中津川市）でも同様の事態が起こり、現在でも神式の葬儀を行う家庭が多いといわれています。

しかし、ここから平田派主導で復古神道が国家の主要な宗教になることはありませんでした。理

由は大きく分けて三つあります。仏教界からの反撃、明治政府の方針、そしてキリスト教国家の圧力です。

まず仏教界の動きから見えていきましょう。平田派から狙われた仏教界ですが、薩摩藩と並んで明治維新の原動力となった長州藩に太いパイプがありました。西本願寺を本山とする浄土真宗本願寺派です。浄土真宗は現在でも、そして恐らく明治維新の前後でも日本において最大の信徒数を誇る宗派でした。そして、長州藩の領民の大半がこの宗派の門徒でした。更に真宗の僧侶の中には討幕運動に参加した経緯を買われ、平田派と対決するためのロビイストとして政府との交渉を担当した者もいました。中でも効果的な活動をしたことで後世に名が残ったのが島地黙雷（一八三八～一九一一）です。

島地は萩で生活していたこともあって、長州藩のお歴々とも顔見知りでした。彼の政治的な経歴を詳細に述べるだけの紙数がないので割愛しますが、一八七三年に西本願寺からの依頼で左院視察団に同行すると、ヨーロッパ全土だけでなく、エルサレム、エジプト、インドを回って各国の宗教事情を見聞し翌年に帰国。恐らく、キリスト教への対抗策を練るのが目的だったと思われるが、平行して復古神道への攻撃も開始します。島地は

「古い神道にはきちんとした教義がなかったので、皇室は儒教や仏教を政策に用いなければならなかったのだ」と言い、政教分離の原則に則った政治を提唱し始めたのです。

これは島地独自の見解ではなく、一部政府要人の考え方を模倣したものと思われます。すなわち、勝海舟や福沢諭吉です。彼らは幕末期からアメリカ型の信教の自由、政教分離政策を日本でも実施すべきだと考えており、明治政府に参画してからもその考えを変えていませんでした。天皇を中心とした神道による祭政一致、つまり国教化は時代遅れであると認識していたわけですから。

面白いのは後に初代総理大臣になった伊藤博文で、彼はプロイセン（後のドイツ）の憲法をベースに『大日本国憲法』を作りながら、宗教政策だけはアメリカ式を採用することに固執するので、というのも現在のドイツもそうですが、プロイセンは政教分離ができていない国で、キリスト教を国教としていました。実際に伊藤は憲法を作る前段階でベルリン大学のルドルフ・フォン・グナイストやウィーン大学のロレンツ・フォン・シュタインらに師事した際に、（神道の）国教化を勧められても最後まで翻意せず、一八八九年に公布された『大日本帝国憲法』第二八条には、

日本臣民は安寧秩序を妨げず、及びに臣民としての義務に背かない限りにおいて、**信教の自由を有する。**

と条件付きながら信教の自由を認める旨を明記しました。もちろん条件がついているので本当の意味での自由ではないのですが、プロイセン型の国教制を採択していないのも事実なのです。政教分離派は一八七五年頃には政府内での地位を確立したとされますが、前述したようにこれには島地ら仏教系ロビイスト達の援護射撃がありました。

そして、ここがポイントなのですが、仮に天皇家の祭祀を税金で実行するとしても、島地の言い分を呑めば「古い神道は教義が無いのだから宗教ではない。ただの祭祀である」ので政教分離に抵触しないこととなります。これを神道非宗教説と言うのですが、当然のことながら神道家はこの説を採用していません。

次にキリスト教を見ていきましょう。明治政府は成立当初は江戸幕府の政策を受け継ぎキリスト教は禁教というにしていました。水戸学や復古神道の観点からも、外国の宗教を受容することは認められません。

しかし、当時も今も欧米を中心とするキリスト教国の力は圧倒的で、近代化もしていない日本が

敵うわけがなく、一八七三年にはこの方針を撤回することになります。ただし日本政府がキリスト教布教を公式に認めたのは一八九九年からで、『大日本帝国憲法』の公布と同時期でした。

ところが、あれほど政府が警戒したキリスト教はそれほど日本に広まりませんでした。これには事情があります。東アジアにおけるキリスト教徒の大半は、儒教からの改宗組だったのです。そのため、儒教が盛んだった朝鮮半島や中国大陆には大量のキリスト教徒がいます。韓国のキリスト教徒の比率は約30%ですし、中国も共産化したにもかかわらずキリスト教徒の増加を止められませんでした。何故こうなるのかというと、これまでの説明を読んできた人には一目瞭然でしょうが、父親的な存在に服従する、夫婦和合を理想とする（儒教の場合は葬儀で、キリスト教の場合は結婚式で）という点が全く同じなので、教義がまるで違っていても改宗し易いのです。

ところが、日本で儒教を学んだのは武士階級のみで、これは江戸期の人口の約7%に過ぎません。石門心学の影響で商人が儒教寄りの価値観だったとしても、人口の一割を超えることはまず考えられないのです。現在でも日本の宗教人口に占めるキリスト教徒の数は1〜2%で多数派になれませんでした。また、その大半は旧士族の血縁者や関係者で

あるため、上流階級にクリスチャンが多いのも一つの特徴となっています。

ところが、日本では律令制の頃から伝統的に婚姻儀式に関しては儒教式を採用していました。このため最初は慣習から、次には法的に、それまで儒教式だった結婚及びに性に関する価値観が徐々にキリスト教式に置き換わっていくことになりました（といっても、キリスト教式の婚姻作法の多くは古代ローマ式の模倣であり、その古代ローマの儀式の多くは古代ギリシアの模倣なのです）。

最も分かり易い例は指輪が結納に使われるようになったことで、既に明治期には事例を確認できます。しかし、これも実は古代ローマの風習がキリスト教を通して日本に伝わったものです。

はつきりとキリスト教的と言えるのは、同性愛行為の禁止でしょう。戦国期に来日した宣教師達も日本の男色文化に関して口を極めて罵っていたのですが、日本が先進国の「仲間入り」をするために、行政官と上流階級に属するクリスチャンの一部が同性愛行為を攻撃し始めたのです。

一番危険だったのは一八七二年に成立した「鶏姦律条例」、翌七三年に成立した改訂律令の「鶏姦罪」の時期でした。鶏とは本来は田かんむりに女と書く字だったのが同音の鶏（ケイ）に置き換えられたものなので、鶏姦というと鶏とセックス

するようなイメージがありますが、実際には「女のような男」とアナルセックスするという意味です。また、この法律で男性同士のアナルセックスを禁止したのは、南九州の学校や私塾で学生同士のアナルセックスが盛んに行われていたのを政府が問題視したからだという説があります。

この法律はやがて日本にフランス法をもたらした法学者でお雇い外国人のギュスターヴ・エミール・ボアソナード（一八二五―一九一〇）の感知するところとなり、フランスのナポレオン法典と同様に同性愛行為は刑事罰の対象から除外されるようになるのですが、それでも行政の同性愛者に対する攻撃は止まず、更にキリスト教国から輸入される間違った「性科学」のせいで、ついに同性愛は病気認定され、しかも現在まで差別感情が継続するという状況に陥りました。

興味深いのは現代の保守を自称する人々にも同性愛嫌悪者がいたり、キリスト教寄りのリベラル派を標榜する人々の中にキリスト教徒による同性愛者への迫害を隠そうとしたり、軽く見せようとする一団がいることで、有り体に言ってもどちらも看板をさっさと下ろすべきでしょう。

次に攻撃対象となった娼婦を検討しましょう。明治政府は江戸幕府の公娼制度を引き継いでおり、従って遊女達は年季奉公、あるいは前借金と

いう名目で店側に縛られ、辞める（廃業する）自由がありませんでした。ところが一八七二年に横浜に停泊していたペルー船籍のマリア・ルーズ号から逃げ出した中国人苦力をイギリス船が保護。マリア・ルーズ号を奴隷運搬船と断定して日本政府に対処を求めます。日本政府はこれに従いマリア・ルーズ号の出港を止め、全ての中国人を解放しました。いわゆるマリア・ルーズ号事件です。

この事件の裁判で問題になったのが遊女の年季奉公でした。被告側が日本にも遊女の年季奉公という形式で奴隷制度があると反論したのです。この反論に対応するために、日本政府は同年一〇月に「前借金無効の司法省達」を十一月には太政官布告第二九五号、いわゆる「芸娼妓解放令」とを出して公娼の前借金や年季奉公による縛りを無効にします。

これを機に政府の公娼に対する政策は、地方任せでダッチロールすることになります。そして、この状況に追い打ちをかけたのが一八八六年に結成された日本キリスト教婦人矯風会でした。この組織は一八七〇年代に盛んだったアメリカのプロテスタント系禁酒運動婦人団体「女性キリスト教禁酒連合」の日本支部として結成され、女性のキリスト教徒を中心に激しい娼婦運動を展開します。矯風会は翌年に「一夫一婦制の建白」を出し

ている（妻妾制を否定）ので、これが「ふたりの者は一体となるべきである」というキリスト教の教えに基づいたものである、つまり特に女性の人權やセックスワーカーの保護を中心に考えられていた訳ではないことが理解できます。その証拠に矯風会は娼婦を醜業婦と呼称を変え、公然と差別していました。また、こうした運動の賛同者は欧米社会を過度に美化する傾向があり、欧米でも売買春は公然と行われていること、公娼制度が存在することを知らない人が大多数だったのでないかという説もあります。このようにキリスト教国の実体を教えず、虚偽の情報で娼婦運動を行うという方法は、現在でも矯風会を中心に続けられています。

結局、政府は一九〇〇年に『娼妓取締規則』を發布して公娼制を維持するのですが、人口の増加に伴い遊郭と居住区が隣接する、国際的な娼婦運動が盛んになるなどの問題が起き、遊郭の新規開設許可が下りることはほぼなくなりました。

しかし、何度も述べている通り軍隊に娼婦はつきものであり、そして明治以降の日本は何度も大きな戦争を経験しています。ところが戦場が海外の場合、そもそも戦闘区域の後方に相手をしてくれる女性がいらない、あるいは兵士がそれらの女性との性行為を様々な理由（性病が蔓延していると

か、外見や態度が好みではないなど)で忌避する場合があります。そのため、各国では軍人用のセックスワーカーを確保する、いわゆる慰安所の設置を検討するようになります。

一九三一年に満州事変が起きると、日本軍も慰安所を設置。戦争が長期化するにつれてその数が増加していきます。ちなみに、よく言われる慰安所が兵士の強姦対策だった説ですが、強姦性愛者は相手が嫌がる姿を見て自分よりも性的に劣っていると感じることで安心し、初めて興奮できるようになるといいう性的嗜好なので、セックスワーカーを相手にしても欲望を満たすことができないか難しく、実際に慰安所が強姦対策に劇的な効果を挙げたという事例はありません。

この慰安所が国内でどのように受け止められていたのかは、内務省官僚で沖繩戦直前まで沖繩県知事を務めていた泉守紀と軍の対立を見れば明らかでしょう。個人的にも軍に対して好感を抱いていなかった泉は、軍からの沖繩県における慰安所の設置要請を「慰安所は内地である沖繩にはふさわしくない」と拒否したと言われています(後に警察の取りなしによって設置されたようです)。

また、良く知られているように戦後しばらく経ってから、慰安所で働いていた女性は千田夏光の著書『従軍慰安婦』(双葉社)から従軍慰安婦

と呼ばれるようになり、やがて国際的な問題として取り上げられるようになりました。

ちなみに私娼の方は相変わらずで、幕末期に矢場(的屋が経営する弓道場で弓矢の命中した場所と本数によって景品が貰えました。現在でも伊香保温泉などで経営されています)で売買春をしていた矢場女が流行り、これが廃れると今度は銘酒の酌売をする接客業のふりをして売買春を行う、いわゆる「銘酒屋」が流行しています。私娼が無くならないのは金額の問題もありますが、何よりもセックスワーカーの年齢が大きかったようです。つまり、私娼は一般的に公娼よりも若く、客は現在であればロリコンが多かったわけです。

次は伝統の一夫一婦+妾制度ですが、一八七〇年に制定された『新律綱領』において妾の権利が法的に認められ、単なる浮気とは法的に区分されていきました。一八七四年にヒットした『東京新繁昌記』では、最近流行のものとして「妾宅」が取り上げられています。つまり、基本は妻妾別居制だったわけです。また、当時は妾を権妻(ごんさい)と呼称していたようです。

しかし、この風習に対するキリスト教徒の目はやはり厳しく、国内でも日本の近代化にキリスト教型の一夫一婦制は必須という意見が言論人の多数を占めたようで、紆余曲折の末、一八八〇年に

発布された刑法(旧刑法)では、妾に関する項目が全て削除されました。にもかかわらず妾が消えたわけではなく、現在でも愛人という名称で存続しています。そして、本妻は自分と同年代か場合によっては年上で、妾(愛人)は年下という組み合わせが多いのも平安時代から変わっていないようです。

このように、同性愛の否定、娼妓運動の活性化、そして(見かけ上の)一夫一婦制採用と、キリスト教国に足並みを合わせた日本ですが、江戸時代に比較すると女性の地位は明らかに下がりました。

まず、西洋化のプロセスで重視された教育ですが、女子の就学率が低く男子との知識量の差が目立ってきました。日本は双系社会なので上流階級における女性への教育は常に熱心で、明治政府も一八七二年の段階で東京女学校を開設するなど、かなり早くから対応策を実行していたのですが、人口の半数以上を占める小農層には女兒に高等教育を受けさせるだけの経済力はなく、結果として一部の男児のみが西洋化に対応できるという事態を引き起こしました。

二つめは選挙権で、一八八九年に定められた衆議院議員選挙法では、投票資格があるのは二五歳以上の男子で、なおかつ居住する府県内直接国税

十五円以上を一年以上納付した者に限られました。いわゆる制限選挙です。こうした厳しい制限は批判にさらされ、一九二五年には普通選挙法が成立するのですが、それでも女性には選挙権が与えられませんでした。このダブルパンチは大きかったようで、日本では現在まで女性議員が一人も総理大臣就任を経験していません。これは、江戸期までであった身分制度と双系制という組み合わせにはころびが生じたことを意味していました。

そもそも明治維新が江戸期の武家政権を否定する側面があったので、身分制度が変化するのは当然なのですが、初代内閣総理大臣・伊藤博文が正妻の伊藤すみ子と離婚して、再婚した相手は馬関の芸者だった小梅、海軍軍人で第十六代内閣総理大臣・山本権兵衛の正妻、登喜子は品川で遊女をしていたなど、極端な父系制でなければ起こらない身分差婚が生じている点には注意が必要です。

また選挙制度同様に女性差別的な風習として残ってしまったのが、不倫を罰する姦通罪でした。これは不倫した妻と相手の男性にしか適用されない罪で、旧刑法三五三条では六ヶ月以上二年以下の懲役、この法令を引き継いだ刑法一八三条では二年以下の懲役に改められています。更に旧民法第七六八条によって、姦通罪で立件された男女は婚姻が禁じられていました。

この法律が面白いのは姦通は夫の訴えがなければ立件できなかった点(親告罪)で、従って夫が妻と浮気相手の関係を認めている場合は犯罪になりませんでした。つまり寝取られ趣味に対応していたわけでは、この法律では夫が未婚女性と肉体関係を結んでも罰せられないのは明らかで、暗黙のうちに妾や娼婦の存在を認めていました。従って、例によってキリスト教関係者から「夫にも姦通罪を適用せよ」という運動が起こっています。ただし、夫が妻に対して何をしても良かったかというところというわけでもなく、一九二七年には妾宅に入り浸って自宅に戻らない夫を訴えた妻の言い分が「(夫の行為は)貞操義務に違反する」として認められたケースが確認できます。

さて、このような状況下における婚姻制度ですが、概要は一八九八年に制定された明治民法に細かく規定されていました。その条件を全て書くだけの紙数がないので概要を説明しますが、最大の特徴は戸籍制度で、戸籍に記載された主である戸主(こしゅ)と、その家族によって「家」が形成されていた。これを家制度と呼びます。戸主には女性になることも可能で(いわゆる婿入り婚ではこのようなケースになる事が多かったようです)、財産を夫婦別にすることも可能なのは江戸時代と一緒です。

戸主の権利として強力だったのは家族の婚姻または養子縁組に対する同意権を持っていたこと(明治民法第七五〇条)で、要するに家族は戸主の同意無しに結婚したり養子縁組をする事ができませんでした。仮に戸主の言い分が飲めない場合は、戸籍を離脱する必要があったのです。

ややこしいのは、戸主と親が一致しないケースがあることでした。たとえばAという男性が属している戸籍の戸主が祖父の場合、両親だけでなく祖父にも婚姻の許可をとる必要があったわけですから、つまり、Aの結婚を両親が認めていたとしても、戸主である祖父が認めなければ、Aは戸籍から離脱して結婚を強行する以外の選択肢がありませんでした。こうやって簡単に説明するだけでも明らかですが、戸主による同意という制度は「同意しない」ケースで必要以上に強いのです。このため、戸籍制度が成立した当初から、その危険性が指摘されていたようです。

戸主の同意以外の条件ですが、

- (A) 男性は満十七歳、女性は満十五歳に達していなければ婚姻できませんでした。
- (B) 重婚禁止。既に配偶者がいる場合は婚姻できませんでした。
- (C) 女性は離婚してから六ヶ月経過するまで再

婚できませんでした。これは、前夫の子供を身ごもっているかどうかを確かめるために設けられた期間です。

(D) 前述した姦通罪の規定で、姦通罪で立件された男女は婚姻が禁じられていました。

(E) 近親婚の禁止。父親と娘、母親と息子のような直系血族間、及びに三親等内の傍系血族相互間の婚姻はできませんでした。つまり、叔父と姪、叔母と甥は結婚できないのですが、いとこ同士なら結婚が可能でした。この辺は江戸時代からの風習を引きずったものでしょう。

(F) 男性が満三〇歳、女性が満二五歳に達しない間は、両親存命の場合は同意を得ることが必要でした。

(G) 市町村への届け出を行う必要がありました。がありました。

明治から昭和にかけての婚姻儀式の手順に関しては、江戸時代と同様に小笠原流が主流で、披露宴の場所もほとんどが自宅でした。ただし、仲人が重視された点が江戸時代とは大きく異なり、これは武家礼法で待女房（まちにようぼう）が重視されたのと対照的、すなわち公家的、もしくは朱子学以前の儒教的でした。どうしてこのような流

行が起きたのかははっきりしないのですが、天皇制が重視されたことと相関関係があったのは間違いないと思われます。

また、前述した島地黙雷がキリスト教の婚姻式をアレンジした仏前結婚式を考案し、一部の仏教徒によって行われるようになりました。渡欧してキリスト教を視察した島地は、婚姻制度がキリスト教対策の鍵になることに気付いていたのでしょう。当然のことながら神道家たちもこの流れに追随し、一八九七年に「神宮奉斎会」によって東京日比谷大神宮拝殿で神前結婚式が開かれます。これはやがて上流階級の間で一種のブームとなるのですが、仏前式共々キリスト教を通して古代ローマの婚姻儀式だった「神殿における新郎新婦の誓い」が伝播したものでした。

もちろん、少数ではありますがキリスト教徒によるキリスト教式の結婚式も実施されています。明治以降では神田共立学校の外国人教師と、東京麹町に住む日本人女性が一八七三年に挙式したのが最初の事例と言われています。

## 2. 社会主義体制から戦後へ

明治時代から現代までの婚姻制度の流れは、単純化すると儒教式からキリスト教式への移行なのですが、その間に社会主義という大きな断絶があ

ります。これをもたらしたのは陸軍の少壮官僚たちで、その端緒は一九一四年に発生した第一次世界大戦に求められます。四年も続いた第一次世界大戦は、「総力戦」といつて人的資源も含むあらゆる物資を戦争に投与する必要を感じさせる戦争のように見えました。この印象を助長したのが、大戦時にドイツで軍事独裁を達成した軍人、エーリヒ・ルーデンドルフでした。

ルーデンドルフは『戦争論』で有名な先輩の軍人クラウゼヴィッツが唱えた「戦争は他の手段をもってする政治の延長」という考え方が気に入らなかったようで、「政治は戦争に寄与すべきである」と真逆の主張をし始めます。日本の陸軍軍人はこの思想に共感したようで、ルーデンドルフが行った軍事独裁を日本国内で実現すべく政治活動に熱中します。

これがどうして社会主義制度なのかというと、ロシア革命を経て成立した世界最初の共産主義国家であるソビエト連邦が、同じ方法を「戦時共産主義」という名称で採用していたからです。【はじめに】の項目で述べたように、マルクス主義には唯物史観論という一種の宣言書があるにもかかわらず、国家運営のための具体的な政策手段に関する言及に乏しく、現実に政権を維持するために、別途に制度を構築するか模倣する必要があっ



仏前結婚式、神前結婚式はキリスト教の結婚式に対抗して明治以降に作られた儀式ですが、それらは全て古代ローマの「神殿における新郎新婦の誓い」の模倣でした。

たからです。そしてソ連が「総力戦」モデルを採用した背景には、建国を主導した革命家のレーニンがドイツ好きで、なおかつ軍事に詳しかったからという事情がありました。

一方の日本では、この制度が一九三八年に「国家総動員法」の名称で成立します。そして同年に陸軍大臣の提言によって厚生省が設立され、結婚及びに出産を国家が管理することで戦争に従事させようという試みが実施されます。ところが、ほとんどの共産主義・社会主義がそうだったように、日本は「国家総動員体制」になった途端に経済成長が止まり、それどころか飢餓が発生して食糧を配給制にしなければならぬほど逼迫した状況に陥りました。

とどめに日本以外では危険すぎても採用していなかった陸海併存という制度が徒となり（通常の軍隊は陸主海従で、海軍は陸軍の作戦計画を達成する目的で動きます）、海軍が陸軍とは全く関係のない真珠湾を攻撃することで一九四一年に太平洋戦争が勃発。しかし、喧嘩を売ったアメリカ合衆国に軍事力、国力の両面で敵うはずもなく、一九四五年八月に長崎と広島に原爆を投下された段階で政府首脳も徹底抗戦が不可能だと悟り、無条件降伏をすることになりました。

こうしてアメリカの支配下に入った日本は、戦

後になると急速にアメリカ化しキリスト教化していくこととなります。ただし、何度も述べたように交換しやすいのは儒教とキリスト教なので、その部分だけが突出して変化していくことになる点に日本の特徴があります。これを裏返すと、たとえ性行動に関与する制度でも儒教的では無い場合は変革にそれなりの抵抗があるわけです。売買春はこの典型でした。

敗戦後にアメリカ軍が日本国内に進駐することが分かった日本政府は、宗教的理由からアメリカ軍が慰安所を設けないことを知って、強姦予防のためという名目で自発的に慰安所を作ります。これが特殊慰安施設協会、英語では Recreation and Amusement Association を略して R A A と呼称される組織となりました。ところが敗戦時の混乱が原因で性病検査が徹底していなかったため、一説によると R A A に所属したセックスワーカーの約六割が性感染症に罹患しており、これが米軍の間にも広がってしまいます。

日本の遊郭ではこの性感染症（花柳病）が江戸時代から蔓延しており、戦前も客である男性の罹患者が多数いたため、軍隊や学校では M 検（マラ検査の略称？）と呼ばれる男性器検診が実施される場合があります。ここで性感染症に罹患していることが分かると入隊や入学を拒否されるた

め、勉強などで上流階級入りを目指す青年達にとつて、ある種の貞節を求める根拠になっていたようです。

翌一九四六年になると、R A A は連合国軍最高司令官総司令部（G H Q）の命令で閉鎖されてしまいます。言うまでも無いことですが、この組織が強姦防止に寄与することはほとんどありませんでした。また、G H Q はそれ以前に公娼制度の廃止を政府に求めていました。ただし、これは売買春の禁止を意味していませんでした。つまり『娼妓取締規則』を廃止して私娼を黙認せよということになります。

警察官僚（当時はまだ内務省ですが）は G H Q の動きを事前に察知していたようで、公娼制度の廃止を言い渡される前に様々な手をうちます。一九四六年の十一月に第一次吉田茂内閣の次官会議は、「特殊飲食店」における買春行為を認める決定を行い、これがきっかけで「赤線」と呼ばれる売春街が形成されました。警察の方針は私娼黙認・警察管理制度とも言うべきもので、一九四八年に成立した「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、いわゆる風営法によく現れていますが、廃娼運動はその後も収まることを知りませんでした。

一九四五年の改正衆議院議員選挙法によって男

イラスト/しいな シン

敗戦後アメリカに占領された日本では、キリスト教的価値観に則って公娼制度が廃止されましたが、警察は風営法を作って私娼を黙認しました。



性だけでなく女性にも選挙権が与えられたため、選挙によって当選した女性議員達が議員立法として執拗に売春禁止法を提出し、これがついに受け入れられる形で一九五六年に「売春防止法」が成立することになります。これにより売買春は違法化され、警察は風営法でセックスワーカーを管理しつつ売防法で取り締まるといふ矛盾した行為を現在まで継続することになります。

一方、通常の婚姻ですが、一九四七年に成立した日本国憲法の第二四条に、

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

と、キリスト教の理念に沿った婚姻観が明文化されます。更にこの二四条を根拠に、一九四七年に成立した「日本国憲法の施行に伴う民法の急急的措施に関する法律」によって、戸主の権利を廃止（婚姻や養子縁組の際に戸主の同意が不要になった）、妻の権利制限廃止、婚姻時に両親の同意が不要、姦通罪が廃止され男性の不倫も離婚訴訟の対象になるなど、一気にキリスト教化が進みます。ところが、日本人の大半は非キリスト教徒

なので、これがキリスト教の教えに則ったものであると理解せず憲法や民法を受容したために、保守層を自称する者までキリスト教的な婚姻観を持つという珍現象が現代まで継続しています。

また、この延長で同意による婚姻と性行為が自明になった結果、同意のある不倫よりも同意の無い強姦の方が重罪という価値観も浸透し、強姦罪に対する重罰化が進みます。更に、幼年であるため同意が難しいという理由で、未成年者との性行為も重罰化が進行しているのですが、現行の規定では婚姻可能年齢が男性十八歳、女性十六歳のため、特に女性で矛盾が生じやすく、女性の婚姻可能年齢を十八歳まで引き上げる方向で検討が続けられているようです。

更にこの二四条は同性婚を否定する根拠になり、キリスト教国でも同性婚が可能になってきているにもかかわらず、非キリスト教国でかつては同性愛に寛容だった日本で認められないという異常な事態を引き起こしています。

そして、とどめに同意婚が自明化しすぎた結果、「未婚者は婚姻相手の同意がとれない、人格や性癖に問題がある人物」というレッテルが貼られるようになり、そもそも婚姻関係に興味の無い人々を差別する根拠にもなってしまう。

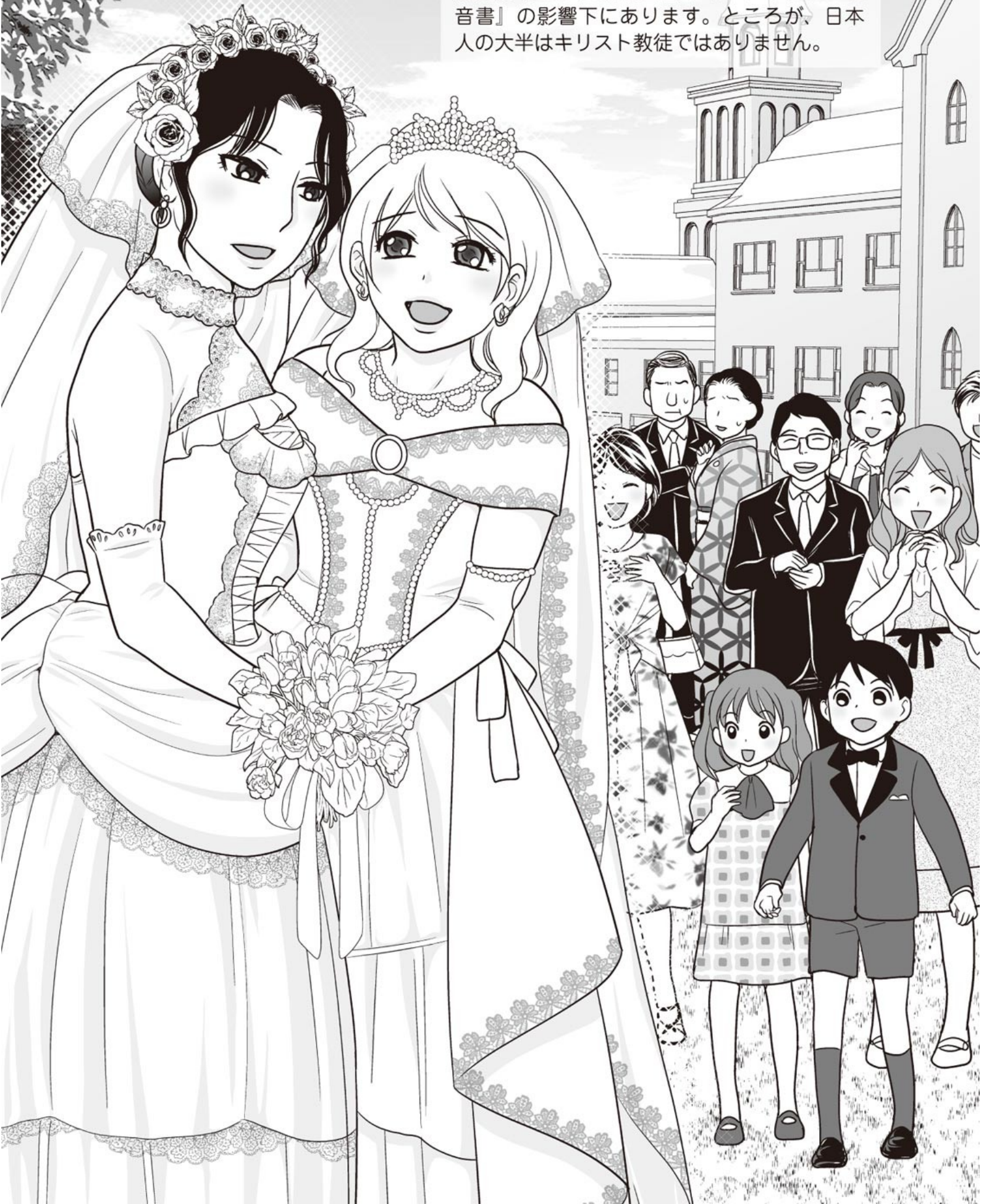
現代の日本は近代化が進み、単位面積あたりの

農作物の収穫が劇的に上昇した結果、食料生産に従事しない人口が増え、その分だけ農村が過疎化して都市化が進行し、婚姻関係を結ぶ相手を地元や血縁関係者から求めづらい状態に陥りました。更に一九九〇年に大蔵省が行った銀行への行政指導、いわゆる総量規制がきっかけでバブル崩壊が起き、経済が低迷して労働者における非正規雇用率が増え、正社員が非正規雇用者に一種の差別感情を持つことによって、社内や職場で結婚相手を見つけることも難しくなっています。

結婚を望む男女が頼りにできるのは、両親が裕福でない限りは友人関係かインターネットを通じてパートナー確保で、どちらにせよ高いコミュニケーション能力を求められています。この状況下で婚姻関係を結べる人格的に問題が無い、と断定するのは余りにも残酷で正視に耐えません。

女性の高学歴化に伴う少子化と、これを補うための国際結婚の増加、及びに移民は先進諸国に比較的共通した流れですが、これと平行して生涯未婚率が上昇している事態を憂慮して、超過労働を制限して婚姻相手を確保するための余暇を創出する、同一賃金同一労働の原則を徹底して、正社員と非正規雇用者の格差を縮めるなどの政策を実施しない限り、日本人の数は減少の一途を辿る可能性が高いのでは無いかという疑義を提示して、本

日本で同性婚を阻む法的な根拠の一つとして、日本国憲法第二四条が挙げられますが、その法文は明らかに新約聖書の『マタイによる福音書』の影響下にあります。ところが、日本人の大半はキリスト教徒ではありません。



稿の結びとさせていただきます。

## 【補遺】結婚仲介業の歴史

### 1. 職業としての仲人の成立

仲人は非常に古くから存在するもので、『日本書紀』第十一卷、仁徳天皇の四〇年三月の条には、

卅年春二月、納雌鳥皇女欲爲妃、以隼別

皇子爲媒、時隼別皇子密親娶而久之不復命

(雌鳥皇女ニメドリノヒメミコを後宮に入れて妃としようと欲し、隼別皇子ニハヤブサワケノミコを媒としたが、隼別皇子は密かに自分で雌鳥皇女を娶って報告しなかった)

という文があります。仁徳天皇が異母弟である隼別皇子を使いに出したのに、寝取られてしまったという話ですが、かなり昔から自分以外の誰かを仲介にして婚姻の申し出をする習慣があったことが伺えます。

仲人が持つ役割は、以下のようになります。

(A) 結婚したい男女の橋渡し

(B) 結婚する男女の社会的承認

(C) 結婚した男女の生活補助や問題解決

(A) はそのままです。交流のない家同士の縁を結んだり、遠隔地にいる相手を見に行ったり、あるいは直接対面するのが恥ずかしいという二人の手紙を仲介したりなどを行います。高貴な身分なので直接対面が難しいというケースもあったでしょう。仲人の役割としてもっとも大きい要素で、時代を問わず、ほとんどの場合はこの要素を持っています。

(B) は男女が結婚したことを保証する人間としての立場です。結婚した人たちだけがその事実を知っているのでは意味がありませんから、他者を介することで所属する社会での認知度を高める目的がありました。特に戸籍制度が整っていなかった時代では大きな役割を果たしていたといえます。

(C) は婚姻を成立させたことに対する責任を果たし、そして結婚した本人に対する権力を持つためといえるでしょう。

役割の重要度は(A)(B)(C)の順番と考えて良いでしょう。特に(C)に関しては、その役割が重要視されているのは主に江戸後期から戦後が中心となります。

仲人が商売として成立し始めたのは平安〜鎌倉時代ではないかと考えられています。ただし専業

者は少なく、上司に対して出世の覚えを目出度くしたり、結婚できた相手から返礼として繋がりや金品を期待するといった程度だったようです。

平安時代の上流階級の間では、両親の部下や女、乳母、そして尼などが娘の両親と婿の間を仲介していました。ナカウド、ナカダツ、ナカダチと言われ、文字では「中人」「媒」「中媒」「媒人」と表現されていました。

律令制下の日本では「戸令」の規定によって正式な結婚に媒人(媒酌人)が必要でした。つまり結婚する男女が二人きりで会ったり、婿が娘の両親に直接、結婚したいと聞くのはぶしつけなこと、あるいは女性が妾として迎え入れられることを意味していました。

男性側から仲人を立てて結婚したいと伝えられると、次に女性の両親が相手を選定し、良さそうな場合は娘に話をします。女性側にも結婚相手を選択する権利があったようで、結婚相手を顔で選んで失敗した話と共に「顔で選ぶと後悔するから人柄で選びなさい」という警告が残っています。

「当てにならない」という意味の例えとして「仲人口」という表現がありますが、この時代からすでに仲人に関するトラブルは多く発生していたようです。というのも、結婚が成立しなければ仲人は何の利益にもならないため、引き合わせる相手

のことを過剰に褒めたたえたり、低い身分を誤魔化したりする場合があったのです。

『源氏物語 第五十帖 東屋』第一章第三段には、腹黒い仲人が自分の都合が良いように縁談をまとめようとする様子が描かれています。

また、第六章第二段では手紙を届けてくれと頼まれた弁尼君が、

ふりはへさかしらめきて、心しらひのやうに思はればべらむも、今さらに伊賀専女にや、と慎ましくてなむ

(わざわざ利口ぶって、取り持ちを買って出たようにとられますのも、今さら伊賀専女のようにではないかしら、と気がひけます)

と「それではまるで『伊賀専女』(中媒のこと)のような振る舞いだから誤解されたくない」と言って抵抗感を表しています。

こうした男女の仲介者が存在したことは、鎌倉時代の法典『新制』にも見ることができ、一二二二年(建暦二年)三月二二日の公家新制二一条には、

一可停止京中称中媒輩事抑比来天下有下女、京中称中媒、其号大背法度、其企浅涉罪囚、

和誘窃窳之好仇、配偶陋賤之疋夫、或偽号英雄華族、或謀西施下蔡、偏蕩人情、只為身要、奸罪已載本条、誑誕添重科者歟、慥仰使庁、且実録其宅、且糺彈其身

(京都にて中媒と称す輩を停止させよ。京都に中媒と称する下女がいる。この名は法度に背き、その企ては軽罪だが、無視することはできない。良家の子女を言葉巧みに誘い、賤しい男に娶らせ、あるいは賤しい男のことを英雄華族と偽り、ある場合は卑賤な女のことを尊貴なる美女であるという。しかも、こういうように人をたぶらかすのは、もっぱら自分のためである。姦通の罪は本条に記載されており、誑かして男女を仲介することは罪が重い。検非違使庁に命令して宅を調査し、その身を糾弾せよ。)

とあります。どうもこの「中媒」は、戦や政争で落ちぶれた貴族や武士の未亡人や娘、身分の低い女性などに声をかけ、地方の有力者の嫁にしたり、売春を斡旋するために「宅」で男女を引き合わせ、紹介料をもらっていたようなのです。

当時は仲人という言葉の意味も、結婚の仲介者というよりは、男女を引き合わせることで何でも含めていた節があります。

一二八三年(弘安六年)に記述された鎌倉時代の宇都宮氏の家法『宇都宮家式條』には、

一、鎌倉屋形以下の事、地の事。

(中略)兼ねて又、白拍子・遊女・仲人等の輩、彼の地に居え置く事、一向これを停止すべし。

とあり、「仲人」は売春の仲介者でもあった様子が伺えます。前述した『新制』においても問題視されているのは身分差と詐欺であり、実のところ性行為の仲介は否定されていません。社会の支配者層が貴族から武士へと変遷し、元は宮廷に入りしていた遊女や仲人などの利権が検非違使へと移り変わった中で、しっかりと身分の管理を行っていない「中媒」を規制しようとしていたようです。

『今昔物語』巻三〇第四話「中務大輔娘成近江郡司婢語」では、近江の中務大輔が尼を通じて大納言の娘を騙して誘拐し、地元連れ帰ってしまったという話があり、当時としても大きな問題となっていたことが伺えます。

その後も風俗業と結婚仲介は微妙な距離を維持しながら、繋がりを見失わずに現代まで続くことになりました。

## 2. 職業としての仲人の定着

南北朝、室町から戦国時代における仲人の実態については、室町幕府が一五二八年に竹内新次郎重信に出した『傾城補任状』ぐらいしか一次資料がありません。しかも、これは売買春の仲介者から公事（税金の一種）を徴収する権利について書かれた書類です。安土桃山時代に入ると、秀吉の手により天下統一がなるもの、そこから再び文化が安定するまでは長い時間がかかりました。再び商売としての「仲人」が目立つようになるには、江戸時代を待たねばなりません。

江戸時代になると、今まで貴族など一定以上の地位にある人々の間にあった仲人というシステムが、都市部の庶民にも広がっていききました。

『増訂武江年表』によれば、一六二八年（寛文五年）に、

諸家深秘録の要を摘て云、江戸木挽町に大和慶庵と云醫あり、又同町に伊達三郎兵衛、長谷川助右衛門といふ浪人、彼慶庵に入魂し、人々の出入或は公事訴訟、男女の媒酌等の肝煎して、謝物を受けるが、或諸侯の息女縁邊の事に付、偽りをかまへよからぬたくみをなせしかば、其事露顯して寛文五

年八月追放せらる。其頃よりして謀計をなす人を慶庵といひけると云々。

とあります。明治政府が編纂を命じた百科事典『古事類苑（こじるいえん）』にも、江戸後期の随筆『神代餘波（かみよのなごり） 下』から、

むかしより男女の婚嫁、養子の縁談、其外奉公人の媒酌するを慶安といひて、ここにもかしこにもあまたありし事、今も同じ事ながら、今は多くは下男下女の口入のみにて、高貴の方々の縁談、富祐の者の取結びは、多分ここかしこに出入する醫師のするわざとなれり、寛文五年、木挽町邊に町醫大和慶安といふ者、同志の謀計をなりはひとする伊達三郎兵衛、長谷川助右衛門とはかりて、酒井家の御息女の縁談口入して、持參金五千兩の内二千兩、三人してかすめ配分せんとはかりしに、露顯に及び、同年九月廿四日、三人ながら追放に行はれたり、慶安といへる悪名は、口入商人の方にのこりて、中々に醫師の方にのこらぬもあやし、

という記述があります。醫＝医師の大和慶庵という人物が、同じ町内にいた浪人・伊達三郎兵衛、

長谷川助右衛門と共に民事訴訟や男女の媒酌の肝煎（仲介業）を行って謝礼を受け取っていたのですが、諸侯の娘の婚姻に関わって偽りを述べたことが露呈し、江戸を追放されたのです。なんと持參金五〇〇〇両のうち、二〇〇〇両をかすめ取ろうとしたそうです。これより口車に乗せることを慶庵と言うようになりました。

徳川幕府のお膝元として江戸が開発される中、そこには日本全国から多くの人々が集まりました。武家屋敷や土地の改良などの公共事業や、それに伴って必要とされる様々なサービス業など、人材はいくらでも必要とされていたのです。参勤交代で自分の部下をすべて連れていくわけにもいかず、現地の人を雇いたいという地方藩主の思惑も強く影響しました。

そうした中で生まれたのが、「肝煎（きもいり）」「口入屋」など、人材斡旋・人材派遣を行う職業です。当時は現代のように高度な情報化がされていない社会ですから、どこに誰が住んでいてどんな人物なのか、知っている人間に聞かなければ分かりません。彼らは知り合いに声をかけたり、江戸に出てきたいいが親類縁者がいない者の身元を引き受けて手元の人材を増やし、手数料として賃金の10～15%を受け取って様々な職場に送り込んでいました。扱う業種や規模も、同業種を営み

ながら人手の足りないところへ弟子を送る程度から、人宿と呼ばれる宿泊所を構えて大勢を集めたもの、同じ地元で集まって仕事を融通したもの、人との関わりが多い仕事のため自然と人材派遣を行うことになったものなど、様々なタイプがありました。

対象とする職場も武家屋敷勤めのエリートや現場の肉体労働者、商家の下働きから遊郭に花街、茶屋など風俗業まで多岐に渡っています。

そして人を紹介するという意味では、男女の縁繋ぎもまた同様に扱っていました。

地方で結婚をするのであれば、「若者宿」や「娘宿」などと呼ばれる、性別ごとに分かれた若年層の集団生活で結婚相手を見つけたり、あるいは地主や地元の名士の手で引き合わされて結婚相手を見つけることができます。

しかし、一人で都会に行くと、そうした共同体への参加や、地縁血縁がないため確実な出会いの場を得られません。そのため新たな婚姻の仲介者が必要とされたのです。

こうした仲人は「肝煎」だけが行っているわけではありませんでした。

前述した大和慶庵は医師から肝煎へと転職しましたが、本業の医師が仲人を頼まれることも多くありました。様々な家を相手に仕事をしており、

その家の事情や当人の健康状態、人柄などを詳しく知ることができると立場だったからです。「仲人にかけては至極名醫なり」（『柳樽拾遺』一篇）と、藪医者や茶化す川柳もあるほどです。

ほかに『関口日記』では、古着商・山田屋惣八が縁談をまとめて、衣装や道具類を揃えて結納品や婚礼支度金の受け渡し、婚礼での媒酌人まで行って金三両の謝礼を受け取った例が記載されています。

前述した『神代餘波 下』を見るに、特に高貴であったり裕福であったりする場合は医師や商人が仲介を行い、庶民であれば口入屋を使うといったように、階層別に分かれていたようです。ことさら仲人を必要としたのは前者のみで、庶民は仲人がいなくても特に問題はありませんでした。

こうした仲人は見合いの段取りから、結納、衣装の用意、婚礼相談など様々な手配を行い、謝礼として持参金や結納金の一割を得ていました。当時、結婚にかかる金額は非常に大きく、そこから一割も得られる仲人を行うというものは一攫千金のチャンスでもありました。お陰で謝礼を目当てにあることないことを捏造して結婚成立を目論む仲人や、自分の報酬を増やすために結納金の増額をそそのかすといったように、先の「中媒」と同じように、自分の利益を優先した仲人によるトラ

ブルも多くあったようです。

また、その「中媒」と同様に、「肝煎」「口入屋」などの職業は風俗業への斡旋も行っていました。その中には「女街」と呼ばれた借金による人身売買を行う者や、下女や妾のほか、後述する水茶屋や待合茶屋で働く女性を専門に紹介する者もいました。

当時、農村ではむしろ婚姻率が上昇していたのですが、江戸そのものは男女比が四対一とも七対三ともいわれており、結婚率は五割程度で、誰もが結婚できる状況ではありませんでした。とはいえ女性と付き合いたい、結婚したい、セックスしたいと望む男性は非常に多く、江戸幕府としてもそうした問題を解決するために遊郭へ公認を与えるなどしていましたが、それですべてが賄えるわけもなく、人材を扱う人々の中で結婚仲介と風俗業が隆盛したのです。

前述した水茶屋は特に結婚と風俗の両面に影響した業種です。人が多く集まる繁華街や、寺の境内で軒を連ねて営業をしていた水茶屋は、現代ならさしずめ喫茶店のような営業形態なのですが、若い女性が看板娘となってお茶を提供するという、メイド喫茶やキャバクラに近い側面もありました。実際のお茶代は八文（一二〇円程度）程度だったのですが、看板娘たちの気を惹いて、あわよくば

関係を持つとした人たちが金をつぎ込んでいました。だいたい一人あたり二〇〜四〇文と、お代よりも大きな金額を払っていたようです。中には一〇〇文を支払った例もありました。河岸見世と呼ばれる大衆風俗店なら、倍の二〇〇文も出せば普通にセックスできたのですが……。

浮世絵師、鈴木春信が何度も描いた「笠森お仙」は、江戸谷中の笠森稻荷門の水茶屋「鍵屋」で働いていた看板娘で、明和三美人として一世を風靡しました。店ではお仙グッズまで売っていたそうです。また江戸浅草二十軒茶屋でも「蔦屋お芳」が、お仙と人気を二分するほど名を馳せています。こちらは素人どころか「会いに行けるアイドル」レベルだったといえるでしょう。

また、こうした水茶屋も素性の悪い店では小さな店の奥に個室を設けて、今でいうラブホテルのような営業を行っていたようです。単なる男女の密会に使われていたことも多かったのですが、違法売春の温床ともなっていました。幕府も問題視して所属できる女性の数や勤務時間を制限したり、売春させないように法を定める事態となりました。そうした水茶屋が結婚産業と結びついたのは、見合いにおける出会いを演出するためでした。

水茶屋は多くが連なって営業していたため、同じ日に示し合わせて近くの水茶屋に予約を入れる

ことで、お互いに知らないフリをして姿を盗み見ることが可能だったのです。また寺の境内などの繁華街に多かったので、例えば参拝に行った帰りに偶然見かけたという言い訳がしやすかったのもポイントでした。たまたま一目惚れしたような物語的な演出が好まれたのも大きかったでしょうし、直接に顔を合わせるのには恥ずかしい、実際に話をしてしまおうと結婚を断りにくい等の心理もあつたのでしよう。

一七八四年（天明四年）には、前述した鈴木春信と同時代の浮世絵師、鳥居清長によって『社頭の見合』という水茶屋での見合いを描いた作品が発表されており、当時の様子をうかがい知ることができます。

江戸時代では以降、人材派遣業者が増えすぎてトラブルが続出し、何度か規制する法が出来たことは確認できるのですが、結婚仲介業のその後は分かりません。

幕末を迎えた頃には口入屋そのものが単なるゴロツキと化し、人身売買や売春の温床となって裏社会へと消えていき、文明開化の流れと共に次代へは繋がらなかつたのでしよう。

### 3. 西洋文化と恋愛、儒教と仲人の規範化、優生学の隆盛

一八七六年（明治九年）十二月二〇日の讀賣新聞には、

#### 男女嫁入仲人師

尾張名古屋では「男女嫁入仲人師」として、凡世間に得（えて）年数數（しばしば）無縁にて困り入る者を我ら實苦を救はんため縁組お世話申すべし、光來はなし下され候。上日置町五大院とした張札が湯屋や髪結床に張つて有るといふが、世間には妙な事を心配する人が有ます。

という記事が掲載されています。更に翌年の一八七七年（明治一〇年）二月二六日の郵便報知には、

#### 浅草の結婚媒介所

活計の爲にはいろく營業を考へ工夫する人の多ひ中に、妙な思ひ付きを案じ出して此度出願した人は、浅草東三筋町四番地に住む徳山宗兵衛にて、男女婚姻媒助法營業願として府廳（府庁）の勸業課へ持出ました。

其仕立法は男女の婚姻の媒を以て營業として上中の三等に分け上等は金三圓中等は金一圓下等は金廿銭の手數料を取立るを主義と致し、其餘猶數力條の規則らしき者を認め添て差出したれど逆(とても)五沙汰に及ばれぬは知れ切た事ながら、男女の縁を赤繩と云ふから持て来て津田繩に縛込(ないこみ)て媒助法の三字を標題に打たは、近頃面白い思付なりと申評判。

とあり、およそ明治九一〇年頃から都市部で專業としての結婚仲介業が始まったと思われましかつて江戸時代に見合いの場として機能していた二十軒茶屋がある浅草で届出が行われたのが、また面白いところです。

一八八〇年(明治十三年)五月、大阪の山口吉兵衛が「養子女婿嫁妻妾縁組中媒取扱所」を設立。幕末の戦争で若い男性が減っていたことと、大都市への人口流入によるニーズの拡大に乗って成功したと言われていますが、こちらは文献が見当たらず詳細は分かりません。

ここで注目したいのは、一八七七年(明治十年)頃から庶民の間で「仲人のいる結婚」が重要視されてきたことです。それまでは一定以上の階級が資産を持った人々の間でのみ行われていたのに、

徐々に「仲人がいない結婚は野蛮だ」とされるまでに至ったのです。また、それまで武士階級では特に求められるようななかった「品格」が庶民の仲人には求められるようになりました。当時の人々も、なぜそのような考え方が広まったのかは分からないまま、必要だと思っていたようです。不治の病を持った男性が「死ぬまでに仲人をしてほしい」と言い、その夢を叶えた後に自殺したという話や、媒介した夫婦の仲が良くないことに悩んで、こちらもやはり自殺した仲人の話など、神聖化された仲人像に振り回された人々の事件が数多く記録されていますが、どうしてそこまで思いつめたのかは不明なままです。

こうした流れは、西洋から様々な技術が伝来したことで日本全体の生産性が向上し、主に都市部において財産を持つ人が増加したことで無関係ではないでしょう。お金を稼ぐことで実家や地元から独立し、自分で家を立ち上げることが容易になり、より質の高い生活を求めたのではないかと思われまます。当時は結婚が注目されると同時に、子育てに関する書籍も多く出るなど教育が重視されるようになったほか、うまく死なずに育てばいいといったレベルから、乳幼児の死亡率も意識される段階にまでなっていました。

しかし、同時に一八八六年(明治十九年)、福

沢諭吉が『男女交際論』を唱えて、かつての儒教的価値観を批判したことも考慮すべきでしょう。明治民法によって法律に盛り込まれた儒教的な家制度を否定し、恋愛による結婚をしたいという願望もまた国民に広まっていました。

ですが、格が高いと感じられるのは、やはり仲人がいる結婚でした。

仲人がいなければならぬが、しかし見合いではなく自分で結婚までを決めたい。そうした相反する想いが仲介業の復活を呼んだといえるのではないのでしょうか。本なら恋愛結婚をしてみたくても、誰もが恋愛できるわけではありません。余談ですが、恋愛結婚の場合は後付けで仲人をつけていたようです。何も仲介していないのに仲人がいるのもおかしい話ですが、それが当時の人々が考える正しい結婚像だったのです。

また、この時代にはもう一つの結婚に関わる職業として、披露宴が登場します。きっかけは一八九七年(明治三〇年)、伊勢信仰を中核とした「神宮奉斎会」によって信仰普及を目的に東京日比谷大神宮拝殿で行われた神前式です。注目度が高まったのは一九〇〇年(明治三三年)五月一〇日、明宮嘉仁親王(のちの大正天皇)の御結婚の儀が行われたことで神前式ブームともいえるものが上流階級の間で巻き起こり、式のあとで帝

国ホテルで披露パーティーを行う流れが確立しました。いわば現在のホテルウェディングの原型ともいえるものが誕生したのです。日比谷大神宮の費用は、以下のようなものでした。

- ・特別一等 人員35人以内 50円
- ・特別二等 人員30人以内 35円
- ・特別三等 人員30人以内 25円
- ・松 人員25人以内 20円
- ・竹 人員20人以内 15円
- ・梅 人員10人以内 12円

とはいえ、大きく広がったブームとは言えず、一九二二年（大正十一年）においても、婚姻数五万五千九百六十六件の中で、神前式三四七一件と、全体の1%にも満たない数だったようです。ほとんどは自宅で結婚式を行っていました。

「結婚媒介業」が業態として広く世間に広まったといえるのは一九〇九年（明治四十二年）です。同年、名前もそのままの滑稽小説『結婚媒介所』（五峰仙史）が出版。やはり同年に発行された『東京の裏面』にも、流行の新職業として結婚媒介所が紹介されています。その中では「漸く四年ばかり前から生じたものである」とされており、東京に二〇軒あまりが営業。看板では特に結婚に関して

何も記述せずに営業していたと書かれています。前述した明治一〇年頃の結婚媒介所に関しては一切記述されておらず、一度は業種が絶えてしまったのかもしれない。日清戦争、日露戦争など、大きな戦争があつて青年男性が減少していたのと無関係ではないでしょう。

「結婚媒介所」への登録には、申込用紙に氏名、年齢、職業、住所、技芸、学歴、更に父母祖父母の氏名年齢、初婚／再婚、月収に財産と希望する相手などを書き、写真を添えます。申込料はおおむね一圓で、調査費として三〇圓を取っていました。周旋料、すなわち結婚が決まった場合の成功報酬は、一圓／結納金の二割まで様々です。他にも結婚する当人の家の格に合わせて金額を決めているところや、月収の半分であったり、果ては特に定めず本人に決めさせることで、目出度いことだからと多く出してもらうことを期待する業者もありました。

当時もやはり悪徳業者はいたようです。新聞に「資産家が教養のある二〇歳前後の女性を募集しています」と広告を出し、それに釣られてやってきた相手に「いや、もうアレは決まっちゃったから、他の人を紹介しますよ」などと言って登録を促して会員を増やし、そうして集まった女性の写真を使って、今度は男を集めるといったように、

現代の悪徳出会い系業者と変わらない手口でした。逆に結婚してもいいと思つた男女が支払いを渋り、一度は破談に見せかけて、結婚媒介所をやめてから結婚するといった事例もあつたようです。

明治四五年発行の『確実有利新案営業』に記載された、太田綱次郎が経営する「高砂社」のデータを見ると、明治四二年の登録数は男子三五二名、女子三七〇名。三九〇四三年で一五〇〇名の登録があつたとあります。前述した『東京の裏面』によれば、男性は三〇代が多く、女性は二〇～二五歳が中心のようでした。

男性は独り身で東京に来て、ようやく生活が安定したもの、特に親族もなく相手を探しにくいことが大きな原因となっていました。

女性は収入を得る手段が少なく結婚が死活問題だったこと、また二〇歳を過ぎて結婚を焦り、見知つた仲人の紹介を待つ余裕がないこと等が多い理由と書かれています。戦争の影響もあり、職業別にみると軍人やその子女、学生、戦争で夫を失つて再婚したい未亡人などが多かったようです。特に未亡人は見知つた人に仲人を頼むのも具合が悪く、業者に頼む方が気が楽だったのでしょう。また、こうした一五〇〇名のうち、結婚が成立したのは四〇〇名二〇〇組と高砂社は宣伝しています。これも眉唾だろうと断じています。本の内容

的に現代の週刊誌のようなものですから、すべてを信じるわけにもいきませんが、当時から誇大広告があつたのは間違いありません。

余談ですが、仲介による結婚として、一九〇八年（明治四一年）には「写真結婚」というものが流行していました。

当時、アメリカへ移民した日本人は、ほとんどが独身男性でした。当時は白人や日本人以外の人種との結婚があまり考えられておらず、白人との結婚は法律で禁じられていたという事情もありました。となると、結婚相手となる日本人女性を探さないとならないのですが、そもそも周囲は男性ばかり。余裕があれば一旦帰国して相手を見つけるといふ手もありますが、誰もが手間隙をかけられるわけではありません。では独身女性を迎え入れようと思つても、移民の増大によつて苦しんでいたアメリカは規制を行つており、呼び寄せられるのは自分の家族だけと決まっていたのです。

そこで生まれたのが、この「写真結婚」です。家族なら呼び寄せられることを利用して、親族に頼んで写真だけで見合いを行い、会わずして結婚することで渡米を可能としました。お互いを知らずに結婚することも多かつた時代なので、日本人としては特に問題がなかつたのですが、これは受け入れるアメリカの側からすれば非常に野蛮な行

為に見えたようです。婚姻関係があると簡単には認められず、上陸後に身元調査の上で宣誓が必要とされました。そもそも移民を増やしたくないのに、法をかくぐつて移民が来たという反感も大きく、一九二〇年に「写真結婚」は禁止されることとなりました。

さて、江戸時代の仲人業と明治期の仲人業が大きく違うのは、その主体が結婚する家の両親にあるのではなく、当人にあることでしょう。結婚媒介所では写真による相手の選定を行ったのち、お互いが会つてみたいと言つたら、媒介所の職員が立ち合いのもとで実際に二人を見合わせたのです。一八九八年（明治三十一年）に施行された明治民法では、家族が婚姻または養子縁組をなすには戸主の同意を得なければならぬとされていました。が、駆け落ちや無理心中なども多かつたようので、当初から問題視されていた制度でした。それでも家族の手で結婚を手配される事例が圧倒的に多いのですが、前述した恋愛結婚の流行もあり、自分の意志で結婚したいと願う人々がいなくなつたわけではありません。

女性の権利向上という面でも、この「結婚媒介所」は歓迎されました。一九一三年（大正二年）に発行された『今の女』では、「これ已に新しい女の爲めに開放され、而して之に對する新しい男

の自由なる出入りを許された門戸である」と歓迎しています。実際、富豪の娘が両親の国外出張を見計らつて一人で「結婚媒介所」へ向かい、勝手に婚約をしていたという事例があつたそうです。両親の帰国と共にキャンセルされたそうですが、興味深い話です。

とはいえ、『今の女』では、同時に対面することによつて起きた様々な問題点も指摘しています。男は初婚とか良妻賢母などたくさん条件をつけているのに、美人となれば条件に見合わなくても結婚したが、女性でも希望が高すぎて相手がいなかったり、条件に見合つていないのに会つてみるとちよつと……と難色を示すなど、やはりこちらも現在と変わらない問題が発生していたようです。また、何度か会つて気を許すと「男は其機を見計らつて勝手な計略を企てるかも知れぬ」と、セックスだけして結婚しない、売春をさせようとする等、女性側に不利な危険についても指摘しています。ちなみにこのような問題は現代の結婚相談所にも残つており、職員は女性会員に対して繰り返し「婚前交渉はするな」と言い含めているそうです。

一方の結婚式は一九二三年（大正十二年）九月、関東大震災で日比谷大神宮が焼失。それをきっかけとしてホテル側が神社の持つていた機能を吸収

し、今日にあるホテルウエディングが完成します。また新婚旅行もこの時期に流行。一九一〇年あたりから既に認知はされていたようですが、一九二〇年代に入ると余裕があれば旅行に行つて、見合いで会つて間もないお互いをよく知る機会にするべきだ、疲れるからやめておいた方がいい、ハメを外すから不道德だ等、様々な意見が飛び交うようになります。交通網の発達に従つて、旅行がより身近なものになったからでしょう。とはいえ、こうしたブームは戦争を迎え、不謹慎だという声が強まったため一旦は収束してしまいます。

さて、こうして「結婚媒介所」が広まった明治末期から大正前期半、一九一〇～一九二〇年は、同時に優生学の話題が尽きない時代でもありました。特に一九一七年は「大日本優生会」が誕生し、優生学という概念が世間に広まった年です。マスコミにも多く取り上げられ、当時の女性週刊誌『婦女新聞』では、同年を境として頻繁に優生学を特集しています。

にもかかわらず、この団体は当初それほど強い力を持ちませんでした。「大日本優生会」の会員は、発足二年後でも東京に五四人の会員がいるばかりで、地方では一桁までしか増えなかったのです。まだ地方に行けば江戸時代の項目で記述した「若者宿」や「娘宿」も当然のように残っており、結

婚紹介業も都市部でのみ発展した業態でしかありませんでした。

しかし、前年の一九一六年には断種政策である「らい予防法」へと繋がった「保健衛生調査会」が内務省に設置されています。遺伝や人種に関する研究や考察が盛んな時代で、結婚と出産はそうした要素の影響をダイレクトに受けるジャンルですから、優生学が「婚姻媒介業」に介入したいと考えるのは当然であり、そうした動きはすでに当時の法律にも表れています。

一九一八年十一月三〇日の『讀賣新聞』には民営の結婚相談所を「随分如何はしい者があつて詐欺とか密淫売を強ひて私腹を肥やすのを業としているのも少なくない」と糾弾する記事が掲載されています。実際、見目の良いサクラを雇つて会員を集めるのは序の口で、経営者の美人姉妹が結婚詐欺を計画して相談所を設立、男性から何度も金を騙し取つたという事件もありました。

また、集めた女学生に売春をさせていた結婚媒介所もあったようです。平成初期に流行したデートクラブで援助交際が問題になったのと同じような事態が起こっていたのです。男女の出会いの場から風俗業へと変化していく様子もデートクラブにそっくりです。

結果として、一九一九年には警察の取り締まり

が開始され、結婚媒介所は両親の同意書なしに男女の紹介をしてはならないと定められることになりました。

更に一九二一年（大正一〇年）六月十六日に施行された「東京結婚紹介業組合規則」では公認結婚紹介業を定めて手数料の規定、同業者の不利になる広告の規制、依頼者の不徳行為の報告などを定めて、不正業者の掃取り組みます。結婚できない男女が多いために、結婚相談業そのものの禁止には至らなかったようです。

そして前述した優生学側からのアプローチもありました。一九二六年二月には国民結婚補導会の手によって作成された「結婚法案」と「結婚紹介法案」が衆議院に提出されたのです。

提出された結婚紹介法案の冒頭には

我國古来の美風良俗として行なはれたる結婚媒酌は、今日に於ては幾多の弊害を生じるに至れり。其の原因は主として私的關係に於て、營利目的又は売恩的の目的を有するにあり。之が弊害を矯正し以て國家的組織に依り、市町村長をして之に當らしめ國民の結婚生活をして安定せしむるを必要とす。之れ本案制定の理由なり。

とあり、続く十四条からなる法案の内容は、市町村で公営の結婚相談所を設置し、民営の結婚相談所を許可制に、また有料／営利目的の結婚紹介事業を廃止しよう、という内容でした。

この法案を作成した「国民結婚補導会」はやはり優生学に連なる団体「日本社会教育協会」の内部組織です。

もう一つの「結婚法案」に書かれているのも、遺伝病や花柳病の防止など、いわば「キレイな結婚」をして日本人を優秀にすべきだ、という内容でした。この時点では、これらの法案は通らなかつたものの、後の第二次世界大戦を迎えて、徐々に政府の思惑と優生学の思想が一体化していくこととなります。

#### 4. 公的な結婚相談所の萌芽

一九三三年（昭和八年）六月、東京は日本橋区にて百貨店の先駆けだった白木屋の二階に「日本民族衛生学会」の手で優生結婚相談所が設立されました。「日本民族衛生学会」は「国民優生法」（一九四〇年）の前身である「民族優生保護法案」に大きな影響を持っていた永井潜が設立した組織です。取り扱う相談内容は以下のようなものでした。

#### 結婚相談事項要目

1. 誰でも安心して朗らかな気分で結婚生活に入りたいと願ふ場合
2. 良い子を有ちたいと願ふ場合
3. 結婚につき体力と健康の状態が十分なりや否やを知りたい場合
4. 結核性の病気の疑ある人の結婚せんとする場合
5. 性病にかかつた人が結婚せんとする場合
6. 精神病の家系の人が結婚せんとする場合
7. 一般に遺伝病のある家系の人が結婚せんとする場合
8. 血族結婚の問題
9. 結婚に際して性の智識を得たい場合
10. 性器骨盤等が結婚に適しているか否かの問題
11. 医学的に避妊の必要ありや否やの問題

ほかにも結婚しても問題ない健康体であるという証明書の作成なども行っていました。

ところが設立した本人たちは優秀な遺伝子を残すため、主にインテリ層の利用を目論んでいたようなのですが、実際には低学歴で無知な人々ばかりが集まったと嘆いていました。

一九三四年（昭和九年）六月十四日の東京日日新聞には、

永井潜博士等、多数の優生学者をメムバーに持つ日本民族衛生学会付属優生結婚相談所は、昨年六月開所以来、わが国優生運動の第一線に立って来たが、一年間の業績を見ると来所者と手紙の問合せ約四千、インテリが極めて少なく、高小、中学卒業程度が圧倒的多数、その次が全然無智な人達、女は少なく、数える位、遺伝性に対する問合せが一番多く、その中でも結核を気にする事は大変なもの、遠い親類に患者が一人いるが結婚はさしつかえないかとか、自分は肺炎力タルにかかったことがあるが、全治していても将来再発して結婚生活を破壊する事はないか等が多く、相談所が力を注いでいる健康証明書の交換等は一向実行されそうもない、所長加用信憲氏（市教育局体育課長）は語る

理窟は分つていながらわれわれの運動が思う通りに進まないのは残念です、相談所を通じての運動より政府に断種法制定を運動する方が手っ取り早く効果を挙げると思いますが、輸精管、輸卵管切断は去勢と違い、性欲減退、身体障害を起す事なく、外国で実験済みの方法です、相談所へ来る人は大

部分、半神経衰弱患者で愚にもつかない避妊法や、血族結婚の話を持ち込みます、ところが社会の事実は、比較的「種」の優秀な上、中流インテリ階級に産児制限が行われ、労働者街は相変らず無制限の生産を行い、優生学上逆淘汰を行っている有様ですから、これを先ず直さなければ、われわれの運動も先へ進むわけには行きません

という、なんとも頭の悪い記事が掲載されています。現代でいうところの「DQNは何も考えずに生でヤッて子供を産んでる」という話とまったく一緒です。優生学が何なのかよく理解していない人が来るのは当然でしょう。

一方、一九三六年（昭和十一年）の『婦女新聞』によれば、内地における平均結婚年齢が男は再婚も含めて平均29・3歳、女は24・7歳と晩婚化。内閣統計局の内地人口動態調査でも出生率が急激に低下して問題視されていました。世界が戦争へと向かっている中、増大する不安が結婚・出産の抑止となったと思われます。

劇的な変化が起こるのは一九三七年の日中戦争です。出征によって青年男性が社会から消えたことで、結婚適齢期女性の結婚難が深刻化したのです。政府はこうした問題に対応すべく様々な活動

を開始し、一九三九年（昭和十四年）九月には設立間もない厚生省から「結婚十訓」が発表されます。

- ・ 一生の伴侶として信頼できる人を選びませう。
- ・ 心身ともに健康な人を選びませう。
- ・ お互いに健康証明書を交換させよう。
- ・ 悪い遺伝のない人を選びませう。
- ・ 近親結婚はなるべく避けることにさせよう。
- ・ なるべく早く結婚させよう。
- ・ 迷信や因襲にとらはれないこと。
- ・ 父母長上の意見を尊重なさい。
- ・ 式は質素に届けは当日に。
- ・ 産めよ殖やせよ国のため。

この標語を作ったのは省内で精神病患者の増加防止を掲げ、断種を目論んでいた「予防局民族優生協議会」から派生し、思想の普及を目的として設立された「民族衛生研究会」です。この十訓の中でも最後の「産めよ殖やせよ」は流行語となって様々な記事や広告へと広まりました。

また、同月には厚生省で優生結婚座談会を主催。結婚前に健康診断書を交換すること、近親結婚を避けること、公設の結婚相談所を多数設立することなどを決定しました。言うなれば国家で結婚と

出産をコントロールしようとしたのです。内容的にもほぼ「日本民族衛生学会」が掲げたものと同じで、地道な努力が実を結んだといえるでしょう。一九四〇年五月一日、今度は東京三越に再び「優生結婚相談所」が誕生。一九四一年一月二二日には人口政策確立要綱を閣議決定しますが、あいにくと優生学を根拠とした結婚制度の成立には至りませんでした。何故なら、血族結婚と家制度がネックとなっていたのです。

優生学サイドは近親婚は遺伝病を誘発して危険だという話を繰り返し主張していたのですが、結婚相談所に良く寄せられた相談内容は、まさにその近親婚に関する相談でした。

一九四〇年に優生結婚相談所から出された『血族結婚について』と題された冊子によれば、日本における血族結婚は全体の5%にも及んでおり、国際平均である1%と比較して顕著に多いと記載されています。特に高い階級を持つ家では、存続を確固たるものにするために血族結婚が多かったため、大きな反発が予想されました。そこで、あくまで「結婚相談所のアドバイス」として、血族結婚の否定を強制することなく、世の中に広めていったのです。続いて一九四一年には心齋橋大丸百貨店三階に「大阪市立結婚相談所」が設立され、こちらも大きな反響を呼びました。

また、一九四一年（昭和十六年）五月には、大日本青少年団が本部に結婚相談所を開設します。大政翼賛会と大日本婦人会によって各地に結婚相談部も設置されるなど、公的機関や関係組織が結婚相談を取り扱うようになっていったのです。東京、大阪に続いて各県も同様に結婚相談所を次々と設立。同時に市町村にも相談員を配置して、まさに「産めよ殖やせよ」を実行していきます。

こうした動きは、一般化しつつあった見合い結婚を全国へと広げる契機になりました。

明治二〇年以降から、男女交際と婚姻を取り仕切っていた「若者宿」や「娘宿」が、内務省や文部省の思惑で青年会（青年団）や処女会（女子青年団）に取って代わられていきました。風紀改良の名のもとに、不道徳な婚姻制度は批判に晒され、特色のあった地方の結婚制度は少しずつ消滅。結果として武士階級の制度だった媒酌結婚（仲人のいる結婚制度が各地域へと広まっていきます）

それでも昭和初期までは様々な風習が残っていたのですが、一九一〇年代には青年団、女子青年団が全国組織化されて情報の統一が行われ、更に戦争によって大政翼賛会の傘下となったことで、結婚制度に対する国家の介入が強まりました。今まで婚姻届すら出さずにいた農村部の人々の間にも、現代的な結婚制度と見合いの仕組みが伝播し

たのです。

変わったところでは、一九三八年（昭和十三年）十二月二六日、「愛国婦人会」による傷痍軍人の配偶者斡旋事業がありました。

優生学の隆盛により、肉体・精神を問わずに障害を持つ人々が差別されやすい土壌が生まれました。そんな中で、優生学で主張されていた先天的疾患ではない傷痍軍人たちも、同じように障害を持つているからと激しい差別を受けていました。これは道徳観念と科学知識を混ぜ合わせて広め続けた優生学の失敗でした。「迷信や因襲にとらわれないこと」と掲げているながらも、例えば「婚外子は淫行で生まれたから欠陥がある」など、意味不明な理論を掲げている例も多くありました。傷痍軍人への差別も優生学の根底に流れる「社会の役に立たない・悪い要素になるから断種しろ」という思想に乗って自然と差別されるようになったのです。

優秀な国民として戦争に行けば、優秀ではない国民へと転落する。こうした矛盾を解消しなければ国民の士気は下がる一方です。これまでも帰還兵に対する様々な社会的補助があったのですが、結婚にまで踏み込んだものはありませんでした。

一九四二年には女子青年団に対して傷痍軍人との結婚を奨励する旨が出され、一九四三年には大

日本婦会も傷痍軍人との結婚を奨励。軍事保護院の調査によれば、こうした取り組みによって成立した結婚は一〇九一組にもなったとあります。パッと見れば美談なのですが、そこは国策です。結婚させられる女性の側から見れば国の失敗を押し付けられて一生を捨てるようなもので、差別に晒された傷痍軍人と共に、幸せな結婚生活を送れたとは思えません。

一九四二年の女子青年団といえば、満州開拓団へ向かう青年の配偶者となる、いわゆる「満州の花嫁」も国策として送り出していました。こちらも悲惨な目にあつたケースばかりで、総じて当時の日本政府による婚姻政策はろくでもなかったと言つてよいでしょう。

## 5. 終戦とお見合い結婚、結婚ビジネスの隆盛

太平洋戦争が終わると、戦死によって成人男性の数が減少し、民間の結婚問題が再燃します。圧迫されていた民業も徐々に回復して、文化人による結婚相談室も多数開設され、新聞の広告欄を賑わせました。

風俗史研究家の下川耿史によれば、一九四七年（昭和二十二年）には、東京の多摩川河畔で結婚紹介雑誌『希望』主催で「誌友大会」として集団見

合いが開催されたそうです。独身男女三八六人が出席、終了後に三人までの相手と身上書を交換して交際を行えるもので、仲人を介した従来のお見合いとは異なるものでした。このイベントが開催された十一月六日はお見合い記念日とされていますが、誰がどのような経緯で広めたのかは不明です。こうした集団お見合いは大変な人気があったようで、似たような企画が各地で開催されました。

一九四八年（昭和二十三年）には新民法によって婚姻制度も大幅に変更されます。結婚する二人の合意さえあれば、親の同意がなくても婚姻が認められるようになりました。

一九四九年にはお見合い結婚の割合が69%にもなり、まさにお見合いブームとなります。

公営の結婚相談所にも高い需要がありました。前節で言及した「大阪市立結婚相談所」の例では、一九五二年（昭和二十七年）『読売新聞大阪版』、一九五三年（昭和二十八年）『主婦の友』への掲載で申込者が全国から殺到。無職の申込者に対する「就職斡旋制度」や申込時に健康診断書を提出する「健康診断制度」、革新的な「五〇〇円挙式」の挙行、結婚成立者の結婚生活実態調査などのユニークな取り組みが実を結び、最盛期を迎えたそうです。

ほかにも地方自治体による結婚相談所は戦前に

比べて増加し、一九五〇年代には各地で優生結婚相談所が新設されています。しかし、お見合いブームは長く続かず、一九六五年（昭和四〇年）を境にお見合い結婚と恋愛結婚の比率は逆転してしまっています。これは戦後の復興が進み経済が成長する中で都市部への人口集中が加速したことや、学校や職場の人間関係の間で行われるイベントでの出会いが増加したことと無関係ではないでしょう。

仲人や結婚仲介業をはさまない出会いのパターンが増えたのです。例えば現在では合コンが主流ですが、一九五〇年代後半から合コンの前身として「合同ハイキング」が流行し、これは一九六〇年代から一九七〇年代まで続いています。七〇年代後半にはディスコが流行するなど、必ずしも結婚を目的としない出会いの場が増加したことも大きかったと言えるでしょう。

一九七〇年には「全国仲人連合会」が発足するなど、仲人形式の紹介業は消失していませんが、結婚媒介業の主流ではなくなりました。

職業ではない仲人にも変化が訪れます。戦争を経て多くの地縁が失われ、国策としての婚姻もなくなった戦後は、職場の上司に仲人を頼むケースが増加しました。しかし、こちらも時代が進むと共に減少します。

結婚情報誌『ゼクシィ』（リクルートホールディ

ングス）の調査によれば、一九九四年の段階では63.9%が仲人ありの結婚でしたが、銀行の破綻や求人数の低下など、バブル崩壊の結果が開始め終身雇用への幻想が失われた一九九七年を境に急降下。いったんはITバブルで持ち直すものの低下は止まらず、二〇〇六年の段階では、わずか1%にまで落ち込みます。

一方、披露宴は終戦直後から増加し、一九四七年九月には現在も続く「明治記念館結婚式場」が開設されました。当初は二九五組だったのが、七年後の一九五四年には三〇三一組、一九六八年には五六二六組ものカップルが挙式しています。こうした流れを受けて各地で結婚式場や、式的行えるホテルや料亭が増加します。また、芸能人による結婚式が雑誌やテレビで報道されることが多くなり、一九六〇年（昭和三十三年）に行われた石原裕次郎の結婚式は特に注目を集め、高さ一メートルものウェディングケーキが大きな話題になりました。こうして結婚式と披露宴の一体化と、すべてを外部施設で行う流れが定着し、一九七〇年（昭和四五年）には自宅以外での披露宴を行ったカップルが90%を越えました。

また昭和四〇年代はウェディングドレスを着るキリスト教式の結婚式が流行した時代でもありません。一九七五年（昭和五〇年）にはこの流行を受

けて京王プラザホテルがウェディングチャペルを開設しました。先ほど挙げたメディアの影響も大きく、昭和六〇年代に入ると更にチャペル併設の結婚式場やホテルが増え、和装の結婚式はほとんど行われなくなりました。フラワーシャワー、ブーケトスなどイベントも増加し、バブルを迎えると共にゴンドラやスモーク演出なども行われるようになり、結婚式はどんどん豪華になります。同時に自分だけの特別なオリジナルの結婚式に対する需要も高まり、様々なオプションが登場し始めます。一九九〇年には『けっこうぴあ』（ぴあ）も創刊され、結婚産業は笑いが止まらないほど儲かっていました。

しかし、やはりこちらもバブル崩壊と共に派手さは失われます。一九九三年五月に創刊した『ゼクシイ』（当時の表記は『XY』）は、当初こそ恋愛や実際に関する特集が多かったものの、一九九五年からはブライダル専門の情報誌にリニューアル。それまでは費用が高額でも集客に問題がなく、差別化もせず画一的な運営をしていたブライダル産業に対して、結婚式と披露宴の費用の料金見積もり比較表を掲載するという手段でメスを入れました。当初は反発していた業界ですが、式のノウハウや金額の特集を行う『ゼクシイ』に対するユーザーの支持は大きく、不況の影響で

「ジミ婚」が広がっていったことも相まって、次々に『ゼクシイ』へ広告を掲載。もはや以前のままでは単価を上げられないため、他の式場との差別化が図られるようになりました。例えばゲストハウスで行われる「ハウスウェディング」などは一九九七年を代表する新しい結婚式です。アットホームな雰囲気を持った一軒家で行われる小さな結婚式は人気を博し、現在でも定番の一つとして行われています。他にも式場やホテルに立場を奪われていた飲食業もレストランウェディングを開始しましたが、こちらはあまり広まりませんでした。

## 6. 技術の発展と出会い系への展開

戦後、深刻な出生率の低下と離婚が与える影響を、良い夫婦を増やすことによって打破すべく、復興へと進む西ドイツから一つのシステムが生まれます。

それが適合性理論と科学的手法を組み合わせた「アルトマンシステム」です。これは会員にプロフィールや心理テストによる性格判断を登録してもらい、そのデータをコンピュータで分析し、パートナーとなる相手を自動的にマッチングさせるというものでした。

日本へは一九七三年（昭和四八年）に上陸し、アルトマン社によって「結婚情報サービス」として開始されました。当初、日本には既に仲人による紹介というシステムがあるのだから、こんな無機質なものは流行しないと思われていました。けれども、仲人のコネクションに頼る必要がなく小うるさく言われることもない、見合いから即結婚というわけでもない、そしてなによりも実際から始まるという恋愛結婚に近いところがポイントだったのでしょう。「結婚情報サービス」は大成功し、他社も次々と参入することになります。

一九八〇年（昭和五五年）にはOMMG（現楽天オーネット）、サンマーク・ライフクリエーション（現サンマリエ）、キューピッドと次々に結婚情報サービスが立ち上がります。

そして一九八四年（昭和五九年）にはツヴァイ、アカデミックユニチャームが加わり、結婚情報サービスという業態は、統廃合を繰り返しながら現在に至るまで結婚に関わる業態として続いています。

余談ながらドイツや日本と似た政治体制と言われるシンガポールでも、国営でアルトマンシステムが導入されており、国立大出身とその他でシステムが分かれているそうです。

面白いところでは、結婚相手ではなく愛人を紹

介するという名目で、一九八一年に「愛人バンク 夕ぐれ族」が登場します。中年男性に向けて女子大生の愛人を紹介するという触れ込みで二〇代の女性オーナーがテレビへ頻繁に顔を出し、男性会員二〇万円という高額設定で始めたにも関わらず五〇〇〇人も会員を集めました。しかし、出会いを仲介するだけと言いながら、実際には所属女性に金銭を払っていたことが発覚し、一九八三年には売春斡旋容疑で摘発されてしまいました。

また一九八〇年代後半は、男女の出会いとして媒体を問わず様々な方法が利用された時代でした。

まずは一九八五年から九〇年代後半にかけて流行した「テレフォンクラブ」(テレクラ)です。当時、新宿・渋谷だけでも合わせて一〇〇軒以上が営業していたと言われています。テレクラは店舗内の個室にそれぞれ電話を設置し、店にかかってきた女性からの電話を男性に取り次ぐシステムで出会いを中継していました。女性はフリーダイヤルから無料で電話をすることが可能で、男性側は時間制で料金を払う仕組みでした。男性は女性と会ってセックスするのが目的で、暇つぶしに電話してきた相手をいかに口説いてセックスするかを競っていました。更に一九八九年には有料情報サービス「ダイヤルQ2」が開始されました。複数によ

る通話が可能だったため、自宅にいなから「テレフォンクラブ」と同様な使い方を可能とした、女性との出会いが主目的の「ツーショットダイヤル」が流行しました。

まったく同時期の一九八五年から流行した「ポケットベル(ポケベル)」も、こうした出会いの補助的機器として活用され、しばらくは「ポケベル」と「テレクラ」の組み合わせが重要なツールとして君臨します。また、一九九〇年代は男女が出会える店として「デートクラブ」や「お見合いパブ」、「アベック喫茶」なども流行しています。どれも穏当な名前ですが、実際にはセックスしたい男女の仲介を行うのが主流で、もっとダイレクトに売春を促す店舗も多かったようです。

しかし、そういったセックス前提ではない営業形態もありました。一九八七年にTV番組「ねるとん紅鯨団」で集団お見合いの企画を行ったところ、これが大人気になりました。この企画は複数の男女が集まってプロフィールや特技をアピールした後、フリータイムを使って自由に会話を行って感触を掴み、別枠で設けられた告白タイムを使って男性から女性に対して告白を行うというもので、特に告白タイムで他の男性も相手の女性と付き合いたいと思ったと同時に告白を行えるという「ちょっと待ったコール」と呼ばれるルール

がドラマチックで喜ばれました。この流行に乗って「カップリングパーティー」や「お見合いパーティー」と呼ばれる形式のイベントが流行します。ただし、そのままではカップルの成立数が極端に少なくなることから様々な改良が行われ、カードにプロフィールやカップルになりたい相手を記入する形式で定着しました。このイベントを専業とする業者も多く現れ、仲人や「結婚情報サービス」とは異なる、実際に会って相手と付き合う方式の結婚媒介業が生まれました。前述した「デートクラブ」でも、初期には真つ当な業者が存在したようですが、売春の温床というイメージの方が大きく、客層もそちらに傾いていきました。

こうした流れは一九九五年に児童による売春、いわゆる「援助交際」が社会問題になったのを契機に大きく変化します。まずは岐阜県で青少年保護育成条例が改正され、青少年のテレクラ規制が開始されました。これに各都道府県も追従し、激しい勢いでテレクラ店舗が減少していきます。一九九六年には「援助交際」が流行語大賞にもなりました。また、一九九七年には「東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例」、いわゆる「デートクラブ条例」も施行され、前述した「デートクラブ」などの店舗もセックスを匂わせる営業をしなくなっていきました。更に「ツーショットダイヤ

ル」も二〇〇二年には規制が強化されて、結果的に成人同士が出会える機会も減少することになります。

それでもまだ出会いへの需要が尽きていなかった一九九五年、男女に限らず様々な交際を掲載した出会い系雑誌『じゃメール』がリクルートフロムエーより発刊されました。出会い系という単語を世間に広め、根強いファンを獲得しました。

また同年は、ウインドウズ95など家庭用PCの普及とネット環境の整備が重なり、インターネットが広まり始めた時期でもあります。もちろん結婚や出会いに関係する業界がこれを逃すわけもなく、徐々にインターネット上で利用可能な結婚・出会い系サービスが増加していきました。しかし、「結婚情報サービス」業界の大手だったアルトマン社が一九九五年に倒産。これは事業に失敗したわけではなく、単に財テクに失敗したのが原因で、業界でも寝耳に水だったようです。その後アルトマン社の業務のほとんどはOMMGが吸収することになりました。

この時期のマッチングサービスは、出会い系という単語が流行したことからわかるように、有象無象が大量に出た時期です。ダイヤルQ2を行っていたところが事業転換のために始めたケースなども非常に多く、有料のカードを購入してのポイ

ント制サイトだけでなく、Q2や海外回線を利用した専用サイトのほか、サクラしかいない詐欺サイトも多く、やはり社会問題になりました。

この流れは一九九六年に「PHS」が広まることで大きく加速します。それまで高級品だった「携帯電話」がシェアを奪われまいと通話料の値下げを行ったことも相まって、日本中の誰もが携帯電話やPHSを持つようになったのです。更に二年後の一九九九年にはiモードやEZwebなどのメール、ショートメッセージ、ウェブ閲覧を行える機種が増加し、出会いの場は単なる電話でのやりとりからネットへと広がっていくことになりました。

インターネットに接続できる人々が増加したことで、セックスが目的なのか交際が目的なのか曖昧なサービスは更に増加します。そのため結婚を目標とした人々は逆に困る事態となりました。二〇〇〇年には既にインターネットにおける結婚情報サービスとして「ブライダルネット」が登場していましたが、既存の結婚情報サービスよりは値段が安いものの、更に安価な出会い系サイトも多かったため、ニーズを満たせたとはいえません。それが劇的に変わったのは、二〇〇二年に「Yahoo! パーソナルズ」というサービスが月額二八〇円で誕生したことでしょう。十八歳以上の

ユーザー限定のサービスで、それぞれが登録した趣味やPRを元に友人や恋人を探せるというものでした。決済などで本人確認を行うことから他の出会い系よりは健全さがあり、一九九九年に発表されて流行していた「Yahoo! メッセンジャー」と連携できたこともあって一大勢力となりました。

ところが、警察の規制はインターネットにまで及びました。二〇〇三年（平成十五年）九月十三日に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法・出会い系サイト被害防止法）が施行されたのです。これで「テレクラ」や「ダイヤルQ2」の時と同様に、いかがわしいサイトは減少していきませんが、この段階では消滅とまでは言えない状況で、まだまだ魍魎魍魎が跋扈していました。

前述のYahoo! は出会い系事業の展開に腐心していたようで、二〇〇三年にブライダルネットを吸収し、二〇〇五年三月には「Yahoo! 縁結び」を開始しています。こちらは前述の「Yahoo! パーソナルズ」と違い、完全に結婚を目標としたサービスで、価格設定もブライダルネットに近いものでした。また、二〇〇六年七月にはパーソナルズを終了して恋人探しに特化した

「Yahoo!パートナー」を月額一九八〇円で開始し、更に二〇一一年には縁結びが「Yahoo!お見合い」にリニューアルしています。

一方、Yahoo!に吸収されていた「ブライダルネット」は二〇〇六年に再び独立して、「日本結婚相談所連盟」を設立し、お見合いセッティングシステム「IBJS」を構築して、各地の独立した結婚情報サービス・仲人業を会員とした統合ネットワークを構築します。また同年五月には、少子化担当相により政府の責任で独身男女の出会いの場を設ける案が提案されています。更に結婚相談業などに関する認証制度の創設も提案されていました。少子化・晩婚化が問題視されていたことや、怪しげな出会い系が多かったところなどは、明治～大正期の「結婚媒介業」の流れとまるで変わりません。戦前は地方自治体などが相談所の役割を果たしましたが、こちらは二〇〇九年二月一日に施行された「改定出会い系サイト規正法」で、公安委員会への届け出義務、運転免許証やクレジットカードなどの本人確認の義務化などを行うことで実現します。もちろん過疎化や嫁不足に悩んだ地方自治体が独自に設立した結婚事業も数多くありましたが、都市部では予算削減や利用者の減少などにより廃止している相談所が非常に多く、主に民営が中心となっています。実際、末期

の公営結婚相談所は会議室でお茶と安いお菓子を出して男女を会わせるなど色気もなにもあったものではない状態だったようで、バブル期にはほとんどがひっそり消えていったようです。

こうして規制が増えると困るのは出会い系サイト業者ですが、こちらもしぶといもので、二〇〇七年末から婚活が流行し、二〇〇八年に山田昌弘&白河桃子の『「婚活」症候群』が出版されると、これを機に「婚活」が流行語大賞にもノミネートされます。すると、今度は出会い系ではなく「婚活」と銘打ったサイトが次々に誕生することになります。もともとQ2業者からITへと事業を鞍替えしたところが多く、今では真つ当だけど昔は……という所も非常に多い世界です。こうした流れになるのは当然といえるでしょう。健全と謳うサイトでも誇大広告で消費者庁から何度も警告を受けるなど、これも「結婚媒介業」が問題となった明治～大正時代となら変わることなく現代に至っています。

実店舗型の出会い系も同様で、二〇一〇年頃から「出会いカフェ」が誕生しました。マジックミラーの向こうにいる女の子を指名してデートに誘うという方式で、お茶代、デート代、それ以上という等級でお小遣いを渡して外に出るシステムになっています。もちろん「それ以上」というの

はセックスのことで、出会いと言いつつ売春斡旋を行うスタイルになっています。

変わった例では男女が同席できる居酒屋「相席屋」があります。こちらは女性が無料、男性が有料というスタイルでお酒を飲むだけで、出会いカフェよりは健全です。また、地方活性化と混ざり合い、一つの地域をまるごと利用して大人数で行われる「街コン」や、大規模施設やイベントを利用した類似イベントも多く開催されるようになりました。

時代によって名称や手段を変えながらも、風俗業や詐欺と絡みやすい性質は変わることなく、結婚紹介業は現在まで続いています。

## 7. 総論～未来の結婚紹介～

こうして古代から現在までを通して見ると、結婚紹介業の変遷は人間関係の変化に大きな影響を受けていることが解ります。

古代から平安～鎌倉時代は血縁と地縁が婚姻を媒介するものでしたが、戦乱によってそれらを失ってしまった人々は「中媒」を頼って縁を結びようになります。

江戸時代になると職縁、つまり仕事による結びつきが増加します。都市化によって血縁と地縁から離れた人々は、職業による繋がりを強めたので

す。当然、婚姻に関しても勤め先での出会いや上司による婚姻仲介を求めました。そして血縁、地縁、職縁のどれも望めない場合は、職業紹介も行って「肝煎」や、医師などの人と多く会う職業を営む人を頼って結婚していました。

明治になると近代化によって女性の権利が低下したことで、完全になくなりはいないにせよ職縁が減少しました。更に戦争によって人間関係も失われたことが「結婚媒介業」の流行を生んだのです。

その後、第二次世界大戦によって国民の一体化が図られると、軍隊や下部組織を通じた婚姻が増加します。これは国家的な職縁と言つてよいでしょう。戦後はこうした仕組みが徐々に失われるものの、高度成長によってサラリーマンが増えることで職縁がより強力なものとなります。また、義務教育や大学進学率の上昇によって学縁といふべきパターンも増加しました。

厚生労働省による「出生動向基本調査」から出会うのきっかけに関する情報を見ると、一九五四年以前は9%だった職場の出会いが一九六〇年代後半には23%に上昇し、七〇年代後半から八〇年代前半に一旦減少しますが、一九九〇年代前半には再び増加に転じ、36%とピークを迎えます。

また、学校での出会いは一九七〇年代前半で

4%、一九九〇年代後半で10%と順調に増えてきました。一九九〇年代後半で援助交際が流行したことと、学縁による婚姻が増加したことは無関係ではなく、学生時代の恋愛からあぶれてしまった人々が代償行為として制服少女との交際を求めたのではないのでしょうか。同様に合コンの流行も自力で学縁が作れない人々による努力だったのではないかと思えます。

こうした職縁や学縁の増加によって、血縁や地縁は更に減少します。例として結婚相手が幼馴染だった場合を見ると一九五〇年代後半が11%と最大で、その後は常に減少していき、一九九〇年代後半には2%以下にまで落ち込むのです。

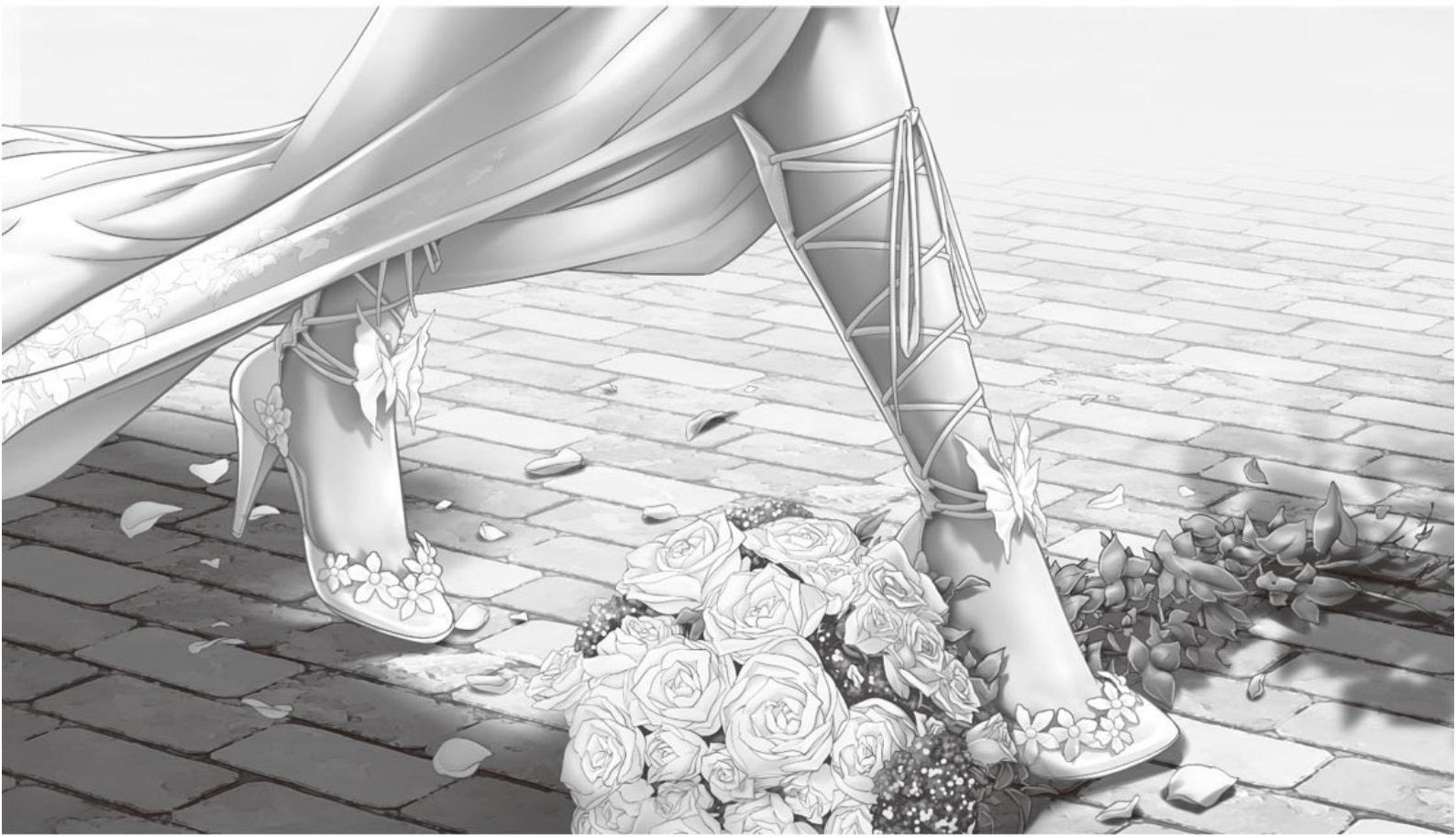
二〇〇〇年代を迎えるとネットワークの発達が人間関係に大きな変化を与えます。現実には顔を合わせて縁を結ぶ必要性が減り、まるで接点のない状態からでも人間関係を築けるようになったのです。同年には友人・きょうだいを通じた婚姻が31%にまで増えるのですが、ここにはネットなどを通じて知り合った例が相当数まぎれています。ダイヤルQ2や出会い系で知り合った夫婦は、周囲に対して「友達の紹介で知り合った」と誤魔化す場合が多かったのです。同時に職場の出会いは徐々に減少し、不況によって職縁が失われていることがデータから見て取れます。

地方から都会に來たので知り合いがいない。戦争や法律で社会的に断絶された。見合いは時代遅れだけど恋愛する相手が見つからない。学校や会社で居場所がない。SNSのフォロワーは一桁だけ。そもそも人口が少なくて人と知り合えない……。

社会の変化によって縁のあり方が変わった時、そこからあぶれてしまった人々に向けて、誠実さを以て、あるいは邪悪な企みと共に結婚紹介業と、その名を騙った風俗業が隆盛します。

現代では少子高齢化が深刻化し、結婚しようにも相手がいない、いたとしても不況の影響で家庭を作るには資金が心もとなく、子供が出来ても育てる余裕はなさそうだ……そんな声があちこちで囁かれています。人を繋ぐ距離はスマートフォン誕生によって縮まりましたが、婚姻を結ぶとなれば何はともあれ直接会わなければ始まりません。出会いはもとより、結婚そのものが非常に難しくなっています。

もしかすると今後の結婚紹介業は、VRゴーグルや3D映像の投影・合成技術の発達によって現実味を帯びてきたヴァーチャリアリティの実現や、ディープランニング（深層学習）による人間関係の構築補助、AIとの人間（？）関係構築へとシフトするのかもしれない。



# 『今だからこそ知りたい』

## 結婚と性行為の歴史』

二〇一六年七月一〇日発行

著◆鳥山仁

協力◆鍋島崇（結婚仲介業の歴史）

イラスト◆うすくち／渦の木環／海乃星志郎／江川広実／

坂崎ふれでい／三乳亭しん太／しいなシン／紫月秋夜／

しんいち／芹野いつき／月極亜葵良／にったじゅん／

眠井ねる／万休／Bee／山岡鋼鉄郎／大和テクノ

（五十音順）

発行人◆小野寺一

編集人◆樺昭子

発行所◆三和出版株式会社

東京都豊島区巢鴨四丁目二六番地一〇号 三和ビル


編集◆〇三（五九〇七）七〇一五

営業◆〇三（五九〇七）七〇一一

印刷◆図書印刷株式会社

乱丁本・落丁本はお取り替えいたしません。

本書の一部あるいは全部について著作者から文書による承諾を得ず  
にいかなる方法においても無断で転載・複写・複製することは固く  
禁じられております。



Illustrator

うすくち

渦の木 環

海乃 星志郎

江川 広実

坂崎 ふれでい

しいな シン

紫月 秋夜

しんいち

芹野 いつき

月極 亜葵良

にった じゅん

眠井 ねる

万休

山岡 鋼鉄郎

大和 テクノ

今だからこそ知りたい

# 結婚と 性行為の歴史

略奪婚・売買婚・少女との結婚……世界中には様々な結婚の風習があります。本書ではその中でも特に日本との関係が深い、儒教、キリスト教、そして古代ローマにおける結婚制度とその歴史的経緯を、セックスも含めて分かりやすく解説していきます。貴族の結婚式、武家の結婚式、そして現代日本における結婚式と夫婦生活の始まりを知りたい方には必読の一冊です。

雑誌 64284-40

発行●三和出版株式会社